19世紀前半におけるロシア黒海貿易と南下政策

――モルダヴィア・ワラキア支配の意義と限界――

武田元有

はじめに

近代ロシア社会は 1860 年代の「大改革」時代を画期として、経済的には農奴制に立脚する封建的生産様式から資本主義経済へと移行する一方、政治的には土地利害を代弁する農奴主国家=貴族帝国から資本主義を育成する近代ツァーリズム=ブルジョワ国家へと転換する。こうした史的画期をなす「大改革」の背景・契機として、国内的・経済的には農奴体制の蔓延と階級対立・農民運動の高揚、対外的・政治的には「東方問題」Eastern Question の発生と英露対立・クリミア戦争(1853 - 56 年)の敗北、以上が指摘されてきた。(*) 本邦ではこれまで、「大改革」の嚆矢が 1861 年の農奴解放にあった事実を反映して、専ら前者の問題=農奴制の構造・動態とその矛盾が様々な角度から分析されてきた反面、(*) 後者の問題=南下政策の展開とクリミア戦争の意義に関する研究蓄積は必ずしも多くない。(*) すなわち旧来の研究では、史的前提としての農奴制、その帰結としての農奴解放、以上の流れが「大改革」の基本的な構図として重視される一方、並行する英露関係の悪化=クリミア戦争の勃発は、あくまで副次的・偶発的な随伴現象として扱われているのである。

しかし、一方における農奴制度の展開と、他方における英露関係の悪化を、単に時期的に並進した異なる次元の問題として捉え、両者を分離して扱うことには大きな問題があると思われる。そもそもクリミア戦争を頂点とする 18 世紀以来の露土戦争・南下政策は、周知の如くオスマン帝国の領有するボスフォラス・ダーダネルス海峡の通航確保を目的としているが、海峡通航の維持は何よりも黒海・海峡経由の穀物輸出を保全するためであって、農業生産・穀物輸出を基盤とするロシア経済構造の骨格に関わる問題であった。(*) すなわち国内的な農奴体制と並行する対外的な穀物輸出こそは、海峡通航を保証する南下政策の展開を要請したのであり、19 世紀前半の農業・土地問題と外交政策・クリミア戦争との間にはむしろ内在的・必然的な因果関係が存在したと言えよう。

以上の問題関心から小稿では、「大改革」の史的条件が醸成される 19 世紀前半を対象として、経済的な穀物生産と外交的な南下政策との内的連関を、立体的・有機的に把握することを目指したい。その手段として、経済構造の考察に際してはオデッサを拠点とする黒海経由の穀物貿易に留意する一方、外交過程の分析に際してはルーマニア(モルダヴィア・ワラキア公国)をめぐる露土対立に焦点を当てたいと思う。15 世紀以来オスマン帝国に服属するモルダヴィア・ワラキア公国は、経済的にはオスマン帝国の穀倉地帯として首都イスタンブールの食料需要を充足する一方、政治的にはオスマン領土の対露防壁としてバルカン支配の要衝をなし、オスマン帝国の繁栄を二重の意味で支えてきた。したがってロシアにとってルーマニア支配の確立は南下政策を展開する上での重要な布石となる一方、オスマン帝国にとってその喪失はバルカン支配の屋台骨とオスマン経済の生命線が崩壊することを意味し、このため 19 世紀前半にはルーマニア問題が露土関係における最大の争点だったのである。⑤以下、経済構造、政策展開、及びその効果について、順次検討しよう。

註

- (1) 倉持俊一「十九世紀前半のロシア」『岩波講座・世界歴史』第 19 巻 (近代 6) 岩波書店 1971 年、和田春樹「近代ロシア社会の構造――その成立と矛盾――」歴史学研究会編『世界史と近代日本』(『歴史学研究』別冊特集)青木書店 1961 年、同「ロシアの『大改革』時代」『岩波講座・世界歴史』第 20 巻 (近代 7) 岩波書店 1971 年。鈴木健夫「ロシアの農奴解放――その歴史的意義をめぐって――」 [1993 年度西洋史研究会大会・共通論題「近現代における中・東欧 (諸国・地域)発展の歴史的位相と射程」報告(1)]『西洋史研究』新輯第 23 号 1994 年。
- (2) 増田富壽『ロシア農村社会史の近代化過程』御茶の水書房 1958 年、阿部重雄『ロシア農民とツァーリズム』 創元社 1959 年、菊地昌典『ロシア農奴解放の研究――ツァーリズムの危機とブルジョア的改革――』御茶の水書房 1964 年、肥前栄一「帝制ロシアの農村社会と農民経済――ミール共同体をめぐる理論的諸問題――」『経済学論集』第44・45 巻 1978・79 年(同『ドイツとロシア――比較社会経済史の一領域――』未来社 1986 年再録)、 鈴木健夫『帝政ロシアの共同体と農民』早大出版部 1990 年、同『近代ロシアと農村共同体――改革と伝統――』 創文社 2004 年、佐藤芳行『帝政ロシアの農業問題――土地不足・村落共同体・農村工業――』未来社 2000 年。
- (3) なお戦後の経済史学において、19 世紀中葉・自由主義時代の英露対立=クリミア戦争は、18 世紀・重商主義時代の英仏対立=第二次百年戦争に続き、19 世紀末・帝国主義時代の英独対立=第一次世界大戦に先行する、世界的な商業覇権競争の重要な一階梯として位置付けられている。大塚久雄『近代欧州経済史序説』[大塚久雄著作集第2巻] 岩波書店 1969 年、139 140 頁。しかしこうした観点はその後十分深められることなく、近年ではむしろ政治史的・思想史的な枠組からする露土関係の分析が中心である。主な論考として、鈴木健夫「ロシア帝国の膨張と『大改革』」歴史学研究会編『民族と国家』[講座世界史③] 東大出版会 1995 年、阿部重雄『ギリシア独立とカポディーストリアス』刀水書房 2001 年、高田和夫「ロシア・ナショナリズム論ノート」『比較社会文化』第5巻 1999 年、15 18 頁、同「露土戦争とロシア・ナショナリズム」九州大学『法政研究』第68巻第3号 2001 年、志田恭子「帝政ロシアにおけるノヴォロシア・ベッサラビアの成立――併合から総督府の設置まで――」『スラヴ研究』第49号 2002年。なお、露土関係は含まないが、国家統合・連邦体制の観点から領土拡張を検討したものとして、寺山恭輔「ロシア・ソ連の国境と国家:対モンゴル・フィンランド政策」[2008年度西洋史研究会大会・共通論題「現代連邦制の世界史的位相――解体と統合の諸相――」論点開示(2)]『西洋史研究』新輯第38号 2009年。他方、オスマン帝国の側から露土関係を分析したものとして、尾高晋己『オスマン外交のヨーロッパ化――片務主義外交から双務主義外交への転換――』 溪水社 2010年。
- (4) 18 世紀の黒海貿易・南下政策については、拙稿「エカチェリーナ二世時代におけるロシア黒海貿易と南下政策——1787年仏露通商条約の経済的・政治的意義——」『鳥取大学・教育センター紀要』第5号2008年、同「フランス革命・ナポレオン戦争とロシア南下政策——バルト海貿易の危機と黒海貿易の成長——」同上誌、第6号2009年、をそれぞれ参照されたい。
- (5) 拙稿「オスマン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア」『鳥取大学・教育地域科学部紀要』〔地域研究〕第4巻第2号・第5巻第1号2003年。最近の研究として、黛 秋津「ロシア・オスマン関係の中のワラキア・モルドヴァ公問題――18世紀後半から19世紀初頭まで――」『史学雑誌』第113編第3号2004年。

[I]経済構造:農奴制と海外貿易

本節ではまず前提条件となる 19 世紀前半の経済過程に関して、地帯構造の編成に占める黒海沿岸=ステップ地帯の位置に留意しつつ、農業・工業生産、及び貿易動向を中心に順次考察しよう。

(1)農業

① 概観

農業人口・耕地面積・穀物収量の地域分布を見る場合(表1)、肥沃な「黒土地帯」chernozem/black earth に属する中央黒土・中部ヴォルガ・小ロシア・南西部地方が 15 県合計で各指標の 45 %を占め、うち中央黒土 6 県が 20 %を占める最大の穀倉地帯である。だが 1863 年の耕地化率は概ね 40 %以上、中央黒土 6 県では 60 %を超え、1796 — 1863 年の伸び率はどの指標でも 1.5 倍前後にとど

	表 1	農業生産の動向	(ヨーロッパ・	ロシア 50 県)
--	-----	---------	---------	-----------

		成年男子	人口(1,000 人)	耕地面積(1,000 ヘクターノ	レ)	耕地比	重(%)
<u></u>		1796年	1863年	増率	1796年	1863年	増率	1796	1863
I	: 北 部	480 (2.8)	744 (2.7)	1.55	1,264 (1.8)	1,291 (1.4)	1.02	1.0	1.0
П	: 北 西 部	925 (5.3)	1,498 (5.4)	1.62	3,319 (4.6)	3,822 (4.1)	1.15	15.1	17.4
Ш	: バルト海沿岸	574 (3.3)	872 (3.1)	1.52	989 (1.4)	1,872 (2.0)	1.89	10.9	20.7
IV	: 西 部	2,433 (14.0)	3,168 (11.3)	1.30	9,504 (13.3)	11,437 (12.1)	1.20	26.2	31.6
V	: 中央非黒土	3,101 (17.8)	4,143 (14.8)	1.34	11,091 (15.5)	12,137 (12.9)	1.09	31.7	34.7
VI	:中央黒土	2,945 (16.9)	4,873 (17.4)	1.65	13,983 (19.5)	18,204 (19.3)	1.30	46.8	60.9
VII	: 中部ヴォルガ	1,178 (6.8)	1,939 (6.9)	1.65	5,426 (7.6)	6,518 (6.9)	1.20	35.7	42.9
VIII	:小ロシア	1,644 (9.5)	2,458 (8.8)	1.49	6,735 (9.4)	7,554 (8.0)	1.12	43.0	48.2
IX	:南西部	1,737 (10.0)	2,762 (9.9)	1.59	5,953 (8.3)	7,513 (8.0)	1.26	36.1	45.6
	エカチェリノスラフ	238 (1.4)	607 (2.2)	2.55	1,021 (1.4)	2,041 (2.2)	2.00	16.1	32.2
	ヘルソン	178 (1.0)	694 (2.5)	3.90	763 (1.1)	3,200 (3.4)	4.19	10.7	44.9
X	タウリーダ	127 (0.7)	320 (1.1)	2.50	181 (0.3)	1,083 (1.1)	5.98	3.0	18.0
	ドン軍管区	157 (0.9)	472 (1.7)	2.99	1,428 (2.0)	4,198 (4.5)	2.94	8.7	25.5
	南部ステップ計	702 (4.0)	2,095 (7.5)	2.98	3,393 (4.7)	10,522 (11.2)	3.10	9.4	29.3
	サラトフ	378 (2.2)	841 (3.0)	2.22	1,868 (2.6)	2,241 (2.4)	1.20	26.1	26.6
	サマラ		829 (3.0)		1,489 (2.1)	2,150 (2.3)	1.44	9.1	13.8
XI	オレンブルク	379 (2.2)	921 (3.3)	2.43	1,344 (1.9)	1,754 (1.9)	1.31	4.3	5.6
	アストラハン				95 (0.1)	260 (0.3)	2.74	0.4	1.1
	南東ステップ計	758 (4.4)	2,646 (9.5)	3.49	4,796 (6.7)	6,405 (6.8)	1.34	4.7	6.3
XI	I: ウラル地方	914 (5.3)	847 (3.0)	0.93	5,190 (7.2)	6,909 (7.3)	1.33	10.7	14.2
	合計・平均	17,396 (100)	27,997 (100)	1.61	71,643 (100)	94,184 (100)	1.31	14.4	19.0

		年間平均穀物生	三産量(1,000 チュト	ベルチ)	穀物生	E産量/	播種量	(倍)	生産量/	/総人口
	~	1802 - 11年	1857 - 63 年	増率	1812 -	1821 -	1841 -	1851 -	1811年	1863年
I	: 北 部	2,280 (1.4)	3,114 (1.2)	1.37	3.9	4.6	3.5	3.4	2.0	2.0
П	: 北 西 部	6,819 (4.3)	7,124 (2.7)	1.04		2.7	2.7	2.7	3.2	2.5
Ш	: バルト海沿岸	3,550 (2.2)	6,084 (2.3)	1.71	4.2	4.1	4.3	4.5	2.4	3.4
ĮV	: 西 部	24,643 (15.6)	23,412 (9.0)	0.95	2.3	2.5	2.8	2.5	3.9	3.5
V	: 中央非黒土	23,589 (14.9)	32,255 (12.4)	1.37	2.6	_	2.7	2.7	3.3	3.8
VI	:中央黒土	37,004 (23.4)	52,893 (20.3)	1.43	3.1	3.5	3.5	3.2	5.1	5.4
VII	: 中部ヴォルガ	12,971 (8.2)	22,618 (8.7)	1.74	2.5		3.2	3.6	6.8	5.7
VIII	: 小ロシア	13,891 (8.8)	21,410 (8.2)	1.54	3.3	1	3.4	3.3	3.5	4.3
IX	: 南 西 部	12,558 (8.0)	20,384 (7.8)	1.62	3.8	1	4.2	3.7	3.5	3.7
	エカチェリノスラフ	1,961 (1.2)	5,460 (2.1)	2.78	4.4	3.5	2.7	3.4	3.4	4.5
	ヘルソン	917 (0.6)	6,164 (2.4)	6.72	_	_	3.2	3.9	1.9	4.6
X	タウリーダ	426 (0.3)	2,588 (1.0)	6.08	4.5	3.5	4.1	5.0	2.4	4.3
	ドン軍管区	1,224 (0.8)	4,850 (1.9)	3.96	4.0	4.2		-	3.1	5.1
	南部ステップ計	4,528 (2.9)	19,062 (7.3)	4.21	4.3	3.8	3.6	4.2	2.5	3.7
	サラトフ	4,274 (2.7)	10,580 (4.1)	2.48		_	3.4	3.6	5.1	6.3
	サマラ	2,505 (1.6)	10,860 (4.2)	4.34	_	-	_	3.6	3.9	6.4
XI	オレンブルク	2,691 (1.7)	11,490 (4.4)	4.27	_		3.1	3.7	3.6	6.2
	アストラハン	181 (0.1)	510 (0.2)	2.82			3.2	3.3	1.8	1.4
	南東ステップ計	9,651 (6.1)	33,440 (12.8)	3.46	_	_	3.2	3.6	3.5	6.0
XI	I: ウラル地方	6,463 (4.1)	19,368 (7.4)	3.00	_		3.6	3.4	2.9	4.4
	合計・平均	157,947 (100)	261,164 (100)	1.65	3.0	_	3.3	3.2	3.8	4.3

典拠) В. К. Япунский, Изменения в размещении населения Европейской России в 1724- 1916 гг, *История СССР*, № 1, 1957, стр. 203- 204; Его же, Изменения в размещении земледелия в Европейской России с конща XVIII в. до первоймировой войны, *Вопросы истории сельского хозяйства и революционного движения в России*, Москва, 1961, стр. 125-130; И. Д. Ковальченко, Динамика уровня земледельческого производства России в первой половине XIX в., *История СССР*, № 1, 1959, стр. 68- 69.

まり、生産能力は限界に達している。また「非黒土地帯」nechernozem/ non black earth の中央非黒土・西部地方は14県合計で各指標の20 - 30%を占め、耕地化率も30%にとどまるが、地質の劣位から各指標の伸び率は1.3倍程度で低迷している。他方、痩薄土壌・寒冷気候のために農業不適な北部・北西部・バルト海沿岸の場合、9県合算で各指標の10%未満にとどまる。"生産技術は原始的な木製無輪鋤、伝統的な三圃制(①春耕地での商品作物=大麻・亜麻、②秋耕地での消費向け穀物=ライ麦、③休耕地での家畜放牧・施肥)に依存し、播種・収穫比率は、黒土地帯で3-3.5倍、非黒土帯で2.5-3倍にとどまり、人口1人当たり穀物収量は、中央黒土・中部ヴォルガで5-6チェトベルチ、他では概ね3-4チェトベルチにとどまり、人口1人の扶養に必要な年間総量2-3チェトベルチを若干上回るにすぎない。なおバルト海沿岸3県の場合、近代農法の導入によって、耕地面積・穀物収量とも、絶対量こそ僅少ながら伸び率は高く、また播種・収穫比率も4-4.5倍に達したのであるが、人口1人の収量は2-3チェトベルチにとどまった。このため天候不順・凶作は深刻な食糧不足に直結し、19世紀前半を通じて不作・飢饉が頻発したのである(表2)。②

農民身分は就労人口の90%を吸収し、①国家の管轄する「国有地農民」gosudarstvennye krest'iane/state peasant、②君主=ロマノフ皇室の直轄する「御料地農民」udel'nye krest'iane/court peasant、③ 私的領主=世襲貴族の所有する「領主地農民」pomeshchich'i krest'iane/private peasant(=いわゆる狭義の「農奴」krepostnye liudi/serf)以上の三種に区分される。 ③ 18 世紀には領主地農民が過半

表2 19世紀前半の食糧危機

時期	主な要因	発生地域	被害の影響
1812	不作	モスクワ・シベリア	
1817	干魃	中央非黒土地帯	穀価上昇
	豪雨・ヒョウ・干魃	白ロシア	·
1822	干魃・害虫	ほぼ全域、とりわけ南部・南東	被害重大・餓死多発
	不作	中部・東部	
	冷春・干魃	ほぼ全域	
1832	冷春・干魃・短秋	中央黒土地帯・ウクライナ・ヴォルガ下流	穀物輸入・家畜屠殺
1839	干魃・ヒョウ	中央黒土地帯・ウクライナ	
1840	冷春・豪雨・干魃	中央非黒土地帯・中央黒土地帯・ヴォルガ中部及び下流	穀価上昇
1846	ヒョウ	西部・中部・北部	
	春霜	中部	穀物輸入
1848	春霜・干魃	西部を除く全域	穀価上昇・人口移動
1850	春霜・豪雨・干魃	北東・南部	穀価上昇
1852	多雨・冷春	全域	
	熱波・干魃・豪雨・害虫	白ロシア・黒土地帯西部・ウクライナ西部	
	干魃	ヴォルガ・東部・ウクライナ北部	

典拠) A. Kahan, "Natural Calamities and Their Effect upon the Food Supply in Russia", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 16, 1968, pp. 373-374. ※ は被害重大な食料危機。

表3 ロシア農民人口(成年男子)

(1,000 人)

			(1,000 / 1/
人口調査	領主地農民	国有地農民	御料地農民
第一回(1722 年)	3,200	2,200	
(1762年)	5,611	2,780	524
(1782 年)	6,714	3,932	634
第五回(1796年)	9,789	7,276	520
第六回(1812年)	10,416	7,550	
第八回(1835 年)	10,872	10,550	
第九回(1851年)	10,708	12,000	1,274
第十回(1859年)	10,696	12,800	

典拠) 増田冨壽『ロシヤ農村社會の近代化過程』 御茶の水書房 1969 年、228 頁、肥前栄一『ドイツとロシア』未来社 1986 年、106 頁; П. Г. Рындзюнский, Вопросы изучения мелкотоварного уклала в России XIX в, История СССР, № 4, 1963, стр. 105; J. Mavor, An Economic History of Russia, New York, 1965, Vol.1, p. 418; A. Kahan, The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of 18th-Century Russia, Chicago, 1985, pp. 16, 24. を占めたが、19世紀には国有地農民の比重が上昇し、両者はほぼ拮抗している(表3)。

国有地農民は身分的・政治的に自由な地位を享受する一方、代価として納税・兵役を負担し、経済的には公地保有の代わりに貨幣地代を払う。しかし原則 15 デシャチナの分与地面積は、農村人口の増大によって平均 5 デシャチナまで縮小する一方、18 世紀初頭で 40 コペイカの貨幣地代は、国家財政の膨張から 1820 年代で 5.5 - 10 ルーブリに達し、しかも旧ドイツ・ポーランド領(バルト海沿岸・西部・南西部)では賦役が支配的であり、農奴に劣らず過酷な状況にあった。(4)

領主地農民は、領主の私的財産として人格的・経済的に従属する。その多寡はモスクワ公国の歴史的・地理的な拡大過程に由来し、モスクワ近郊の諸県は農奴人口の40%を吸収(表4①)、域内人口の農奴比重も60%を超える一方(表4②)、領土拡張によって併合された遠隔地域は、農奴人口の分布状況、域内人口の農奴比重とも低い。所領規模を見れば、領主の20%が農奴の80%を支配する一方、領主の80%は農民の20%しか支配しておらず、領主の階層分化が顕著である(表4①)。 (5) 労働地代=賦役(バルシーチナ barshchina) は、原則週3日であるが、実質7日に及び、領主の労働管理が容易な小経営や、地味豊穣な黒土地帯の大経営で支配的であった。貨幣地代(オブ

表4 領主地の農業経営(ヨーロッパ・ロシア 46 県) 領主・農奴人口の分布

(I)	限土。 展奴/	領主	(人)			000人)		経営	ま規模	(保有	農奴数	女) の 🗸	引訳(9	6)
		1834年	1858年	184		1859			領地	20	20-	100-	500-	1,000
					抵当農奴		抵当農奴		無し	未満	100	500	1,000	以上
т	: 北 部	1,813	1,464	101	74	108	75	領主	1.5	40.6	39.6	16.3	1.6	0.4
1	· 4L = HP	(1.7)	(1.4)	(0.9)	(1.1)	(1.0)	(1.1)	農奴	0.1	5.8	26.0	42.9	15.8	9.3
π	:北西部	7,478	7,498	535	303	508	323	.領主	2.9	41.2	37.9	16.0	1.4	0.6
-11	· 10 E3 DP	(6.8)	(7.4)	(4.9)	(4.6)	(4.7)	(4.5)		0.1	5.3	24.6	45.3	14.8	9.9
m	: バルト海沿岸	1,587		495				.領主		3.5	19.8	61.2	11.0	4.4
1111	. / ソレト(毎(日)午	(1.5)		(4.6)				農奴		0.1	3.9	47.1	23.9	24.9
13.7	: 西 部	18,229	15,823	1,784	931	1,692	1,044	.領主	2.7	38.8	35.9	19.3	2.0	1.3
14	. P3 pp	(16.7)	(15.6)	(16.4)	(14.0)	(15.7)	(14.7)	農奴	0.1	3.1	17.4	36.9	13.9	28.6
w	: 中央非黒土	21,299	18,246	2,254	1,544	2,168	1,509	.領主	1.5	30.3	41.2	23.0	2.6	1.4
· V	. 中大升羔工	(19.5)	(18.0)	(20.7)	(23.2)	(20.1)	(21.2)	農奴	0.1	2.7	17.7	39.3	15.3	24.9
371	:中央黒土	26,022	23,672	2,172	1,651	2,119	1,606	領主	2.5	41.6	33.8	18.9	2.0	1.2
٧ı		(23.8)	(23.4)	(20.0)	(24.9)	(19.6)	(22.6)	農奴	0.1	3.5	16.9	38.5	14.1	26.9
var	: 中部ヴォルガ	5,158	4,423	619	433	586	452	領主	3.0	26.8	35.9	28.1	4.1	2.1
VII	・中間シオルス	(4.7)	(4.4)	(5.7)	(6.5)	(5.4)	(6.4)	農奴	0.1	1.7	12.5	40.1	17.9	27.3
1/III	: 小ロシア	16,265	14,308	853	488	824	481	領主	4.8	61.9	22.4	9.1	1.0	0.8
VIII.	. 小 ロ シ /	(14.9)	(14.1)	(7.8)	(7.3)	(7.6)	(6.8)	農奴	0.3	7.3	18.6	34.2	12.5	27.1
TV	:南西部	4,660	5,117	1,417	537	1,486	856	領主	6.1	16.1	27.7	37.7	7.9	4.5
ın	· FB PB FB	(4.3)	(5.1)	(13.0)	(8.1)	(13.8)	(12.0)	農奴	0.1	0.5	5.5	31.6	19.5	43.2
	エカチェリノスラフ	1,360	2,298		73		80	領主	6.1	34.8	39.7	17.2	1.6	0.4
		(1,2)	(2.3)		(1.1)		(1.1)	農奴	0.4	4.3	25.3	48.5	12.9	8.4
x	ヘルソン	2,606	2,591		61		72	領主	3.6	44.8	39.5	10.9	0.8	0.2
Λ	* \10 / 2	(2.4)	(2.6)		(0.9)		(1.0)	農奴	0.1	8.3	36.0	38.9	10.1	6.3
	新ロシア小計	4,623	5,519	442	171	499	169	領主	4.7	49.8	32.7	11.2	1.2	0.4
	材ロンノ小司	(4.2)	(5.5)	(4.1)	(2.6)	(4.6)	(2.4)	農奴	0.3	7.1	27.5	39.9	13.8	11.4
7/1	・声声フニュープ	3,645	4,057	453	312	510	384	領主	9.0	29.4	33.9	21.8	3.3	2.6
ΧI	: 南東ステップ	(3.3)	(4.0)	(4.2)	(4.7)	(4.7)	(5.4)	農奴	0.3	2.1	12.9	36.5	15.3	32.9
7/1	T. A = 1. W+	148	120	238	197	284	208	領主	31.1	15.5	29.3	15.5	2.3	6.3
XII:ウラル地方	(0.1)	(0.1)	(2.2)	(3.0)	(2.6)	(2.9)	農奴	0.1	0.1	1.4	3.1	1.7	93.6	
	∆ ∌l ₩	109,340	101,247	10,868	6,642	10,784	7,107	領主	3.5	39.5	34.5	19.2	2.3	1.3
	合計・平均	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	農奴	0.1	3.1	15.8	37.1	14.9	29.0
	ミルト海外岸三世					での粉								

※ バルト海沿岸三県は全て第八回人口調査 (1834 年) での数値。 典拠) 増田、前掲書、238 — 241 頁、菊地昌典『ロシア農奴解放の研究——ツァーリズムの危機とブルジョア的改革——』御茶の水書房 1964 年、109、195 頁、肥前、前掲書、「1830 年代のロシア人口構成——ペ・イ・ケッペン『ロシア住民の身分別・県別分布』——」、159 頁、犯 Д. Ковалъченко, К вопросу о состоянии помещичьего хозяйства перед отменой крепостного права в России, Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы 1959г., Москва, 1961, стр. 203-204. 新ロシア 2 県の経営規模については、I. О. Гуржій, Розклад феодально- кріпосницької системи в сільському госнодарстві України першої половини XIX ст., Київ, 1954, стр. 62-63. 表4 (続き)

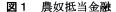
② 農地·地代形態	態								
		農奴の	農地形	態 (%)	分与地平	Z均面積	地	代形態(%)
	- 県 名	人口比	※農奴	5人以上	(デシャ		※ 是	曼奴百人」	以上
	(* 黒土県)	(%)	直営地	分与地	農用地	うち耕地	賦役	混合	貨幣
	アルハンゲリスク	_	_		_	_	-		_
I:北 部	ヴォログダ	22.9	26.6	73.4	8.68	-	18.6	16.5	64.9
	オロネッツ	3.9	34.4	65.6	7.64	1.87	11.4	47.0	41.6
	聖ペテルブルク	24.0	20.3	79.7	6.40	_	34.9	26.4	38.7
Ⅱ:北西部	ノヴゴロド	43.1	32.6	67.4	8.61		34.2	37.5	28.3
	プスコフ	53.8	31.8	68.2	5.04		66.0	2.3	31.7
	スモレンスク	69.1	28.6	71.4	5.29		64.1	17.5	18.4
	モギリョフ	64.7		_			٦ .		ן ר
	ヴィテブスク	57.1			_				
Ⅳ:西 部	ミンスク	60.7	_	-			92.4		7.6
	グロドノ	40.9		_		_			
	ヴィルノ	45.9	_	-	_				
	コヴノ	36.9		_			J		J
	モスクワ	38.8			2.86	1.63	19.6	14.8	65.6
	ウラジミル	57.9	20.5	79.5	3.72	_	7.9	19.5	72.6
	コストロマ	57.4	49.9	50.1	5.85	_	10.6	28.8	60.6
V:中央非黒土	ヤロスラヴリ	57.1	20.8	79.2	4.70	2.31	8.8	28.0	63.2
	トヴェーリ	50.6	22.8	77.2	4.41	2.27	31.6	34.8	33.6
	カルーガ	61.8	24.0	76.0	3.38	2.60	41.1	14.4	44.5
	ニジェゴロド	58.9	20.8	79.2	3.83	2.83	25.3	29.6	45.1
	トゥーラ *	68.9	48.0	52.0	2.88	2.27	72.5	9.2	18.3
	リャザン *	56.5	47.4	52.6	2.74	_	52.0	10.7	37.3
VI:中央黒土	オリョール *	47.3	53.3	46.7	3.50	_	73.7	14.1	12.1
VI:中天羔工	クルスク *	39.9	52.8	47.2	2.48	2.00	83.3	4.1	12.5
	タンボフ *	39.9	52.8	47.2	2.88	_	77.3	11.9	10.8
	ヴォロネシ *	26.9	54.0	46.0	3.02		41.0	8.5	50.4
	カザン *	13.9	_		_		_		_
Ⅵ :中部ヴォルガ	シンビルスク *	38.8	42.7	57.3	3.52	2.88	74.5	7.9	17.5
	ペンザ *	46.3	42.8	57.2	3.24		81.3	7.1	11.5
	チェルニゴフ *	37.6	38.7	61.3	3.17	_	97.4		2.6
Ⅷ:小ロシア	ポルタヴァ *	37.5	68.6	31.4	2.04	_	98.9		1.1
	ハリコフ *	29.8	68.2	31.8	2.53		90.4		9.6
	キエフ *	57.7	7		_		98.4		1.6
IX:南西部	ヴォリンスク *	56.5	63.3	36.7	_	_	_		
	ポドリスク *	59.5					96.3		3.7
	エカチェリノスラフ *	31.5	35.7	14.3	3.26	_	99.8		0.2
	ヘルソン	31.3] 83./] 14.3	4.00		99.9		0.1
X:南部ステップ	タウリーダ	5.9		_		_			_
	ベッサラビア	1.2		_		_			
	ドン軍管区	31.9					97.2		2.8
	サラトフ *	40.2	52.2	47.8	4.49	3.32	72.4	13.8	13.8
VI	サマラ *	15.3	63.0	37.0	5.27	3.68	81.1	15.8	3.0
XI:南東ステップ	オレンブルク	11.8				_		_	_
	アストラハン	2.6		_	_	_	13.0		87.0
7777	ヴャトカ	2.6					٦ .		7
XII:ウラル地方	ペルミ	32.2		-	-		90.2		9.8
曲枷) 農奴人口比重			228 百.	農地内訳	工作シェ	コンブは	増田 🖹	443 ab 6	43 - 24

典拠) 農奴人口比重については、増田、前掲書、228 頁。農地内訳・面積については、増田、前掲書、243 — 244 頁、菊地、前掲書、113 頁; И. И. Игнатович, Помещичьи крестьяне накануне освобождения, Ленинград, 1925, стр., 386-389. 地代形態については、増田、前掲書、231 — 232 頁; И. И. Игнатович, Указ. соч., стр. 382- 385. 新ロシア 2 県(エカチェリノスラフ・ヘルソン)については、菊地、前掲書、180 — 181 頁; I. O. Гуржій, Указ. соч., стр. 24, 26, 66.

表5 外国移民人口

新ロシア	居留地数	入植者数(人)	その他	居留地数	入植者数(人)
エカチェリノスラフ	47	13,297	聖ペテルブルク	13	3,035
ヘルソン	55	40,591	サラトフ	102	127,028
タウリーダ	80	23,560	チェルニゴフ・ヴォロネシュ	9	2,983
ベッサラビア	105	74,473	コーカサス・グルジア	10	2,869
小 計	287	151,921	小 計	134	134,315

典拠) P. Herlihy, op. cit., p. 78.



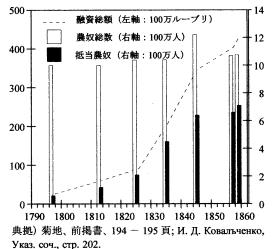
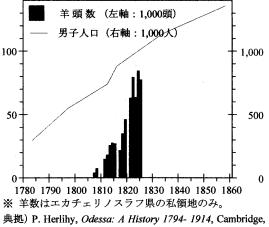


図2 新ロシアの牧羊頭数・農業人口



Mass., 1986, pp. 51, 73.

ローク obrok) は、18 世紀末で 5 ルーブリ、19 世紀半ばには最低 12 ルーブリ(オロネッツ県)~ 最高 27 ルーブリ(サマーラ県)の範囲で推移したが、労働管理が困難な大経営や、地力痩薄な非 黒土地帯・北部地方で一般的であった。いずれの場合も農民分与地の面積は農奴一家族の扶養に必 要な規模(非黒土帯で6-8デシャチナ、黒土地帯で4-5デシャチナ)に満たず、農奴は地代支 払・生計維持のために恒常的な出稼労働=現金確保を不可欠とした。他方、都市での消費生活を拡 大する領主は、所有農奴を抵当とした借入によって地代収入の不足を補填せざるを得ず、19世紀 前半を通じて負債総額は3倍に累積、抵当農奴は農奴人口の60%に達した(図1)。6

② 新ロシア

ステップ地帯は南部・南東部に区分される。うち南部ステップは 16 世紀に編入されたドン軍管 区・スタヴローポリ、露土戦争(1768 - 74年) = 1774年のキュチュク・カイナルジ条約で併合 された「新ロシア」Novorussia の 3 県 (エカチェリノスラフ・ヘルソン・タウリーダ)、及び露土 戦争(1806 - 12 年)= 1812 年のブカレスト条約で併合されたベッサラビア(1818 年より州制施 行)から成り、また南東ステップは16世紀に編入された4県(サラトフ・サマーラ・オレンブル ク・アストラハン)を含む。[®] 土壌的には新ロシアのエカチェリノスラフ・ヘルソン両県、南東ス テップのサラトフ・サマーラ両県が黒土地帯に位置するが、気象面では乾燥地帯=ステップ気候に 属し、年間平均降水量は小麦栽培に必要な最低水準 42.5cm を若干上回る 50cm にとどまる。®

18 世紀末においてステップ地帯の農業人口・耕地面積・穀物収量は国内全体の 10 %前後にとど まり(前掲表1)、生産能力は低い。開発当初の新ロシアでは、むしろ希薄な人口、潤沢な草原を 条件として畜産部門が成長し、なかでも 1800 年代のメリノー種導入を契機に牧羊が拡大したほか (図2)、[®] ロウソク・石鹸原料となる獣脂の搾出のため、その他の家畜も大量に飼育された。[®]

続く 19 世紀前半を通じてステップ地帯の農業指標は急速に上昇する。農業人口は各県とも 2 倍 以上、なかでも南部ステップ諸県は 2.5 倍以上、ヘルソンは 3.9 倍に増大した。耕地面積は、南部 ステップの各県で平均 3.1 倍、うちヘルソン・タウリーダ両県でそれぞれ 4.19 倍・5.98 倍の上昇を 示す。穀物収量の増率は、南部ステップで平均 4.21 倍、なかでもヘルソン・タウリーダ両県で 6 倍を超え、南東ステップでも平均 3.46 倍、サマーラ・オレンブルク両県で 4 倍を超過する。かく

していずれの指標の「伸び率」も国内の最高水準を記録する一方、国内全体に占める比重は、人口・面積・収量のいずれも 10 %から 20 %へと倍増している。しかも 1863 年の耕地比重は、南部ステップで平均 29.3 %、南東ステップで平均 6.3 %にすぎず、開発の余地はなお残されていた。かくして農業生産の拠点は中央黒土地帯から南部植民地帯へと移行しつつあったのである。(11)

ステップ地帯の入植・開墾が進むにつれ、農業生産の基軸も牧羊から穀作へと転換する。作付品目では、肥沃な黒土地質、温暖な気候条件を背景に小麦が主力となり、軟質小麦 soft wheat、硬質小麦 hard wheat とも栽培された。なかでもアゾフ海の後背地ではグルデン含有率 40 %の硬質小麦アルナウト arnaut の生産が、1840 年代には軟質小麦ギルカ ghirka の生産が拡大している。(12) 穀物以外の商品作物の生産も進み、獣脂と並んで需要の高い植物脂肪の亜麻仁油 linseed、また穀物生産に不適ながら気候の温暖なタウリーダ(クリミア半島)では葡萄・ワイン生産が展開された。(13)

新ロシアの農業人口は、1801年時点で国有地農民 257,361人(57%)、領主地農民 193,925人(43%)であったが、1817年には国有地農民が65%まで上昇、領主地農民は35%まで下落し、全国的に見て国有地農民の優位、領主地農民の劣位が顕著である。これは新ロシアが地理的にはモスクワから遠隔な辺境地帯に位置し、したがって歴史的にはモスクワ公国・ロシア帝国への併合が最も遅れ、農奴制の伝統が希薄であること、政策的にはツァーリ政府が当該地域への人口移動を奨励するべく、入植農民に社会的・経済的な優遇条件を保証したことに由来する。(4)

しかし新ロシアの国有地農民は、地味に劣る非黒土帯のタウリーダや、黒土地帯であっても降水量の低い北部・東部への入植を強制され、また入植地帯では宅地・農地の往復に不適な巨大村落を形成した。しかも入植農民の多くは、十分な資本・家畜を欠いたため、穀作・畜産を有機的に結合する近代的な輪作農法はもとより、伝統的な三圃制の実施さえ難しく、専ら数年の穀作と数年の休閑を繰り返す粗放的な多圃制 varied-field system に依存した。このため播種・収穫率も3倍程度にとどまり、新ロシアの農業発展において必ずしも主導的な役割は果たさなかったとされる。(15)

むしろ新ロシアの農業生産で注目するべきは外国移民の存在である。ツァーリ政府は 18 世紀末より農業技術の伝授・普及を期待して外国移民の招致を進め、入植農民1世帯に対して法定面積 65 デシャチナ(175 エーカー)の農地を分与したほか、納税・兵役の減免を保証した。この結果、西欧世界からは土地不足に苦しむドイツ系移民、バルカン半島からはオスマン帝国の支配に反発するギリシア系・スラブ系移民が多数流入し、1839 年時点で外国移民の 60 %は新ロシアに集中している(表 5)。入植農民は一般に耕地に隣接した小村落を形成して移動時間を短縮したほか、ライン地方から入植したメノー派の場合、自給自足を基本とする信条から高い農業技術を有しており、新ロシアに初めて先進的な 4 年輪作(①大麦・亜麻・黍・馬鈴薯→②小麦→③大麦・燕麦→④休閑=施肥)を導入している。なかでもエカチェリノスラフの入植地域は、播種・収穫率において他県より大幅に高い 5.0(冬小麦) - 7.5(春小麦)を記録し、新ロシアの農業生産を牽引した。(16)

他方、新ロシアの領主地農民は絶対的・相対的に未発達であったが、1820 年代から有力貴族が穀物生産に有利なエカチェリノスラフ・ヘルソン両県を舞台に所領獲得・買収を進め、逃亡農民・囚人・浮浪民の徴募、あるいは本土所領に保有する農奴の移転によって、組織的な農場経営に着手している。 いなかでもM・S・ヴォロンツォフ Mikhail Semyonovich Vorontsov (1781 — 56 年) は、クリミア半島のアルプカ Alupka に所領を獲得し、ロシア本土の所領から多数の農奴を移住させる一方、季節労働として近隣の国有地農民を自由契約で雇用し、市場向け農場経営を展開した。また穀物生産のほか、クリミア史上最初の葡萄生産・ワイン醸造、広汎な牧羊事業、都市向け野菜生産など多角経営を進め、ロシアにおける「西欧型の資本主義的農業」の先駆とされている。 (18)

新ロシア農奴制の傾向を見れば(前掲表4)、19 世紀中葉においてヘルソン・エカチェリノスラフ両県の農民人口に占める農奴比重は30%程度、タウリーダ・ベッサラビア両県では10%に満たず、また国内全体の農奴人口に占める新ロシアの比重も5%未満である。領主の経営規模については、所有農奴20人以下の零細経営が49.8%で最も高いが、農奴人口の7.1%を吸収するにすぎず、次いで所有農奴20-100人の小規模経営が32.7%を占め、農奴人口の27.5%が帰属する。逆に所有農奴100人以上の中・大経営は12.8%にとどまるが、農奴人口の実に65.1%を吸収し、うち500人以上の巨大経営は1.6%程度にすぎないが、農奴人口の25.2%を掌握している。地代形態としては、ヘルソン・エカチェリノスラフ両県とも賦役がほぼ100%近くに達する。これは新ロシアが肥沃な黒土地帯の一角に位置し、領主の組織的・集約的な労働管理の効果が顕著であったこと、流通・商業機構が未発達な状況において、農民個人の独立的な市場取引は困難であったことに由来する。(5)上記ヴォロンツォフ家門の場合、ロシア本土所領では直営地・賦役の縮小と分与地・貨幣地代の拡大を進めるなか、対照的に新ロシアの新規所領では当初依拠した自由雇用契約に基づく農業労働の絶対的な不足から、穀物需要に対応した生産拡大の手段として、むしろ直営地の拡大、賦役の復活・強化を図っている。この点で新ロシアの領主経営は技術的には「西欧型の近代的な農業」であったとはいえ、本質的には決して「資本主義的な農業」ではなかったと言えよう。(20)

(2) 工業

① 概観

工業生産の拠点は農業不適な非黒土帯、なかでもモスクワ・ウラジーミル両県を含む中央非黒土地帯にあり、1814年の工業統計によれば、作業場数は 1,400、労働者数は 102,632、それぞれ全体の 40%、60%を占める(表6)。基軸部門は繊維(木綿織布・捺染、絹織物、麻織物)・化学(皮革)にあり、いずれも中央非黒土地帯が首位にあるが、酪農と連動する化学は中央黒土・中部ヴォルガでも発達し、また食品(精糖)は甜菜生産の拠点たる北西部・バルト海沿岸に集中する。

経営主体としては農奴労働に立脚する「農奴占有マニュファクチュア」、すなわち、①ツァーリ政府が国有地農民を組織する「国営マニュファクチュア」、②農村の貴族身分が領主地農民を動員する「世襲領マニュファクチュア」、③都市の商業資本が農奴を購入・支配する「商人マニュファクチュア」が存在した。他方、農民は地代支払の手段として現金収入を必要としたため、都市の商人マニュファクチュアに対する出稼労働として機能したほか、自ら農村家内工業=クスターリ工業に従事し、自由な雇用契約に立脚する本来的マニュファクチュア=「自由雇用マニュファクチュア」(ウラジーミル県イヴォノヴォ村の繊維工業、ニジェゴロド県パヴロヴォ村の冶金工業)を創成している。1814年の統計では、商人・貴族が工場経営の支柱をなすが、農民も一定比重を占め、また労働力は自由雇用が過半に達する。経営規模は、労働者数 101 - 500 の中規模が主流であるが、中央非黒土地帯では労働者数 500 以上の大規模経営が、他では労働者数 100 以下の中小経営が高い。全体として原料調達・製品出荷の流通経路を確保する商人マニュファクチュアが優勢であるが、これらは農奴の出稼労働・現金収入を保証して、究極的には領主の農奴搾取を支えたのである。(21)

ロシアにおける手工業生産から機械制生産への技術転換は、既に 19 世紀初頭に二大首都で発生するが、本格的には 1830 年代から始動する。その中核は聖ペテルブルクの「三大紡」(1833 年のシュテーグリッツ紡績工場、1835 年のロシア綿紡績所、1836 年のサンプソン綿紡績所)にあるが、いずれもツァーリ政府と癒着する外国商人・有力貴族によって出資され、労働力は農閑期の出稼農奴に依存した。対して織布部門は、当該段階においてなおイギリス綿糸の輸入に依存し、また生産形態は依然として農村の手織り家内工業が優位を占め、多分に後進性を内包していた。(22)

② 新ロシア

新ロシアの基幹産業は何よりも農業であり、国内工業生産に占める地位は極めて低い。上記 1814年の工業統計によれば(前掲表 6)、ドン軍管区・新ロシアを含む南部ステップの作業場数は合計27、労働者数は 623 であり、全体に占める比重はそれぞれ 0.76 %、0.36 %である。作業場数はヘルソンに集中するが、労働者数はエカチェリノスラフが過半を吸収する。業種の中心は、後背地の畜産と連動した繊維工業(毛織物)、化学工業(皮革・油脂・蝋燭・石鹸製造)にある。経営主体は黒海貿易に従事する商人、及び南部ステップで所領経営を展開する貴族であり、農民の工場経営は確認できない。ヘルソンに集中する商人工場は労働者数 50 名以下の中小経営であるが、労働力は全て自由雇用労働に依存した。これは、新ロシアではそもそも農奴制が絶対的に未発達であったこと、農奴制所領においても地代形態としては労働地代が優位を占め、農奴の出稼労働を動機付ける貨幣地代が未発達であったことに由来する。エカチェリノスラフ・タウリーダの貴族工場には労働者数 378 名・80 名の比較的大規模な企業が存在するが、労働力の基盤は農奴であった。(3)

ヘルソンの工業生産を牽引したのはオデッサの加工工業である。その先駆は 1799 年操業のフランス移民ピション Pichon の化粧品工場にあるが、その後 1803 年の調査では、食品・飲料部門(マカロニ製造、果汁搾出・ワイン醸造・蒸留)、化学部門(ロウソク・石灰・煉瓦)など作業場数は 18社、労働者数は 100 程度を数えた (表 7)。その後 19世紀前半を通じて、繊維(毛織物・綿織物・ロープ)、化学(獣脂・石鹸・タイル)、金属(鋳物)など新部門も登場し、1830 - 50 年代の断続的な調査によれば、工場総数は概ね 40 - 60 社の水準を推移、労働者数は 1830 年代で 500 - 700人、1858 年で 1,000人へと上昇した。建築用材の生産はオデッサの都市整備に由来するが、他はいずれも後背地の農作物(穀物・果実・葡萄・大麻)・畜産品(羊毛・皮革・獣脂)を原料とする輸出向け産業であり、従来は未加工のまま輸出されていた一次産品に付加価値を与えることで、より

表 6	工業構造	(ヨーロ	ッパ・	ロシア	50 県):1814年
-----	------	------	-----	-----	------	---------

	1			作業場数							
	Ī		業種別			合計		業種別	の内訳		
		繊維	化学	食品	金属		繊維	化学	食品	金属	1- 10
I	: 北 部	12	42	7	3	64	492	345	176	131	81
П	: 北 西 部	51	152	30	3	241	1,390	3,250	477	323	529
Ш	: バルト海沿岸	4	26	16	1	49	118	873	293	14	108
IV	: 西 部	54	114	0	10	178	2,338	813		146	373
V	: 中央非黒土	718	633	9	- 36	1,400	83,532	10,376	146	8,523	2,303
VI	:中央黒土	74	407	2	19	503	22,481	3,660	61	3,460	882
VII	: 中部ヴォルガ	63	226	2	10	301	6,644	2,429	6	568	796
VII	:小ロシア	24	50	0	6	82	3,234	218		117	89
IX	:南西部	48	110	0	9	196	5,650	1,985		66	490
	エカチェリノスラフ	1				1	378				
	ヘルソン	4	8			12	19	50			49
X	タウリーダ	2	4	İ		6	93	26			15
	ドン軍管区		8			8		57			10
	南部ステップ計	7	20	0	0	27	490	133			74
	サラトフ	73	165	3	3	244	1,658	192	22	5	308
XI	サマラ	1	16			17	430				
	アストラハン	95				95	800	55			463
	南東ステップ計	169	181	3	3	356	2,888	247	22	5	771
XI	I:ウラル地方	5	127	0	0	132	193	912			278
	合 計	1,229	2,088	69	100	3,529	129,561	26,215	1,181	13,451	6,774

典拠) 有馬達郎 『ロシア工業史研究――農奴解放の歴史的前提の解明――』 東大出版会 1973 年、48 — 51、57、60、63

高い収益を確保するものであった。 表7 オデッサの工業活動 オデッサの産業活動は海外販路に精 通するフランス系・ギリシア系移民 によって主導されたが、次第にメン シコフ Menshkov、ノヴィコフ Novikov など国内の商業資本も参入している。 いずれの場合も労働力は基本的に全 て自由な雇用契約労働であった。

なおオデッサの場合、輸出貿易を 促進する輸出向け加工工業=「輸出 促進産業」induced industry は一定の成 長を示したが、輸入貿易を抑制する べき、外国製品に対抗的な国内向け 製品生產=「輸入代替産業」substitution industry の比重は低い。これは、新口 シアでは輸入製品を代替する産業に 必要な天然資源が不足したほか、資 本・労働の多くはあくまで輸出向け 農業生産及びオデッサの商業活動に 投下され、産業育成に必要な資本・ 労働が不足したことによる。(24)

		1045	1056	1050					
<u> </u>			1803	1833	1835	1837	1845	1856	1858
		羊毛洗浄	0	0	0	3	1	0	
		木 綿	0	0	0	0	1	0	
	繊維	帽子	2	1	1	1	1	1	
		ロープ	0	7	4	5	0	0	
		ジュート	3	0	0	0	4	0	
		小 計	5	8	5	9	7	1	
		皮革	0	16	0	0	10	1	
		獣 脂	0	6	4	9	3	3	
		石 鹸	0	0	1	3	3	0	
作		ロウソク	2	10	5	5	0	4	
業	化学	タイル	0	9	- 6	5	10	8	
場		レンガ	3	14	7	9	8	16	
数		石 灰	2	0	0	0	12	0	
		化粧品	1	0	0	0	0	0	
		小 計	8	55	23	31	46	32	
		マカロニ製造	2	3	4	4	4	8	
		小麦製粉	23	0	0	0	0	1	
	食品	果汁搾出	3	0	0	0	0	0	
		酒類醸造	2	0	0	0	2	1	
		煙草	0	0	2	2	0	3	
		小 計	30	3	6	6	6	13	
	金属	鋳物	0	0	1	1	2	2	
		合 計	43	67	35	47	61	48	65
	労偅	計 者数	100		540	672			1,015
生产		(100万R)	100		4.5	5.0			3.3
rth th		100 /3 10/		110 2	7.2	5.0			ر.ر

典拠) P. Herlihy, op. cit., pp. 110, 333.

			劣	働者数							
経営規	模(労働	者数)別	の内訳		経営者	着身分別 σ	內訳	経営	形態別の	内訳	合 計
11-	51-	101-	501-	1,001-	農民	商人	貴族	自由雇用	農奴占有	領主工場	
432	168	463			13	601	424	842	223	79	1,144
1,633	384	1,362			41	3,063	1,615	2,665	2,245	569	5,469
710	89	405				328	262	1,024		288	1,312
708	711	1,505				595	2,085	1,347	202	1,748	3,297
8,253	8,087	34,698	18,478	24,891	10,901	66,685	23,054	73,577	21,622	7,433	102,632
1,893	983	7,370	4,727	11,474	4	6,549	21,723	4,409	19,606	5,681	29,696
1,636	1,139	2,749	536	2,634	29	2,449	6,811	2,270	1,694	5,683	9,647
419	81	438	1,300	1,213		617	2,929	688	1,213	1,713	3,614
1,360	1,481	1,077		3,380	14	131	6,337	1,774	24	6,115	7,913
0		378					378			378	378
20	İ					48	17	69			69
24	80					16	99	26		93	119
11]								57			57
55	80	378				64	494	152		471	623
464	226	808			4	185	1,423	478		1,399	1,877
0		430					430			430	430
392					7	23	7	855			855
856	226	1,238			11	208	1,860	1,333		1,829	3,162
166	517	144			6	364	316	789	165	151	1,105
18,121	13,946	51,827	25,041	44,615	11,019	81,654	67,910	90,863	46,994	31,760	169,614
頁。※											

(3)海外貿易

① 概観

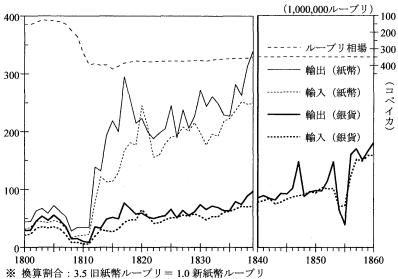
- a) 収支構造 19世紀前半の海外貿易は、ナポレオン戦争期の上昇・下降を経て、1820 30年代には輸出・輸入とも安定的に上昇している(図3)。貿易収支は、1810年代末- 20年代初頭の自由主義関税によって一時入超に転じたことを除いて概ね出超を記録し、黒字基調を保った。(25)
- b) 品目構造 輸出品目は三群に分かれる(図4①)。第一は18世紀以来の主力品目である「船舶用品」naval stores、すなわち帆布・縄具向け大麻・亜麻、帆柱・船材向け木材、及び棒鉄であり、1820年代で輸出総額の30-40%、1830年代で20-30%を占めた。第二は各種の油脂、すなわち潤滑油・ランプ油・ロウソクの原料となる動物性の獣脂、塗料・ニス・インク・石鹸の原料となる植物性の亜麻仁油であり、両者合算で全体の30%を占め、なかでも亜麻仁油の漸増が留意される。第三は穀物であるが、その取引規模は内外の作況と各国の関税制度に規定されながら激しく変動し、⁽²⁶⁾ 西欧諸国の穀物不足が深刻化した戦後1817-18年には激増、国内の天候不順・不作を見る1820-21年には急減、続いてイギリス穀物価格の急騰した1831年には増大、国内の不作に直面した1833-35年には急減、そして1835-37年の豊作とイギリスの穀価高騰を背景として1837-42年に再び拡大している。その比重は1817-18年で40%、1831・39年で20%に達したが、平時は10%前後の水準にとどまった。⁽²⁷⁾ 他に牧羊・畜産と関連する羊毛・獣毛・皮革・毛皮、また国内産業の勃興に伴う工業製品(繊維製品)が漸増し、それぞれ総額の10%弱を占める。

輸入品目はほぼ二群から成る(図4②)。第一は工業製品、すなわち各種繊維(綿・毛・絹織物)、化学(石鹸・肥料・灰汁)、及び金属(機械・農具)・皮革製品であり、全体の 40 %を占める。なかでも綿糸は単独で全体の 15 - 20 %を占める最大の輸入品目となっているが、これは国内産業における紡績部門の未熟を示す反面、織布部門の成長を示唆している。第二は貴族向け奢侈品、すなわち熱帯産品(茶・コーヒー・砂糖)・地中海産品(果実・葡萄酒)であり、全体の 30 %に達する。なお工業原料(原綿・染料・鉱石)の比重は 10 %程度にとどまり、上述の如き紡績部門の停滞とともに捺染部門の遅れを示すが、原綿は 1830 年代より漸増、全体の 5 %に上昇している。

総じて一次産品の輸出、工業製品の輸入を骨格とする、優れて農業国型の品目構成であった。

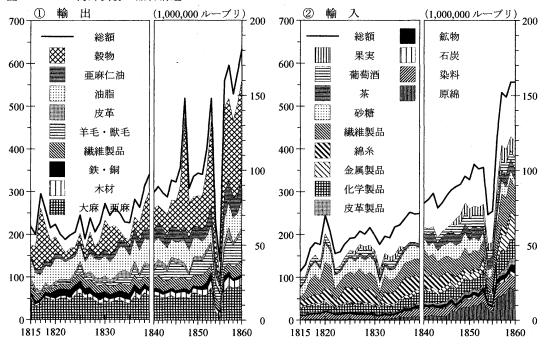
c)主要品目の市場構造 まず輸出であるが(表8)、船舶用品の場合、亜麻の80%前後、大麻・木材のそれぞれ60%がイギリス向けであった。工業原料の各種油脂・皮革もイギリス向け輸出が太宗を占め、獣脂はほぼ一貫して80-90%、亜麻仁油・皮革は1820年代半ばで90%、1830年代で50%前後の水準を維持した。羊毛・棒鉄もイギリスを販路の筆頭とするが、その比重は30%前後にとどまり、合衆国・トルコ向け輸出がそれぞれ残る30%を占める。穀物の場合、小麦についてはトルコ向けが50-60%、イタリア向けが20%を占め、地中海・南欧諸国が販路の中核を形成した。農業保護関税を維持するイギリスの比重は、1829年・31年の40-50%を除き、概ね10%前後の水準にとどまる。(28)ライ麦・大麦はオランダ・プロイセンを主要販路とし、いずれもイギリス市場の地位は低いが、対照的に燕麦は、家畜向け飼料・スコットランド向け食糧として需要が高いイギリスの輸出が90%を占めた。(29)これら各種穀物を合計した場合、イギリス市場は1827年に30%、1829年・30年に40%前後の比重に達するものの、1830年代には10%未満の水準で低迷している。全体としてイギリスのほかオランダ・ドイツ諸邦を含む北海・バルト海世界の地位は必ずしも高くなく、むしろ1830年代にはイタリア・トルコをはじめとする地中海世界が40%前後の規模を維持している。(30)対するイギリスの穀物輸入も、当該段階において小麦は何よりドイツ諸邦(プロイセン・ハンザ都市)に、製粉済み小麦粉は北米(合衆国・カナダ)に、燕麦





典拠) L・A・メンデリソン (飯田貫一他訳) 『恐慌の理論と歴史』 [全4巻] 青木書店 1961 年、第4巻、428 - 429 頁。

図4 ロシア海外貿易:品目構造



% 1815 — 39 年:旧紙幣ルーブリ (左軸)、1840 — 60 年:銀ルーブリ (右軸)

原綿・染料は 1826 — 39 年・1847 — 60 年のみ。葡萄酒・果実は 1826 — 35 年・1847 — 60 年のみ。 典拠)L・A・メンデリソン、前掲邦訳、428- 441 頁; Gt. Britain, *Parliamentary Papers*, 1835, Vol. XLIX-1[52], p. 545; 1837- 38, Vol. XLVII-1 [137], p. 186; 1841, Session 1, Vol. XXIV-1 [303], p. 401; 1851, Vol. LV-1 [1408] [1408 II], pp, 35- 41; 1854- 55, Vol. LII-533 [1855], pp. 33- 40; 1861, Vol. LXI-481 [2850], pp. 28- 31; 1864, Vol. LX-487 [3397], p. 13. はドイツ諸邦・デンマークに依存しており、ロシアはこれらを補完する地位を占めるにすぎず(図 5)、穀物貿易をめぐる英露両国の市場連関はなお希薄であったと言えよう。(31)

以上の如く一次産品がヨーロッパ世界を仕向け先とするなか、工業製品(綿製品)はむしろイス ラム・アジア諸国を主な販路とする(図6)。ヨーロッパ諸国には農業国家として食糧・原料を供 給する一方、アジア世界には工業国家として繊維製品を輸出する、ロシア海外貿易の二重構造が認 められよう。ただしイギリス製品の近東進出の結果、1820年代から30年代にかけて販路の中心は 近隣のペルシア・オスマン帝国から、遠隔の中央アジアに移行している。(32)

次に輸入であるが(表9)、工業製品の場合、半製品の綿糸はイギリス製品の独壇場である。綿

1847 - 50

1851 - 55

1,529 (29.2) | 1,051 (20.1)

3,112 (35.9) 2,620 (30.3)

610 (14.1)

1,448 (33.5)

表 8 主 9	要品目の輸出す	市場				(1,000 ルーブリ)		
	大	麻	亜	麻		木 材	1,000 /- / / / /		
	イギリス	総額	イギリス	総額	イギリス	プロイセン	総額		
1826 - 30	13,033 (58.2)	22,398 (100)	19,004 (78.4)	24,246 (100)	4,824 (57.6)	(0.0)	8,381 (100)		
1831 - 35	11,412 (62.7)	18,192 (100)	19,412 (84.0)	23,122 (100)	4,499 (57.1)	1,994 (25.3)	7,886 (100)		
1847 - 50	3,959 (57.2)	6,926 (100)	6,597 (68.8)	9,587 (100)	1,559 (51.7)	614 (20.4)	3,013 (100)		
1851 - 55		5,541 (100)	5,606 (77.4)	7,241 (100)	1,505 (42.9)	1,718 (49.0)	3,507 (100)		
1856 - 60	4,852 (59.9)	8,104 (100)	9,971 (72.0)	13,840 (100)	1,784 (36.3)	2,143 (43.7)	4,908 (100)		
鉄 羊 毛									
	イギリス	アメリカ	トルコ	総額	イギリス	メニュートルコー	総額		
1826 - 30	,095 (34.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	6,040 (100)	343 (24.8)	0 (0.0)	1,382(100)		
$\frac{1820 - 30}{1831 - 35}$,393 (29.9)	1,634 (35.1)	1,401 (30.1)	4,653 (100)	2.171 (35.4)	2.872 (46.8)	6.140 (100)		
1947 60									
$\frac{1847 - 50}{1851 - 55}$	281 (33.9) 203 (35.8)	238 (28.7) 192 (33.9)	197 (23.7) 189 (33.3)	830 (100) 567 (100)	1,818 (37.8)	207 (4.3) 464 (6.2)	4,808 (100)		
1856 - 60		290 (29.5)	0 (0.0)	982 (100)	3,078 (40.9) 3,966 (33.2)	0 (0.0)	7,524 (100) 11,950 (100)		
1630 00	440 (43.4)	290 (29.3)	0 (0.0/	962 (100)	3,900 (33.2)	0 (0.0)	11,930 (100)		
	亜麻	仁油	獣	脂		皮 革			
	イギリス	総額	イギリス	総額	イギリス	オーストリア	総額		
1826 - 30	5,994 (59.0)	10,159 (100)	34,392 (93.4)	36,838 (100)	2,163 (56.8)	0 (0.0)	3,808 (100)		
1831 - 35	7,892 (55.3)	14,283 (100)	32,515 (79.8)	40,761 (100)	3,136 (50.5)	764 (12.3)	6,207 (100)		
1847 - 50	4,667 (59.1)	7,893 (100)	9,159 (70.1)	13,068 (100)	288 (41.0)	158 (22.5)	703 (100)		
1851 - 55	4,359 (57.1)	7,636 (100)	5,125 (70.3)	7,292 (100)	146 (34.2)	155 (36.3)	427 (100)		
1856 - 60	9,423 (68.5)	13,763 (100)	11,667 (76.6)	15,232 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,798 (100)		
Г	1		·	小 麦		······································			
	プロイセン	オーストリア	イギリス	トルコ	イタリア	フランス	総額		
1826 - 30	0 (0.0)	0 (0.0)	4,222 (21.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20,088 (100)		
1831 - 35	526 (2.8)	630 (3.3)	4,091 (21.6)	4,767 (25.2)	1,600 (8.4)	0 (0.0)	18,949 (100)		
1847 - 50	532 (2.5)	1,190 (5.5)	6,481 (29.8)	3,360 (15.5)	3,826 (17.6)	4,834 (22.3)	21,712 (100)		
1851 - 55	1,884 (10.6)	1,653 (9.3)	6,255 (35.4)	3,129 (17.7)	3,401 (19.2)	3,948 (22.3)	17,694 (100)		
1856 - 60	2,756 (8.3)	1,258 (3.8)	14,120 (42.4)	3,601 (10.8)	4,041 (12.1)	6,715 (20.2)	33,285 (100)		
	r	ニノキ			==	燕	==		
	オランダ	ラ イ 麦 プロイセン	総額	大 オランダ	<u>麦</u> 総額	<u>無</u> イギリス			
1826 - 30	0 (0.0)	0 (0.0)	6,900 (100)	0 (0.0)	1,702 (100)	3,347 (88.8)	3,768 (100)		
1831 - 35	376 (5.4)	220 (3.2)	6,972 (100)	283 (18.5)	1,531 (100)	1,000 (82.9)	1,206 (100)		
							-, (100)		

5,234 (100)

4,316 (100)

8.661 (100)

530 (56.4)

577 (65.3)

1.166 (35.6)

1,689 (75.0)

4,162 (68.1)

873 (93.2)

2,253 (100)

937 (100)

6,108 (100)

939 (100)

884 (100)

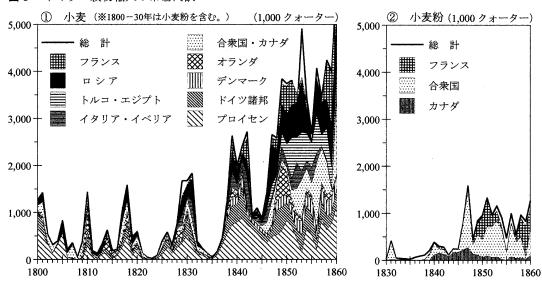
3,272 (100)

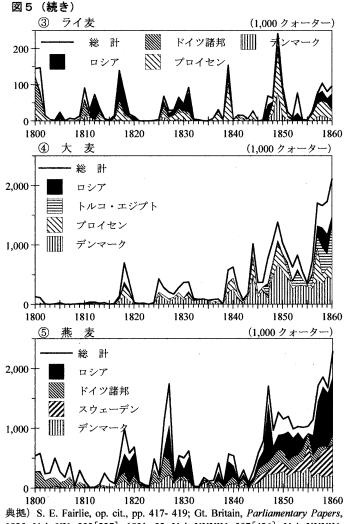
織物・毛織物もイギリスが過半を占めるが、比重は 60 - 70 %にとどまり、プロイセン・トルコが 残余を供給する。対照的に麻織物・絹織物はプロイセン製品の比重が高い。機械は 60 - 70 %がイ ギリス製品であるが、残余はベルギー・プロイセンが供給している。ロシア市場をめぐるイギリス と後発工業諸国との競争関係が早くも発生していると言えよう。原料の場合、紡績向け原綿の過半

表8((続き)						
	,		桌	没物 (全 和	重)		
	北欧諸国		ドイツ	連邦諸邦		オランダ	イギリス
		ハンザ都市	プロイセン	オーストリア	小 計		
1827	1,939 (6.5)	913 (3.1)	1,567 (5.3)	1,460 (4.9)	3,940 (13.3)	4,524 (15.3)	8,963 (30.2)
1828	2,921 (21.6)	1,011 (7.5)	2,098 (15.5)	330 (2.4)	3,439 (25.4)	4,402 (32.6)	1,412 (10.4)
1829	4,886 (14.9)	1,215 (3.7)	2,783 (8.5)	134 (0.4)	4,132 (12.6)	5,007 (15.2)	13,304 (40.5)
1830	5,590 (7.9)	3,796 (5.4)	2,451 (3.5)	1,796 (2.5)	8,043 (11.3)	4,118 (5.8)	14,108 (20.0)
1831	5,217 (8.4)	2,587 (4.2)	287 (0.5)	1,892 (3.1)	4,766 (7.7)	7,474 (12.1)	23,343 (37.8)
1832	8,781 (16.5)	2,158 (4.1)	2,784 (5.2)	2,324 (4.4)	7,266 (13.7)	6,122 (11.5)	3,374 (6.3)
1833	1,102 (4.6)	69 (0.3)	1,959 (8.1)	1,156 (4.8)	3,184 (13.2)	3,008 (12.5)	1,110 (4.6)
1834	298 (5.2)	1 (0.0)	1,165 (20.5)	267 (4.7)	1,433 (25.2)	1,135 (20.0)	153 (2.7)
1835	71 (0.6)	0 (0.0)	355 (2.8)	1,158 (9.1)	1,513 (11.9)	257 (2.0)	427 (3.4)
			地中海諸国			その他	総 計
	イベリア	フランス	イタリア	トルコ	小 計		
1827	79 (0.3)	241 (0.8)	802 (2.7)	9,104 (30.7)	10,226 (34.5)	67 (0.2)	29,636 (100)
1828	22 (0.2)	440 (3.3)	528 (3.9)	314 (2.3)	1,304 (9.6)	33 (0.2)	13,513 (100)
1829	14 (0.0)	1,284 (3.9)	1,024 (3.1)	3,211 (9.8)	5,533 (16.8)	124 (0.4)	32,873 (100)
1830	5 (0.0)	3,564 (5.0)	12,522 (17.7)	22,621 (32.0)	38,712 (54.8)	274 (0.4)	70,621 (100)
1831	119 (0.2)	709 (1.1)	6,363 (10.3)	15,529 (25.1)	22,720 (36.8)	293 (0.5)	61,822 (100)
1832	0 (0.0)	4,873 (9.2)	9,215 (17.3)	11,682 (22.0)	25,770 (48.5)	453 (0.9)	53,146 (100)
1833	23 (0.1)	718 (3.0)	4,835 (20.1)	3,805 (15.8)	9,381 (39.0)	6,150 (25.6)	24,061 (100)
1834	2 (0.0)	0 (0.0)	705 (12.4)	1,963 (34.5)	2,670 (46.9)	3 (0.1)	5,689 (100)
1835	0 (0.0)	0 (0.0)	2,593 (20.4)	7,877 (61.8)	10,470 (82.2)	0 (0.0)	12,738 (100)

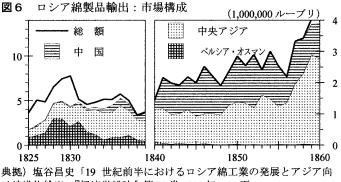
典拠) Gt. Britain, *Parliamentary Papers*, 1835, Vol. XLIX- 1 [52], pp. 541- 543; 1837, Vol. XLIX-1[86], pp. 204- 205, 208- 209; 1837- 38, Vol. XLVII-1[137], pp. 186- 189; 1851, Vol. LV-1[1408], pp. 33- 50; 1854- 55, Vol. LII-533[1855], pp. 33- 60; 1861, Vol. LXI-481[2850], pp. 28- 43; 1864, Vol. LX-4876[3397], pp. 14- 20.

図5 イギリス穀物輸入:市場内訳





1825, Vol. XX- 233[227], 1831- 32, Vol. XXXIV- 307[426], Vol. XXXIV-319[89], 1842, Vol. XXXIX-1[375], 1864, Vol. LVIII-169[387].



け綿織物輸出」『経済学雑誌』第99巻1998年、54頁。

はイギリス経由の間接輸入であ るが、1830年代にはアメリカ・ トルコ産品の直接輸入も各々 10 - 20 %を占めた。染料・石炭は その 90 %をイギリス市場に依存 する。熱帯産品の場合、煙草は その 70 %が中継基地ハンザ都市 から流入する一方、生産国トル コも 5 - 10 %を供給した。対照 的に砂糖はイギリス経由の流入 が全体の 10 %にとどまり、総額 の 70 - 80 %は生産地の西インド から直接流入した。茶はほぼ 100 %が中国市場に依存する。他方、 地中海世界に固有な果実・オリ ーヴ油はトルコ・イタリアが、 葡萄酒はフランス・イベリア諸 国が圧倒的比重を占めた。

d) 市場構造 ロシア海外貿 易は大きくヨーロッパ貿易とア ジア貿易とに区分できるが、輸 出・輸入ともヨーロッパ貿易が 90 %以上を占める(図7)。うち ヨーロッパ貿易における最大の 相手市場はイギリスであり、輸 出の 40 - 50 %、輸入の 30 - 40 %を吸収する (表 10)。他に輸出 では穀物販路のオスマン帝国が 全体の 10 %を占める一方、輸入 では熱帯産品の取引を媒介する ハンザ都市が 10 %前後を維持す るほか、地中海産品・植民地産 品を供給するイベリア諸国・新 大陸の地位もそれぞれ 1820 年代 ・30 年代に上昇している。貿易 収支は概ね出超傾向にあり、最 大の黒字源泉はイギリスにある が、オランダ・北欧も収支黒字 を支える反面、ハンザ都市・フ ランス・イベリア諸国・新大陸 はいずれも赤字基調にある。⁽³³⁾ 他方、アジア貿易は比重こそ極小ながら、伸び率は高い。その根幹は極東貿易であり、輸出・輸入とも全体の 35 %前後を占める (表 11)。加えて輸出ではキルギスをはじめ中央アジアが、輸入ではペルシアがそれぞれ 30 %を占める。収支は一貫して入超であり、赤字規模は増幅傾向にあるが、その元凶はペルシア貿易の逆調にある。全体的にヨーロッパ貿

表9 主要品目の輸入市場

(1.000 ルーブリ)

	綿 糸			綿織物			
	イギリス	プロイセン	総額	イギリス	プロイセン	トルコ	総額
1826 - 30	30,613 (98.6)	19 (0.1)	31,050 (100)	4,494 (61.3)	222 (3.0)	394 (5.4)	7,332 (100)
1831 - 35	23,247 (99.3)	70 (0.3)	23,420 (100)	2,739 (59.2)	59 (1.3)	617 (13.3)	4,629 (100)
1847 — 50	3,735 (96.0)	26 (0.7)	3,892 (100)	411 (38.4)	125 (11.7)	322 (30.1)	1,070 (100)
1851 - 55	956 (71.1)	249 (18.5)	1,344 (100)	396 (21.9)	899 (49.6)	245 (13.5)	1,811 (100)
1856 - 60	3,076 (77.6)	628 (15.8)	3,966 (100)	1,260 (28.7)	1,839 (41.8)	507 (11.5)	4,397 (100)

	麻 織 物		絹 織	物	毛 織 物		
	プロイセン	総額	プロイセン	総額	イギリス	プロイセン	総額
1826 - 30			1,416 (19.9)	7,107 (100)	2,557 (52.2)	500 (10.2)	4,903 (100)
1831 - 35			1,490 (18.9)	7,887 (100)	2,674 (56.8)	170 (3.6)	4,709 (100)
1847 - 50	309 (60.4)	512 (100)	1,558 (46.1)	3,378 (100)	799 (42.4)	225 (11.9)	1,885 (100)
1851 - 55	656 (69.9)	939 (100)	2,706 (72.8)	3,715 (100)	300 (25.6)	546 (46.6)	1,172 (100)
1856 - 60	1,141 (55.3)	2,065 (100)	3,490 (62.5)	5,580 (100)	755 (20.5)	1,585 (43.1)	3,680 (100)

		機	械		石	炭
!	イギリス	プロイセン	ベルギー	総額	イギリス	総額
1847 - 50	1,531 (68.4)	127 (5.7)	289 (12.9)	2,238 (100)	1,004 (99.5)	1,009 (100)
1851 - 55	1,493 (71.0)	515 (24.5)	212 (10.1)	2,103 (100)	645 (93.3)	691 (100)
1856 - 60	4,455 (59,5)	1,167 (15.6)	731 (9.8)	7,484 (100)	1,729 (89.8)	1,925 (100)

	果実			オリー	- ヴ油	葡萄酒	
	トルコ	イタリア	総額	イタリア	総額	フランス	総額
1826 - 30	1,616 (35.4)	935 (20.5)	4,564 (100)	1,856 (44.6)	4,163 (100)	4,846 (42.7)	11,359 (100)
1831 - 35	2,642 (45.5)	1,436 (24.7)	5,807 (100)	1,534 (30.6)	5,007 (100)	6,575 (51.0)	12,900 (100)
1847 — 50	1,102 (40.7)	692 (25.6)	2,706 (100)	1,574 (54.1)	2,908 (100)	3,616 (49.1)	7,362 (100)
1851 - 55	880 (36.7)	867 (36.2)	2,396 (100)	1,091 (31.9)	3,424 (100)	2,934 (43.5)	6,752 (100)
1856 - 60	1,678 (39.3)	1,195 (28.0)	4,267 (100)	2,536 (53.4)	4,745 (100)	3,439 (47.2)	7,288 (100)

		原綿				染 料 (インディゴ)		
	イギリス	トルコ	アメリカ	総額	イギリス	オランダ	総額	
1826 - 30	864 (49.6)	96 (5.5)	145 (8.3)	1,743 (100)	5,533 (77.5)	36 (0.5)	7,137 (100)	
1831 - 35	2,074 (53.2)	823 (21.1)	758 (19.4)	3,900 (100)	5,068 (90.5)	92 (1.6)	5,602 (100)	
1847 - 50	6,216 (80.2)	192 (2.5)	1,029 (13.3)	7,749 (100)	1,445 (57.3)	858 (34.0)	2,521 (100)	
1851 - 55	5,317 (60.8)	228 (2.6)	1,361 (15.6)	8,738 (100)	1,656 (54.3)	483 (15.8)	3,052 (100)	
1856 - 60	8,971 (49.3)	0 (0.0)	5,926 (32.6)	18,190 (100)	2,444 (61.4)	997 (25.1)	3,980 (100)	

		煙草		砂	糖	茶	
	ハンザ都市	トルコ	総額	新大陸	総額	中国	総額
1826 - 30	1,603 (69.8)	175 (7.6)	2,298 (100)	14,474 (52.9)	27,368 (100)	0 ?	0 (100)
1831 - 35	2,853 (75.9)	346 (9.2)	3,759 (100)	19,290 (82.8)	23,289 (100)	6,867 (100)	6,868 (100)
1847 - 50	1,570 (64.7)	343 (14.1)	2,427 (100)	4,603 (69.0)	6,672 (100)	5,584 (99.9)	5,587 (100)
1851 - 55	1,578 (66.0)	572 (23.9)	2,390 (100)	3,698 (67.4)	5,486 (100)	6,129 (99.8)	6,139 (100)
1856 - 60	1,417 (40.0)	1,089 (30.7)	3,542 (100)	1,296 (22.7)	5,715 (100)	6,184 (99.9)	6,189 (100)

典拠) 前掲表8に同じ。

表10		(易:ヨーロッ	パ市場内訳				
1	输出						
	イギリス	フランス	オランダ・ベルギー	プロイセン	オーストリア	ハンザ都市	デンマーク・ズンド海峡
1827	105,649 (50.4)	8,394 (4.0)	11,792 (5.6)	13,274 (6.3)	9,510 (4.5)	7,374 (3.5)	10,761 (5.1)
1828	89,565 (52.0)	7,430 (4.3)	10,349 (6.0)	13,198 (7.7)	8,708 (5.1)	7,120 (4.1)	12,627 (7.3)
1829	97,739 (51.9)	11,308 (6.0)	12,041 (6.4)	14,202 (7.5)	7,748 (4.1)	8,811 (4.7)	16,262 (8.6)
1830	96,221 (42.2)	13,605 (6.0)	13,256 (5.8)	18,837 (8.3)	8,793 (3.9)	12,022 (5.3)	9,950 (4.4)
1831	119,920 (54.7)	3,802 (1.7)	13,531 (6.2)	12,432 (5.7)	10,924 (5.0)	7,770 (3.5)	6,201 (2.8)
1832	95,512 (43.3)	10,822 (4.9)	12,060 (5.5)	17,032 (7.7)	13,771 (6.2)	7,623 (3.5)	16,428 (7.5)
1833	111,248 (51.0)	10,874 (5.0)	8,349 (3.8)	14,655 (6.7)	14,609 (6.7)	5,735 (2.6)	9,290 (4.3)
1834	105,578 (53.2)	10,672 (5.4)	8,993 (4.5)	12,722 (6.4)	10,318 (5.2)	5,315 (2.7)	6,260 (3.2)
1835	90,293 (46.6)	8,281 (4.3)	10,267 (5.3)	11,253 (5.8)	10,953 (5.7)	6,138 (3.2)	5,455 (2.8)
1847	46,507 (34.7)	20,984 (15.6)	11,193 (8.3)	10,710 (8.0)	4,790 (3.6)	3,131 (2.3)	18,779 (14.0)
1848	39.943 (52.6)	3,192 (4.2)	3,606 (4.7)	3,344 (4.4)	3,262 (4.3)	1,548 (2.0)	6,186 (8.1)
1849	40.547 (48.6)	4,557 (5.5)	5,833 (7.0)	4,356 (5.2)	5,133 (6.2)		7,505 (9.0)
		, ; ;	· '			1,657 (2.0)	1 ' 1
1850	41,531 (50.0)	4,150 (5.0)	5,335 (6.4)	5,259 (6.3)	4,576 (5.5)	1,354 (1.6)	6,936 (8.3)
1851	39,103 (46.5)	2,610 (3.1)	6,555 (7.8)	8,751 (10.4)	4,800 (5.7)	1,537 (1.8)	6,633 (7.9)
1852	42,883 (42.9)	6,941 (6.9)	8,114 (8.1)	10,376 (10.4)	5,709 (5.7)	1,960 (2.0)	5,869 (5.9)
1853	66,956 (48.7)	15,160 (11.0)	9,674 (7.0)	13,496 (9.8)	7,640 (5.6)	2,697 (2.0)	2,744 (2.0)
1854	12,345 (23.1)	3,327 (6.2)	4,392 (8.2)	18,660 (34.9)	8,351 (15.6)	915 (1.7)	442 (0.8)
1855	118 (0.4)	44 (0.2)	122 (0.4)	18,083 (65.7)	6,357 (23.1)	330 (1.2)	119 (0.4)
1856	64,172 (43.7)	16,870 (11.5)	11,421 (7.8)	18,955 (12.9)	7,155 (4.9)	3,956 (2.7)	4,547 (3.1)
1857	72,274 (47.1)	14,275 (9.3)	12,235 (8.0)	17,796 (11.6)	7,429 (4.8)	4,568 (3.0)	5,767 (3.8)
1858	65,941 (48.3)	16,249 (11.9)	9,853 (7.2)	15,436 (11.3)	6,262 (4.6)	2,655 (1.9)	3,097 (2.3)
1859	76,265 (51.0)	12,543 (8.4)	9,332 (6.2)	16,528 (11.1)	6,641 (4.4)	4,378 (2.9)	1,958 (1.3)
1860	85,006 (51.5)	12,070 (7.3)	12,118 (7.3)	19,928 (12.1)	6,064 (3.7)	5,262 (3.2)	4,472 (2.7)
2	<u>輸_入</u>						
L	イギリス	フランス	オランダ・ベルギー	プロイセン	オーストリア	ハンザ都市	デンマーク・ズンド海峡
1827	70,422 (41.2)	11,711 (6.9)	4,508 (2.6)	5,090 (3.0)	7,867 (4.6)	23,266 (13.6)	993 (0.6)

(2)	薊 人						
	イギリス	フランス	オランダ・ベルギー	プロイセン	オーストリア	ハンザ都市	デンマーク・ズンド海峡
1827	70,422 (41.2)	11,711 (6.9)	4,508 (2.6)	5,090 (3.0)	7,867 (4.6)	23,266 (13.6)	993 (0.6)
1828	65,027 (36.4)	12,282 (6.9)	3,204 (1.8)	10,855 (6.1)	8,044 (4.5)	24,515 (13.7)	1,330 (0.7)
1829	72,971 (41.2)	10,117 (5.7)	4,995 (2.8)	5,421 (3.1)	11,703 (6.6)	23,991 (13.6)	2,039 (1.2)
1830	64,201 (39.5)	11,289 (6.9)	4,642 (2.9)	5,493 (3.4)	9,941 (6.1)	21,259 (13.1)	829 (0.5)
1831	63,273 (40.8)	10,148 (6.5)	3,765 (2.4)	3,677 (2.4)	7,161 (4.6)	20,980 (13.5)	1,042 (0.7)
1832	59,860 (35.2)	12,611 (7.4)	5,510 (3.2)	7,229 (4.3)	12,461 (7.3)	28,654 (16.9)	1,570 (0.9)
1833	57,862 (34.8)	13,421 (8.1)	5,686 (3.4)	6,674 (4.0)	11,028 (6.6)	23,575 (14.2)	1,152 (0.7)
1834	63,536 (33.0)	12,530 (6.5)	6,205 (3.2)	16,451 (8.5)	11,158 (5.8)	27,871 (14.5)	2,498 (1.3)
1835	71,360 (36.3)	14,438 (7.3)	7,156 (3.6)	9,416 (4.8)	11,590 (5.9)	26,414 (13.4)	1,514 (0.8)
1847	22,191 (30.6)	8,693 (12.0)	8,926 (12.3)	7,082 (9.8)	3,082 (4.3)	7,206 (10.0)	317 (0.4)
1848	26,390 (35.0)	7,781 (10.3)	6,571 (8,7)	6,130 (8.1)	2,755 (3.7)	7,384 (9.8)	263 (0.3)
1849	27,411 (34.1)	8,949 (11.1)	4,859 (6.0)	7,090 (8.8)	3,204 (4.0)	6,916 (8.6)	243 (0.3)
1850	25,356 (33.3)	8,352 (11.0)	4,298 (5.6)	7,336 (9.6)	3,101 (4.1)	5,819 (7.6)	155 (0.2)
1851	26,559 (30.5)	8,477 (9.7)	3,566 (4.1)	13,938 (16.0)	6,684 (7.7)	5,930 (6.8)	234 (0.3)
1852	24,642 (29.6)	8,638 (10.4)	3,671 (4.4)	13,723 (16.5)	5,899 (7.1)	5,292 (6.4)	234 (0.3)
1853	27,888 (31.3)	7,789 (8.7)	3,665 (4.1)	15,444 (17.3)	5,869 (6.6)	6,507 (7.3)	337 (0.4)
1854	8,760 (16.1)	4,034 (7.4)	1,576 (2.9)	20,139 (37.0)	4,902 (9.0)	3,660 (6.7)	72 (0.1)
1855	935 (1.7)	988 (1.8)	281 (_0.5)	42,930 (76.4)	7,223 (12.9)	376 (0.7)	41 (0.1)
1856	22,284 (21.2)	6,210 (5.9)	5,979 (5.7)	33,498 (31.9)	8,704 (8.3)	7,521 (7.2)	1,133 (1.1)
1857	38,884 (29.5)	9,103 (6.9)	10,997 (8.3)	25,860 (19.6)	7,138 (5.4)	11,898 (9.0)	1,207 (0.9)
1858	40,634 (31.7)	10,941 (8.5)	9,317 (7.3)	21,559 (16.8)	7,616 (5.9)	10,990 (8.6)	687 (0.5)
1859	45,453 (33.4)	10,419 (7.7)	8,111 (6.0)	25,143 (18.5)	6,778 (5.0)	10,887 (8.0)	116 (0.1)
1860	43,659 (32.1)	10,781 (7.9)	8,652 (6.4)	25,114 (18.5)	7,022 (5.2)	11,501 (8.5)	102 (0.1)

^{※ 1834 - 35} 年は紙幣ルーブリ、1846 - 60 年は銀ルーブリ。

[※] ハンザ都市はプロイセン・オーストリア以外のドイツ連邦諸邦を、イタリアはサルディニア、トスカーナ、シ

(1	.000	ルー	ブ	IJ)

					(1,000 / 2))
スウェーデン・ノルウェー	スペイン・ポルトガル	<u> イタリア</u>	トルコ	新大陸	合 計
4,196 (2.0)	2,660 (1.3)	9,414 (4.5)	13,661 (6.5)	11,331 (5.4)	209,792 (100)
2,874 (1.7)	2,591 (1.5)	1,215 (0.7)	1,355 (0.8)	13,669 (7.9)	172,137 (100)
3,153 (1.7)	1,613 (0.9)	1,263 (0.7)	4,751 (2.5)	8,775 (4.7)	188,275 (100)
3,235 (1.4)	3,170 (1.4)	15,578 (6.8)	29,217 (12.8)	4,658 (2.0)	228,118 (100)
3,184 (1.5)	2,008 (0.9)	7,315 (3.3)	22,134 (10.1)	9,286 (4.2)	219,296 (100)
3,499 (1.6)	1,338 (0.6)	10,263 (4.7)	21,670 (9.8)	8,586 (3.9)	220,406 (100)
3,377 (1.5)	1,144 (0.5)	6,170 (2.8)	17,454 (8.0)	13,464 (6.2)	218,225 (100)
3,481 (1.8)	1,100 (0.6)	3,871 (2.0)	16,517 (8.3)	10,673 (5.4)	198,444 (100)
3,534 (1.8)	3,249 (1.7)	3,439 (1.8)	22,967 (11.9)	13,030 (6.7)	193,641 (100)
1,794 (1.3)	345 (0.3)	6,143 (4.6)	6,308 (4.7)	2,146 (1.6)	134,112 (100)
1,283 (1.7)	620 (0.8)	4,686 (6.2)	6,169 (8.1)	1,528 (2.0)	75,937 (100)
1,623 (1.9)	504 (0.6)	3,503 (4.2)	5,144 (6.2)	2,529 (3.0)	83,381 (100)
1,505 (1.8)	366 (0.4)	3,312 (4.0)	6,139 (7.4)	2,321 (2.8)	83,133 (100)
2,068 (2.5)	590 (0.7)	2,708 (3.2)	6,102 (7.3)	2,091 (2.5)	84,073 (100)
2,321 (2.3)	566 (0.6)	4,714 (4.7)	7,255 (7.3)	2,034 (2.0)	100,050 (100)
2,479 (1.8)	680 (0.5)	6,845 (5.0)	5,820 (4.2)	2,566 (1.9)	137,406 (100)
840 (1.6)	31 (0.1)	1,976 (3.7)	1,496 (2.8)	329 (0.6)	53,521 (100)
207 (0.8)	0 (0.0)	3 (0.0)	351 (1.3)	24 (0.1)	27,524 (100)
4,855 (3.3)	696 (0.5)	3,686 (2.5)	6,977 (4.8)	2,372 (1.6)	146,771 (100)
3,166 (2.1)	953 (0.6)	3,883 (2.5)	8,368 (5.5)	2,263 (1.5)	153,419 (100)
1,540 (1.1)	550 (0.4)	4,018 (2.9)	8,285 (6.1)	1,755 (1.3)	136,487 (100)
1,822 (1.2)	503 (0.3)	8,804 (5.9)	8,239 (5.5)	2,113 (1.4)	149,395 (100)
1,990 (1.2)	322 (0,2)	3,850 (2.3)	11,605 (7.0)	2,334 (1.4)	165,183 (100)

(1,000 ルーブリ)

					(1,000 /)) /
スウェーデン・ノルウェー	スペイン・ポルトガル	イタリア	トルコ	新大陸	合 計
2,820 (1.7)	18,810 (11.0)	4,005 (2.3)	10,611 (6.2)	9,960 (5.8)	170,770 (100)
2,628 (1.5)	21,400 (12.0)	4,541 (2.5)	4,253 (2.4)	20,336 (11.4)	178,838 (100)
1,869 (1.1)	25,093 (14.2)	3,565 (2.0)	4,002 (2.3)	10,361 (5.9)	176,919 (100)
2,618 (1.6)	3,964 (2.4)	3,655 (2.2)	9,000 (5.5)	25,306 (15.6)	162,716 (100)
2,733 (1.8)	4,491 (2.9)	3,164 (2.0)	11,357 (7.3)	22,102 (14.3)	155,049 (100)
2,590 (1.5)	4,011 (2.4)	2,579 (1.5)	11,882 (7.0)	20,494 (12.1)	170,000 (100)
3,151 (1.9)	4,822 (2.9)	4,073 (2.5)	13,400 (8.1)	21,039 (12.7)	166,107 (100)
3,586 (1.9)	4,507 (2.3)	4,151 (2.2)	19,848 (10.3)	21,210 (11.0)	192,491 (100)
4,196 (2.1)	4,612 (2.3)	4,689 (2.4)	13,584 (6.9)	26,505 (13.5)	196,502 (100)
1,531 (2.1)	2,594 (3.6)	1,935 (2.7)	4,233 (5.8)	3,936 (5.4)	72,408 (100)
860 (1.1)	2,956 (3.9)	3,085 (4.1)	4,336 (5.7)	5,593 (7.4)	75,444 (100)
1,614 (2.0)	3,365 (4.2)	3,227 (4.0)	4,695 (5.8)	7,427 (9.2)	80,344 (100)
1,570 (2.1)	3,616 (4.8)	3,113 (4.1)	4,316 (5.7)	8,267 (10.9)	76,107 (100)
1,921 (2.2)	2,411 (2.8)	3,426 (3.9)	3,805 (4.4)	8,836 (10.2)	87,053 (100)
1,514 (1.8)	3,180 (3.8)	2,818 (3.4)	4,587 (5.5)	7,696 (9.3)	83,118 (100)
1,505 (1.7)	4,269 (4.8)	2,976 (3.3)	4,661 (5.2)	7,071 (7.9)	89,231 (100)
436 (0.8)	1,884 (3.5)	1,054 (1.9)	2,700 (5.0)	4,572 (8.4)	54,425 (100)
206 (0.4)	117 (0.2)	77 (0.1)	2,064 (3.7)	145 (0.3)	56,173 (100)
1,736 (1.7)	1,529 (1.5)	2,139 (2.0)	6,549 (6.2)	5,493 (5.2)	104,995 (100)
1,640 (1.2)	2,439 (1.9)	4,492 (3.4)	8,482 (6.4)	8,327 (6.3)	131,775 (100)
1,671 (1.3)	2,721 (2.1)	5,085 (4.0)	6,864 (5.4)	7,973 (6.2)	128,175 (100)
2,361 (1.7)	2,712 (2.0)	4,110 (3.0)	7,884 (5.8)	10,823 (7.9)	136,186 (100)
2,343 (1.7)	3,107 (2.3)	5,432 (4.0)	8,490 (6.2)	7,615 (5.6)	135,893 (100)

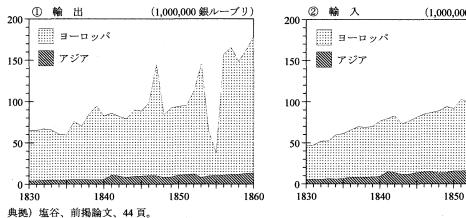
チリアを、トルコはモルダヴィア・ワラキアを、新大陸は合衆国・西インド・南米を含む。

表	1	n	(続	去)
4X		v	いかた		,

1827 35,227 -3,317 7,284 8,184 -15,892 9,768 -16,150 5,409 3,050 1,371 39 1828 24,538 -4,852 7,145 2,343 -17,395 11,297 -18,809 -3,326 -2,898 -6,667 -6 1829 24,768 1,191 7,046 8,781 -15,180 14,223 -23,480 -2,302 749 -1,586 11 1830 32,020 2,316 8,614 13,344 -9,237 9,121 -794 11,923 20,217 -20,648 65 1831 56,647 -6,346 9,766 8,755 -13,210 5,159 -2,483 4,151 10,777 -12,816 64 1832 35,652 -1,789 6,550 9,803 -21,031 14,858 -2,673 7,684 9,788 -11,908 50 1833 53,386 -2,547 2,663 7,981 -17,400 8,138 -3,678 2,097 4,054 <td< th=""><th>3 4</th><th>又 支</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>(1,000</th><th>ルーブリ)</th></td<>	3 4	又 支									(1,000	ルーブリ)
1828 24,538 -4,852 7,145 2,343 -17,395 11,297 -18,809 -3,326 -2,898 -6,667 -6 1829 24,768 1,191 7,046 8,781 -15,180 14,223 -23,480 -2,302 749 -1,586 11 1830 32,020 2,316 8,614 13,344 -9,237 9,121 -794 11,923 20,217 -20,648 65 1831 56,647 -6,346 9,766 8,755 -13,210 5,159 -2,483 4,151 10,777 -12,816 64 1832 35,652 -1,789 6,550 9,803 -21,031 14,858 -2,673 7,684 9,788 -11,908 50 1833 53,386 -2,547 2,663 7,981 -17,840 8,138 -3,678 2,097 4,054 -7,575 52 1834 42,042 -1,858 2,788 -3,729 -22,556 3,762 -3,407 -280 -3,331 <t< td=""><td></td><td>イギリス</td><td>フランス</td><td>オランダ</td><td>プロイセン</td><td>ハンザ都市</td><td>デンマーク</td><td>スペイン</td><td>1917</td><td>トルコ</td><td>アメリカ・</td><td>合 計</td></t<>		イギリス	フランス	オランダ	プロイセン	ハンザ都市	デンマーク	スペイン	1917	トルコ	アメリカ・	合 計
1829 24,768 1,191 7,046 8,781 -15,180 14,223 -23,480 -2,302 749 - 1,586 11 1830 32,020 2,316 8,614 13,344 - 9,237 9,121 - 794 11,923 20,217 - 20,648 65 1831 56,647 - 6,346 9,766 8,755 - 13,210 5,159 - 2,483 4,151 10,777 - 12,816 64 1832 35,652 - 1,789 6,550 9,803 - 21,031 14,858 - 2,673 7,684 9,788 - 11,908 50 1833 53,386 - 2,547 2,663 7,981 - 17,840 8,138 - 3,678 2,097 4,054 - 7,575 52 1834 42,042 - 1,858 2,788 - 3,729 - 22,556 3,762 - 3,407 - 280 - 3,331 - 10,537 5 1845 18,933 - 6,157 3,111 1,837 - 20,276 3,941 - 1,363 - 1,250 <	1827	35,227	- 3,317	7,284	8,184	- 15,892	9,768	- 16,150	5,409	3,050	1,371	39,022
1830 32,020 2,316 8,614 13,344 - 9,237 9,121 - 794 11,923 20,217 - 20,648 65 1831 56,647 - 6,346 9,766 8,755 - 13,210 5,159 - 2,483 4,151 10,777 - 12,816 64 1832 35,652 - 1,789 6,550 9,803 - 21,031 14,858 - 2,673 7,684 9,788 - 11,908 50 1833 53,386 - 2,547 2,663 7,981 - 17,840 8,138 - 3,678 2,097 4,054 - 7,575 52 1834 42,042 - 1,858 2,788 - 3,729 - 22,556 3,762 - 3,407 - 280 - 3,331 - 10,537 5 1845 18,933 - 6,157 3,111 1,837 - 20,276 3,941 - 1,363 - 1,250 9,383 - 13,475 - 2 1847 24,316 12,291 2,267 3,628 - 4,075 18,462 - 2,249 4,208	1828	24,538	- 4,852	7,145	2,343	- 17,395	11,297	- 18,809	- 3,326	- 2,898	- 6,667	- 6,701
1831 56,647 -6,346 9,766 8,755 -13,210 5,159 -2,483 4,151 10,777 -12,816 64 1832 35,652 -1,789 6,550 9,803 -21,031 14,858 -2,673 7,684 9,788 -11,908 50 1833 53,386 -2,547 2,663 7,981 -17,840 8,138 -3,678 2,097 4,054 -7,575 52 1834 42,042 -1,858 2,788 -3,729 -22,556 3,762 -3,407 -280 -3,331 -10,537 5 1847 24,316 12,291 2,267 3,628 -4,075 18,462 -2,249 4,208 2,075 -1,790 61 1848 13,553 -4,589 -2,965 -2,786 -5,836 5,923 -2,336 1,601 1,833 -4,065 1849 13,136 -4,392 974 -2,734 -5,259 7,262 -2,861 276 449 -4,898 3 </td <td>1829</td> <td>24,768</td> <td>1,191</td> <td>7,046</td> <td>8,781</td> <td>- 15,180</td> <td>14,223</td> <td>- 23,480</td> <td>- 2,302</td> <td>749</td> <td>- 1,586</td> <td>11,356</td>	1829	24,768	1,191	7,046	8,781	- 15,180	14,223	- 23,480	- 2,302	749	- 1,586	11,356
1832 35,652 -1,789 6,550 9,803 -21,031 14,858 -2,673 7,684 9,788 -11,908 50 1833 53,386 -2,547 2,663 7,981 -17,840 8,138 -3,678 2,097 4,054 -7,575 52 1834 42,042 -1,858 2,788 -3,729 -22,556 3,762 -3,407 -280 -3,331 -10,537 5 1835 18,933 -6,157 3,111 1,837 -20,276 3,941 -1,363 -1,250 9,383 -13,475 -2 1847 24,316 12,291 2,267 3,628 -4,075 18,462 -2,249 4,208 2,075 -1,790 61 1848 13,553 -4,589 -2,965 -2,786 -5,836 5,923 -2,336 1,601 1,833 -4,065 1849 13,136 -4,392 974 -2,734 -5,259 7,262 -2,861 276 449 -4,898 3 </td <td>1830</td> <td>32,020</td> <td>2,316</td> <td>8,614</td> <td>13,344</td> <td>- 9,237</td> <td>9,121</td> <td>- 794</td> <td>11,923</td> <td>20,217</td> <td>- 20,648</td> <td>65,402</td>	1830	32,020	2,316	8,614	13,344	- 9,237	9,121	- 794	11,923	20,217	- 20,648	65,402
1833 53,386 -2,547 2,663 7,981 -17,840 8,138 -3,678 2,097 4,054 -7,575 52 1834 42,042 -1,858 2,788 -3,729 -22,556 3,762 -3,407 -280 -3,331 -10,537 5 1835 18,933 -6,157 3,111 1,837 -20,276 3,941 -1,363 -1,250 9,383 -13,475 -2 1847 24,316 12,291 2,267 3,628 -4,075 18,462 -2,249 4,208 2,075 -1,790 61 1848 13,553 -4,589 -2,965 -2,786 -5,836 5,923 -2,336 1,601 1,833 -4,065 1849 13,136 -4,392 974 -2,734 -5,259 7,262 -2,861 276 449 -4,898 3 1850 16,175 -4,202 1,037 -2,077 -4,465 6,781 -3,250 199 1,823 -5,946 7	1831	56,647	- 6,346	9,766	8,755	- 13,210	5,159	- 2,483	4,151	10,777	- 12,816	64,247
1834 42,042 -1,858 2,788 -3,729 -22,556 3,762 -3,407 -280 -3,331 -10,537 5 1835 18,933 -6,157 3,111 1,837 -20,276 3,941 -1,363 -1,250 9,383 -13,475 -2 1847 24,316 12,291 2,267 3,628 -4,075 18,462 -2,249 4,208 2,075 -1,790 61 1848 13,553 -4,589 -2,965 -2,786 -5,836 5,923 -2,336 1,601 1,833 -4,065 1849 13,136 -4,392 974 -2,734 -5,259 7,262 -2,861 276 449 -4,898 3 1850 16,175 -4,202 1,037 -2,077 -4,465 6,781 -3,250 199 1,823 -5,946 7 1851 12,544 -5,867 2,989 -5,187 -4,393 6,399 -1,821 -718 2,297 -6,745 -2	1832	35,652	- 1,789	6,550	9,803	- 21,031	14,858	- 2,673	7,684	9,788	- 11,908	50,406
1835 18,933 - 6,157 3,111 1,837 - 20,276 3,941 - 1,363 - 1,250 9,383 - 13,475 - 2 1847 24,316 12,291 2,267 3,628 - 4,075 18,462 - 2,249 4,208 2,075 - 1,790 61 1848 13,553 - 4,589 - 2,965 - 2,786 - 5,836 5,923 - 2,336 1,601 1,833 - 4,065 1849 13,136 - 4,392 974 - 2,734 - 5,259 7,262 - 2,861 276 449 - 4,898 3 1850 16,175 - 4,202 1,037 - 2,077 - 4,465 6,781 - 3,250 199 1,823 - 5,946 7 1851 12,544 - 5,867 2,989 - 5,187 - 4,393 6,399 - 1,821 - 718 2,297 - 6,745 - 2 1852 18,241 - 1,697 4,443 - 3,347 - 3,332 5,635 - 2,614 1,896 2,668 <td< td=""><td>1833</td><td>53,386</td><td>- 2,547</td><td>2,663</td><td>7,981</td><td>- 17,840</td><td>8,138</td><td>- 3,678</td><td>2,097</td><td>4,054</td><td>- 7,575</td><td>52,118</td></td<>	1833	53,386	- 2,547	2,663	7,981	- 17,840	8,138	- 3,678	2,097	4,054	- 7,575	52,118
1847 24,316 12,291 2,267 3,628 - 4,075 18,462 - 2,249 4,208 2,075 - 1,790 61 1848 13,553 - 4,589 - 2,965 - 2,786 - 5,836 5,923 - 2,336 1,601 1,833 - 4,065 1849 13,136 - 4,392 974 - 2,734 - 5,259 7,262 - 2,861 276 449 - 4,898 3 1850 16,175 - 4,202 1,037 - 2,077 - 4,465 6,781 - 3,250 199 1,823 - 5,946 7 1851 12,544 - 5,867 2,989 - 5,187 - 4,393 6,399 - 1,821 - 718 2,297 - 6,745 - 2 1852 18,241 - 1,697 4,443 - 3,347 - 3,332 5,635 - 2,614 1,896 2,668 - 5,662 16 1853 39,068 7,371 6,009 - 1,948 - 3,810 2,407 - 3,589 3,869 1,159 - 4,	1834	42,042	- 1,858	2,788	- 3,729	- 22,556	3,762	- 3,407	- 280	- 3,331	- 10,537	5,953
1848 13,553 -4,589 -2,965 -2,786 -5,836 5,923 -2,336 1,601 1,833 -4,065 1849 13,136 -4,392 974 -2,734 -5,259 7,262 -2,861 276 449 -4,898 3 1850 16,175 -4,202 1,037 -2,077 -4,465 6,781 -3,250 199 1,823 -5,946 7 1851 12,544 -5,867 2,989 -5,187 -4,393 6,399 -1,821 -718 2,297 -6,745 -2 1852 18,241 -1,697 4,443 -3,347 -3,332 5,635 -2,614 1,896 2,668 -5,662 16 1853 39,068 7,371 6,009 -1,948 -3,810 2,407 -3,589 3,869 1,159 -4,505 48 1854 3,585 -707 2,816 -1,479 -2,745 370 -1,853 922 -1,204 -4,243 -	1835	18,933	- 6,157	3,111	1,837	- 20,276	3,941	- 1,363	- 1,250	9,383	- 13,475	- 2,861
1848 13,553 -4,589 -2,965 -2,786 -5,836 5,923 -2,336 1,601 1,833 -4,065 1849 13,136 -4,392 974 -2,734 -5,259 7,262 -2,861 276 449 -4,898 3 1850 16,175 -4,202 1,037 -2,077 -4,465 6,781 -3,250 199 1,823 -5,946 7 1851 12,544 -5,867 2,989 -5,187 -4,393 6,399 -1,821 -718 2,297 -6,745 -2 1852 18,241 -1,697 4,443 -3,347 -3,332 5,635 -2,614 1,896 2,668 -5,662 16 1853 39,068 7,371 6,009 -1,948 -3,810 2,407 -3,589 3,869 1,159 -4,505 48 1854 3,585 -707 2,816 -1,479 -2,745 370 -1,853 922 -1,204 -4,243 -	1947	24 316	12 201	2 267	3 628	- 4 075	18.462	- 2 240	4 208	2.075	- 1 700	61,704
1849 13,136 -4,392 974 -2,734 -5,259 7,262 -2,861 276 449 -4,898 3 1850 16,175 -4,202 1,037 -2,077 -4,465 6,781 -3,250 199 1,823 -5,946 7 1851 12,544 -5,867 2,989 -5,187 -4,393 6,399 -1,821 -718 2,297 -6,745 -2 1852 18,241 -1,697 4,443 -3,347 -3,332 5,635 -2,614 1,896 2,668 -5,662 16 1853 39,068 7,371 6,009 -1,948 -3,810 2,407 -3,589 3,869 1,159 -4,505 48 1854 3,585 -707 2,816 -1,479 -2,745 370 -1,853 922 -1,204 -4,243 - 1855 -817 -944 -159 -24,847 -46 78 -117 -74 -1,713 -121 -28 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>,</td> <td></td> <td></td> <td>493</td>					-				,			493
1850 16,175 -4,202 1,037 -2,077 -4,465 6,781 -3,250 199 1,823 -5,946 7 1851 12,544 -5,867 2,989 -5,187 -4,393 6,399 -1,821 -718 2,297 -6,745 -2 1852 18,241 -1,697 4,443 -3,347 -3,332 5,635 -2,614 1,896 2,668 -5,662 16 1853 39,068 7,371 6,009 -1,948 -3,810 2,407 -3,589 3,869 1,159 -4,505 48 1854 3,585 -707 2,816 -1,479 -2,745 370 -1,853 922 -1,204 -4,243 - 1855 -817 -944 -159 -24,847 -46 78 -117 -74 -1,713 -121 -28 1856 41,888 10,660 5,442 -14,543 -3,565 3,414 -833 1,547 428 -3,121 41	1 1		1 1	1 1	- 1						-	3,037
1851 12,544 - 5,867 2,989 - 5,187 - 4,393 6,399 - 1,821 - 718 2,297 - 6,745 - 2 1852 18,241 - 1,697 4,443 - 3,347 - 3,332 5,635 - 2,614 1,896 2,668 - 5,662 16 1853 39,068 7,371 6,009 - 1,948 - 3,810 2,407 - 3,589 3,869 1,159 - 4,505 48 1854 3,585 - 707 2,816 - 1,479 - 2,745 370 - 1,853 922 - 1,204 - 4,243 - 1855 - 817 - 944 - 159 - 24,847 - 46 78 - 117 - 74 - 1,713 - 121 - 28 1856 41,888 10,660 5,442 - 14,543 - 3,565 3,414 - 833 1,547 428 - 3,121 41 1857 33,390 5,172 1,238 - 8,064 - 7,330 4,560 - 1,486 - 609 - 114				1								7,026
1852 18,241 -1,697 4,443 -3,347 -3,332 5,635 -2,614 1,896 2,668 -5,662 16 1853 39,068 7,371 6,009 -1,948 -3,810 2,407 -3,589 3,869 1,159 -4,505 48 1854 3,585 -707 2,816 -1,479 -2,745 370 -1,853 922 -1,204 -4,243 - 1855 -817 -944 -159 -24,847 -46 78 -117 -74 -1,713 -121 -28 1856 41,888 10,660 5,442 -14,543 -3,565 3,414 -833 1,547 428 -3,121 41 1857 33,390 5,172 1,238 -8,064 -7,330 4,560 -1,486 -609 -114 -6,064 21 1858 25,307 5,308 536 -6,123 -8,335 2,410 -2,171 -1,067 1,421 -6,218 8 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>- 2,980</td>												- 2,980
1853 39,068 7,371 6,009 - 1,948 - 3,810 2,407 - 3,589 3,869 1,159 - 4,505 48 1854 3,585 - 707 2,816 - 1,479 - 2,745 370 - 1,853 922 - 1,204 - 4,243 - 1855 - 817 - 944 - 159 - 24,847 - 46 78 - 117 - 74 - 1,713 - 121 - 28 1856 41,888 10,660 5,442 - 14,543 - 3,565 3,414 - 833 1,547 428 - 3,121 41 1857 33,390 5,172 1,238 - 8,064 - 7,330 4,560 - 1,486 - 609 - 114 - 6,064 21 1858 25,307 5,308 536 - 6,123 - 8,335 2,410 - 2,171 - 1,067 1,421 - 6,218 8 1859 30,812 2,124 1,221 - 8,615 - 6,509 1,842 - 2,209 4,694 355 - 8												16,932
1854 3,585 - 707 2,816 - 1,479 - 2,745 370 - 1,853 922 - 1,204 - 4,243 - 1855 - 817 - 944 - 159 - 24,847 - 46 78 - 117 - 74 - 1,713 - 121 - 28 1856 41,888 10,660 5,442 - 14,543 - 3,565 3,414 - 833 1,547 428 - 3,121 41 1857 33,390 5,172 1,238 - 8,064 - 7,330 4,560 - 1,486 - 609 - 114 - 6,064 21 1858 25,307 5,308 536 - 6,123 - 8,335 2,410 - 2,171 - 1,067 1,421 - 6,218 8 1859 30,812 2,124 1,221 - 8,615 - 6,509 1,842 - 2,209 4,694 355 - 8,710 13				1			-		· ·			48,175
1855 - 817 - 944 -159 - 24,847 - 46 78 - 117 - 74 - 1,713 - 121 - 28 1856 41,888 10,660 5,442 - 14,543 - 3,565 3,414 - 833 1,547 428 - 3,121 41 1857 33,390 5,172 1,238 - 8,064 - 7,330 4,560 - 1,486 - 609 - 114 - 6,064 21 1858 25,307 5,308 536 - 6,123 - 8,335 2,410 - 2,171 - 1,067 1,421 - 6,218 8 1859 30,812 2,124 1,221 - 8,615 - 6,509 1,842 - 2,209 4,694 355 - 8,710 13				, ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			,	,	-		- 904
1856 41,888 10,660 5,442 - 14,543 - 3,565 3,414 - 833 1,547 428 - 3,121 41 1857 33,390 5,172 1,238 - 8,064 - 7,330 4,560 - 1,486 - 609 - 114 - 6,064 21 1858 25,307 5,308 536 - 6,123 - 8,335 2,410 - 2,171 - 1,067 1,421 - 6,218 8 1859 30,812 2,124 1,221 - 8,615 - 6,509 1,842 - 2,209 4,694 355 - 8,710 13		1 1	1	1	- 1			,				- 28,649
1857 33,390 5,172 1,238 - 8,064 - 7,330 4,560 - 1,486 - 609 - 114 - 6,064 21 1858 25,307 5,308 536 - 6,123 - 8,335 2,410 - 2,171 - 1,067 1,421 - 6,218 8 1859 30,812 2,124 1,221 - 8,615 - 6,509 1,842 - 2,209 4,694 355 - 8,710 13												41,776
1858 25,307 5,308 536 -6,123 -8,335 2,410 -2,171 -1,067 1,421 -6,218 8 1859 30,812 2,124 1,221 -8,615 -6,509 1,842 -2,209 4,694 355 -8,710 13	1		1		· · · · · ·		- 1					21,644
1859 30,812 2,124 1,221 - 8,615 - 6,509 1,842 - 2,209 4,694 355 - 8,710 13	1 1	1 1	,		, i	· · ·	-					8,312
	1	1 1	- 1					,				13,209
1 1860 41.347 1.289 3.466 -5.186 -6.239 4.370 -2.785 -1.582 3.115 -5.281 29	1860	41,347	1,289	3,466	- 5,186	- 6,239	4,370	- 2,785	- 1,582	3,115	- 5,281	29,290

典拠) Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1837-38, Vol. XLVII-1 [137], p. 184; 1851, Vol. LV-1 [1408] [1408-II], pp. 33-50; 1854-55, Vol. LII-533 [1855], p. 30; 1861, Vol. LXI-481 [2850], pp. 24-27; 1864, Vol. LX-487 [3397], pp. 12-13.

図7 ロシア海外貿易:市場構造



易の黒字をもって、アジア貿易の赤字が決済される関係にあったと言えよう。

e) 貿易経路 ヨーロッパ貿易は、①アルハンゲリスクを拠点とする北極海経由の白海貿易、② 聖ペテルブルク・リガを拠点とするズンド海峡経由のバルト海貿易、③ポーランド国境経由の陸上 貿易、④オデッサ・タガンロークを拠点とするボスフォラス・ダーダネルス海峡経由の黒海・地中 海貿易、以上から成る。このうち北極圏に位置するアルハンゲリスクは一年の半分以上凍結し、貿易可能な日数は 150 日程度にすぎない。バルト海でも聖ペテルブルクは一年のほぼ半分が氷に閉ざ

1860

表11 ロシア海外貿易:アジア市場内訳

双川		[笏:ノンノ川・	700 F 1 EV				/
1							(1,000 ルーブリ)
	アジア・トルコ	ペルシア	キルギス	ブハラ	タシケント	中 国	合 計
1834	770 (4.9)	2,221 (14.1)	4,600 (29.2)	818 (5.2)		5,754 (36.6)	15,738 (100)
1835	842 (4.9)	2,263 (13.1)	4,097 (23.7)	1,064 (6.1)		6,314 (36.5)	17,309 (100)
1055	012 (1.57	2,203 (13.17)	1,037 (23.77)	1,001 (0.17		0,511 (50.5)	17,505 (100)
1846	519 (4.9)	530 (5.1)	1,252 (11.9)	380 (3.6)	284 (2.7)	7,222 (68.9)	10,487 (100)
1847	558 (5.3)	656 (6.2)	1,477 (14.0)	367 (3.5)	269 (2.6)	6,974 (66.2)	10,537 (100)
1848	480 (5.6)	655 (7.6)	1,593 (18.4)	247 (2.9)	224 (2.6)	5,468 (63.3)	8,644 (100)
1849	467 (5.2)	674 (7.5)	1,556 (17.3)	369 (4.1)	474 (5.3)	5,369 (59.5)	9,019 (100)
1850	606 (5.4)	906 (8.1)	1,771 (15.8)	357 (3.2)	292 (2.6)	7,127 (63.5)	11,222 (100)
1851	636 (5.7)	886 (8.0)	1,703 (15.3)	360 (3.2)	370 (3.3)	7,033 (63.1)	11,140 (100)
1852	1.082 (8.7)	897 (7.2)	1,613 (13.0)	307 (2.5)	325 (2.6)	8.120 (65.4)	12,423 (100)
1853	876 (11.0)	795 (10.0)	1,943 (24.4)	308 (3.9)	372 (4.7)	3,579 (44.9)	7,968 (100)
1854	1 (0.0)	811 (8.2)	1,667 (16.8)	435 (4.4)	370 (3.7)	6,492 (65.5)	9,908 (100)
1855	0 (0.0)	992 (9.6)	1,826 (17.6)	411 (4.0)	288 (2.8)	6,771 (65.4)	10,347 (100)
1856	661 (6.2)	898 (8.5)	2,119 (20.0)	399 (3.8)	343 (3.2)	6,156 (58.1)	10,593 (100)
1857	1,228 (10.3)	876 (7.3)	2,566 (21.5)	539 (4.5)	605 (5.1)	6,109 (51.1)	11,945 (100)
1858	778 (6.5)	1,226 (10.3)	2,824 (23.7)	687 (5.8)	606 (5.1)	5,768 (48.4)	11,909 (100)
1859	1,107 (8.5)	1,217 (9.4)	2,925 (22.5)	1,291 (9.9)	504 (3.9)	5,940 (45.7)	12,994 (100)
1860	1,689 (12.7)	1,098 (8.2)	2,887 (21.6)	1,627 (12.2)	287 (2.1)	5,856 (43.9)	13,351 (100)
② •	俞 入					,	(1,000 ルーブリ)
		5 000 (07 C)	A EAE (01 0)	1.600 (7.5)	1.055 (4.0)		
1834	672 (3.1)	5,929 (27.6)	4,545 (21.2)	1,600 (7.5)	1,055 (4.9)	7,335 (34.2)	21,447 (100)
1835	1,006 (4.3)	6,596 (28.5)	3,943 (17.0)	2,333 (10.1)	926 (4.0)	7,415 (32.1)	23,131 (100)
1846	741 (5.1)	3,109 (21.4)	1,442 (9.9)	758 (5.2)	460 (3.2)	7,318 (50.3)	14,539 (100)
1847	592 (4.1)	3,827 (26.2)	1,404 (9.6)	598 (4.1)	327 (2.2)	7,049 (48.3)	14,593 (100)
1848	865 (6.4)	3,958 (29.4)	1,451 (10.8)	685 (5.1)	481 (3.6)	5,484 (40.7)	13,471 (100)
1849	907 (6.6)	3,985 (28.9)	1,586 (11.5)	534 (3.9)	556 (4.0)	5,483 (39.7)	13,806 (100)
1850	624 (4.0)	3,801 (24.1)	1,945 (12.4)	470 (3.0)	608 (3.9)	7,446 (47.3)	15,744 (100)
1851	582 (3.7)	3,875 (24.6)	1,747 (11.1)	310 (2.0)	516 (3.3)	7,432 (47.2)	15,734 (100)
1852	929 (5.6)	2,782 (16.7)	2,318 (13.9)	685 (4.1)	403 (2.4)	8,425 (50.6)	16,649 (100)
1853	811 (6.8)	3,033 (25.5)	2,025 (17.0)	936 (7.9)	608 (5.1)	3,592 (30.2)	11,908 (100)
1854	489 (3.1)	3,634 (23.3)	1,596 (10.2)	1,098 (7.0)	560 (3.6)	7,441 (47.7)	15,601 (100)
1855	150 (0.9)	4,241 (26.1)	2,294 (14.1)	953 (5.9)	653 (4.0)	7,234 (44.5)	16,254 (100)
1856	422 (2.5)	4,242 (25.0)	2,969 (17.5)	1,137 (6.7)	851 (5.0)	6,421 (37.8)	17,002 (100)
1857	485 (2.5)	3,977 (20.6)	3,598 (18.6)	1,367 (7.1)	761 (3.9)	7,542 (39.0)	19,347 (100)
	725 (3.5)				865 (4.2)		
1858		4,114 (19.9)	4,398 (21.3)	1,336 (6.5)	: : :	7,474 (36.2)	20,624 (100)
1859	1,953 (9.1)	3,823 (17.9)	5,696 (26.6)	1,150 (5.4)	850 (4.0)	7,574 (35.4)	21,404 (100)
1860	2,177 (10.3)	3,759 (17.8)	5,547 (26.3)	1,554 (7.4)	686 (3.2)	7,125 (33.7)	21,121 (100)
3 4	又支					. (1,000 ルーブリ)
1834	98	- 3,708	55	- 782	- 1,055	- 1,581	- 5,709
1835	- 164	- 4,333	154	- 1,269	- 926	- 1,101	- 5,822
1046	222	2.570	100	270	177	06	4.050
1846	- 222	- 2,579	- 190	- 378	- 176	- 96	- 4,052
1847	- 34	- 3,171	73	- 231	- 58	- 75	- 4,056
1848	- 385	- 3,303	142	- 438	- 257	- 16	- 4,827
1849	- 440	- 3,311	- 30	- 165	- 82	- 114	- 4,787
1850	- 18	- 2,895	- 174	- 113	- 316	- 319	- 4,522
1851	54	- 2,989	- 44	50	- 146	- 399	- 4,594
1852	153	- 1,885	- 705	- 378	- 78	- 305	- 4,226
1853	65	- 2,238	- 82	- 628	- 236	- 13	- 3,940
1854	- 488	- 2,823	71	- 663	- 190	- 949	- 5,693
1855	- 150	- 3,249	- 468	- 542	- 365	- 463	- 5,907
1856	239	- 3,344	- 850	- 738	- 508	- 265	- 6,409
1857	743	- 3,101	- 1,032	- 828	- 156	- 1,433	- 7,402
1858	53	- 2,888	- 1,574	- 649	- 259	- 1,706	- 8,715
1859	- 846	- 2,606	- 2,771	141	- 346	- 1,634	- 8,410
1860	- 488	- 2,661	- 2,660	73	- 399	- 1,269	- 7,770

^{※ 1834 - 35} 年は紙幣ルーブリ、1846 - 60 年は銀ルーブリ。

典拠)Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1837, Vol. XLIX-1 [86], pp. 206- 207, 210- 211; 1851, Vol. LV-1 [1408] [1408-II], pp. 45- 50; 1854- 55, Vol. LII-533 [1855], pp. 53- 60; 1861, Vol. LXI-481 [2850], pp. 24- 27; 1864, Vol. LXI-487 [3397], pp. 12- 13.

され、港湾機能の稼働は 180 日前後にとどまる。対して同じバルト海でもやや南緯に位置するリガ・レヴァルの結氷期間は一ヶ月程度でおさまり、年間 330 日以上機能している。さらに黒海北岸のオデッサは凍結期間が 2-3 週間にすぎず、恒常的な貿易活動が可能であった(表 12)。

主要経路の取引総額を比較すれば(図8)、輸出・輸入ともバルト海が貿易活動の動脈として機能しており、なかでも輸入における比重は圧倒的である。しかし輸出では黒海貿易の地位が徐々に上昇し、全体の 20 - 25 %を占めるに至った。また寄港船舶の動向を見れば(図9)、隻数ではバルト海貿易が黒海貿易のほぼ二倍を記録しているものの、その格差は 1830 年代を通じて縮小し、トン数ではバルト海・黒海両者の格差はより小さく、1839 年にはほぼ拮抗している。この事実は、相対的にバルト海貿易に従事する商船が小型、黒海貿易の船舶が大型であったこと、またバルト海貿易は軽量高価な商品の取引、すなわち工業製品・熱帯産品の輸入において、対する黒海貿易は重量安価な商品の取引、とりわけ穀物の輸出において、それぞれ優位にあったことを示唆する。

なおアジア貿易については、中国貿易は主にキャフタ拠点・シベリア経由の陸上貿易として、またペルシア貿易はアストラハン拠点・カスピ海経由の海上貿易として展開された。

f) 商業資本 商人組合は登録する資本金額に応じて三種の組合に区分され、それぞれ資本規模に比例した加盟金の納入を義務付けられる一方、各組合毎に商業活動の範囲・取引年額が規定された。まず第一組合は、海外貿易・金融・保険業務の権利を保持し、また第二組合は金融・保険業務を除く海外貿易の権利を保持した。第三組合は海外貿易への関与を禁止され、国内通商に従事している。⁽³⁴⁾ ただし第一・第二組合はシベリア経由の東方貿易に関してこそ主導的な役割を発揮したとはいえ、ヨーロッパ貿易については、海路・陸路の如何を問わず、資本規模・海運能力で優位に立つ領内居留の外国商人(第一組合に帰属)が輸出・輸入とも大きな役割を果たした。⁽³⁵⁾

② バルト海貿易

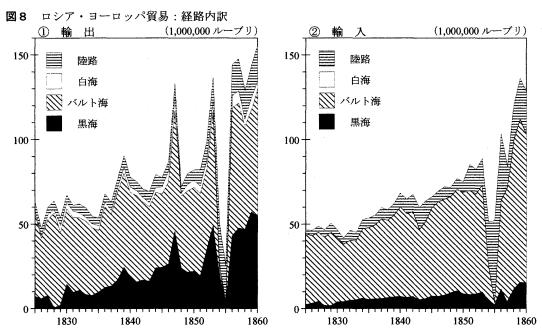
- a) 収支構造 バルト海諸港は冬期に港湾機能を停止する結氷港であるとともに、後背地の北部地方は地味痩薄な地質、寒冷な気候から農業生産力も低く、貿易拠点としては重大な欠陥をもつが、内陸国家ロシアが初めて獲得した貿易諸港として 18 世紀以来ヨーロッパ貿易を牽引してきた。バルト海貿易の拠点は北方戦争(1700 21 年)を通じて獲得・建設された「西方の窓」聖ペテルブルクにあり、その寄港隻数はリガと互角であるものの(図 10)、取引総額では輸出の 80 %、輸入の90 %を吸収する(図 11)。19 世紀前半において同港の輸出は 2,000 万銀ルーブリから 4,000 万銀ルーブリへと、輸入は 2,000 万銀ルーブリから 6,000 万銀ルーブリへと増大しており(図 12)、輸入の増加が輸出の拡大を上回った結果、貿易収支はほぼ一貫して赤字である。
- b) 品目構造 バルト海貿易の輸出品目はほぼ全て原料から構成される(図 13 ①)。 穀物の比重は低く、また輸出される場合であっても、その主力は寒冷なバルト海沿岸の泥土地帯、内陸の非黒土地帯で生産される「灰色穀物」=ライ麦・大麦・燕麦であった(図 14 ①)。 ⁽³⁶⁾ 輸出貿易の 8 割をまかなう聖ペテルブルクの品目編成を見る場合(表 13 ①)、その3-4割は獣脂から成り、残余は後背地の農業・林業と密着した船舶用品(大麻・亜麻・ロープ・麻織物・灰汁)である。

他方、輸入品目は原料・食料・製品の順に高い(図 13 ②)。輸入貿易の 9 割を吸収する聖ペテルブルクの品目内訳を見れば(表 13 ②)、綿糸・砂糖がそれぞれ全体の 20 %前後を占める二大品目である。他に工業製品では繊維製品が 10 %を占めるが、紡績・捺染部門向け原料の原綿・染料も 5 %に達し、織布部門向け半製品の綿糸と合わせれば、国内産業向け物資の割合は 25 %に達する。また奢侈品ではコーヒーが 3 %、葡萄酒が 5 %を占め、上述の砂糖と合わせて 30 %になる。同港は国内産業向け原料・半製品、及び貴族向け消費物資の受入窓口として機能したのである。

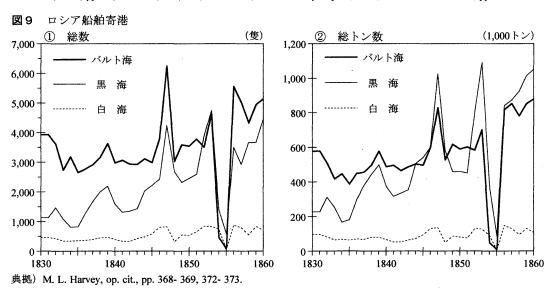
表12 ロシア主要港の開港期間 (1830年代平均)

港湾	開港期間	日数
アルハンゲリスク	5月10日-10月10日	153 日
聖ペテルブルク	4月20日-10月20日	183 日
リガ	1月20日-12月10日	324 日
レヴァル	1月10日-12月10日	334 目
オデッサ	1月10日-12月20日	344 日

典拠) Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1837-38, Vol. XLVII-1 [137], p. 183.



典拠) M. L. Harvey, "The Development of Russian Commerce on the Black Sea and Its Significance", Ph. D. diss., Univ. of California, 1938, pp. 84, 121-125, 344, 355; Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1861, Vol. LXI-481[2850], pp. 20-21.



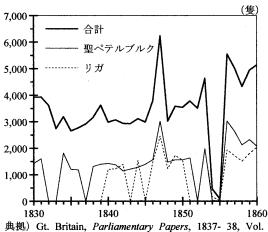
c) 市場構造 輸出品目の主力である船舶用品・工業原料の仕向け先はイギリスである。1838年の販路を見る場合 (表 14)、船舶用品では大麻の 66%、亜麻の 99%、木材の 97%、鉄の 63%が、各種油脂では亜麻仁油の 64%、獣脂の 88%が、他に繊維・皮革原料では獣毛の 75%、羊毛の 94%、獣皮の 79%が、いずれもイギリス向けであった。 (**) 対するイギリスも船舶用品の調達は 18世紀以来バルト海世界=北東欧(就中ロシア)に依存し、うち木材は 1820年代よりカナダへの依存を強めたとはいえ、大麻の 90%、亜麻の 70%、棒鉄・鉄鉱の 97%、また各種油脂(亜麻仁油・獣脂・鯨油)も 80 - 90%は、依然として当該市場の産品だったのである (表 15②)。

また穀物の場合、燕麦についてはイギリスを最大販路とし、対するイギリスも飼料・食糧向け燕 麦は一定程度バルト海経由のロシア産品に依存した。 38) しかし小麦については、18 世紀以来オラ ンダ・ハンザ都市を主な販路とし、イギリス向け輸出の比重は低い。対するイギリスも前述の如く 穀物輸入の源泉をプロイセン・ハンザ都市に依存し、ロシア市場の地位は第三位にとどまった。''タシ ただしイギリス穀物輸入におけるロシアの低位は、あくまで英露両国の「直接貿易」を根拠とし て算出されたものであって、以下の如き第三国の中継諸港=「集荷基地」depot を経由した「間接 貿易」の存在を考慮した場合、実際にはより多くのロシア穀物がイギリス国内に流入したものと推 定されている。まず第一にロシア北西部の穀物は、必ずしも全て自国のバルト海諸港から輸出され たとは限らず、その地理的な位置関係によっては、しばしば隣国プロイセンに陸送された後、同国 の港湾都市(ケーニヒスベルク・ダンツィヒ)から搬出されることもあった。しかしイギリスが航 海条令によって第三国商船の中継貿易を禁止している以上、プロイセン商船はこれらの穀物をプロ イセン穀物と詐称して出荷せざるを得ず、イギリス関税統計にロシア産品として計上されることは ない。また第二に、1828 年のイギリス穀物法を先例として、ヨーロッパ諸国の多くが国産小麦価 格と穀物関税税額との合計を常に基準価格で維持する伸縮関税制度 sliding scale system を採用した 結果、🐠 ロシアは西欧諸国における穀物価格の上昇期=穀物関税の緩和期には穀物を放出する一 方、逆に穀物価格の低落期=穀物関税の強化期には輸出を緊縮するという、穀物価格・関税税額の 昇降に対応した輸出調整の実施を必要とした。しかしながら貨物輸送・情報伝達の手段が未熟な当 該段階においては、消費市場の動向に即応した穀物供給の調整は困難であったため、ロシア穀物は ひとまず消費市場に近接する中継基地へと輸出され、イギリスの穀価安定時・輸入規制期には中継 基地の貯蔵倉庫でそのまま待機、その後イギリスの穀価高騰・輸入解禁の機会を待って再び輸出さ れるという、いわゆる「通過貿易」transit trade・「集荷基地経由貿易」depot trade が発達することに なった。主要販路たるデンマーク・ハンザ都市・オランダ向け穀物は、必ずしもこれらの諸国の内 部で消費されるとは限らず、少なくともその一部は一定期間を経てイギリスに再輸出されたと推定 されている。なお再輸出に際しては、上記の如き航海条令の規定を充足する必要から、やはりあく まで中継諸国の産品という名目で流入することになる。かくしてイギリスの輸入したドイツ・オラ ンダ穀物には、少なからずロシア穀物も含まれていたことが十分想定されうるわけである。 🕪

他方、輸入貿易の市場編成に関しては、バルト海諸港がロシア最大の輸入経路であった以上、ロシア輸入全体の市場構造を体現していると見てよく、各種の工業製品(綿糸・綿布)・原料(原綿・染料)をはじめ、イギリスが最大の相手市場であったと推定される。なお対するイギリスの輸出貿易にとってバルト海経由ロシア貿易の地位は必ずしも高くなく、輸出総額に占めるロシアその他北東欧の比重は、綿糸で20 - 30%、綿織物では1%未満にとどまった(表15①)。

d) 商業資本 バルト海貿易の主導権は 18 世紀を通じてオランダ商人の地位は後退し、19 世紀 前半にはイギリス商人が最大の勢力を保った。バルト海諸港に常駐するイギリスの在外商社=「イ

図10 バルト海諸港の船舶寄港



典拠)Gt. Britain, *Parliamentary Papers*, 1837-38, Vol. XLVII-1[137], p. 192; 1844, Vol. XLVI-529[596], p. 3; 1851, Vol. LV-1[1408], pp. 25-26; 1854-55, Vol. LII-533 [1855], pp. 23-24; 1861, Vol. LXI-481[2850], pp. 16-17; 1864, Vol. LX-487[3397], p. 8.

典拠) Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1836, Vol. XVI-1 [54], pp. 460- 462; 1843, Vol. LVII- 897[515], pp. 119, 130, 135- 136; 1841, session 1, Vol. XXIV-1[303], p. 406; 1844, Vol. XLVI-529[596], p. 3; 1854- 55, Vol. LII- 533 [1855], p. 65; 1861, Vol. LXI- 481 [2850], pp. 20- 23; 1864, Vol. LX- 487 [3397], pp. 10- 11.

図12 聖ペテルブルク海外貿易

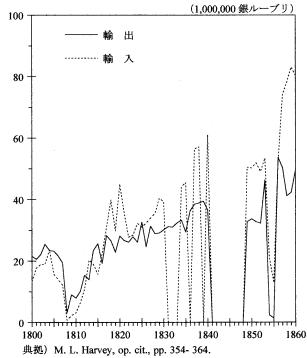


図11 バルト海貿易:港湾内訳

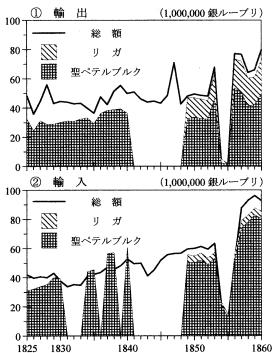
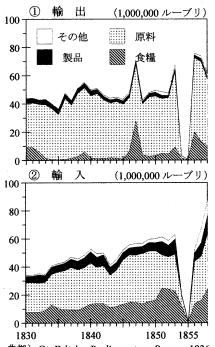
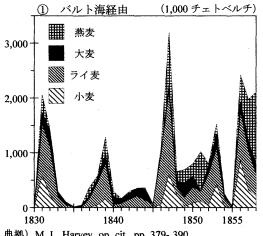


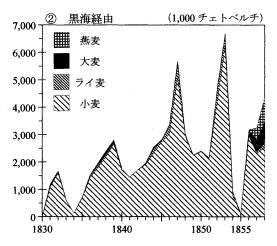
図13 バルト海貿易:品目構成



典拠)Gt. Britain, *Parliamentary Papers*, 1836, Vol. XVI-1[54], pp. 460-462; 1843, Vol. LVII-897[515], pp. 119, 130, 135- 136; 1841, session 1, Vol. XXIV-1[303], p. 406; 1844, Vol. XLVI-529[596], p. 3.







典拠) M. L. Harvey, op. cit., pp. 379- 390.

表13 聖ペテルブルク海外貿易:品目内訳

(1,000 ルーブリ) 輸 出 目 1835 1840 品 1834 1838 1842 15,822 (15.0) 22,375 (16.3) 大 麻 14,945 (12.5) 5,403 (14.8) 3,871 (11.6) 亜 麻 2,445 (2.0) 9,088 (6.6) 1,689 (4.6) 1,610 (1.5) 2,134 (6.4) 灰汁 2,267 (1.9) 2,146 (2.0) 3,678 (2.7) 948 (2.6) 1,135 (3.4) 獣脂・蝋燭 44,081 (36.9) 30,945 (29.4) 43,214 (31.4) 13,836 (37.9) 11,082 (33.1) 皮革 6,571 (5.5) 3,237 (3.1) 2,140 (1.6) 1,204 (3.3) 1,094 (3.3) 鉄 3,120 (2.6) 5,389 (5.1) 4,158 (3.0) 977 (2.7) 1,013 (3.0) 5,418 (3.9) 銅 11,623 (9.7) 6,773 (6.4) 923 (2.8) 1,188 (3.3) 獣 毛 4,300 (3.6) 4,547 (4.3) 7,100 (5.2) 1,841 (5.0) 2,099 (6.3) ロープ 1,227 (1.0) 1,012 (1.0) 1,082 (0.8) 343 (0.9) 326 (1.0) 麻織物 7,427 (6.2) 8,212 (7.8) 7,723 (5.6) 1,980 (5.4) 1,613 (4.8) 穀物 3 (0.0) 20 (0.0) 2,551 (1.9) 145 (0.4) 22 (0.1) その他 21,434 (17.9) 25,665 (24.4) 26,317 (19.1) 6,565 (18.0) 7,847 (23.5) 137,525 (100) 計 119,449 (100) 105,361 (100) 36,536 (100) 33,430 (100)

② 輸 入					(1,000 ルーブリ)
品目	1834	1835	1838	1840	1842
金・銀	7,107 (4.2)	5,771 (3.5)	1,780 (0.9)	3,360 (5.5)	594 (0.9)
綿糸	39,242 (22.9)	40,937 (25.1)	45,629 (24.2)	9,727 (15.9)	11,333 (18.1)
原綿	3,147 (1.8)	5,614 (3.4)	6,941 (3.7)	2,157 (3.5)	2,965 (4.7)
コーヒー	4,755 (2.8)	3,854 (2.4)	3,477 (1.8)	1,889 (3.1)	2,178 (3.5)
砂糖	31,051 (18.1)	29,651 (18.2)	39,059 (20.7)	11,818 (19.4)	12,955 (20.7)
香 料	650 (0.4)	455 (0.3)	325 (0.2)	169 (0.3)	148 (0.2)
絹織物	5,780 (3.4)	5,213 (3.2)	6,754 (3.6)	2,738 (4.5)	2,149 (3.4)
毛織物	6,040 (3.5)	5,089 (3.1)	6,682 (3.5)	2,542 (4.2)	3,006 (4.8)
綿織物	3,601 (2.1)	3,385 (2.1)	3,107 (1.6)	1,141 (1.9)	705 (1.1)
麻織物	584 (0.3)	539 (0.3)	870 (0.5)	236 (0.4)	195 (0.3)
葡萄酒	9,021 (5.3)	9,181 (5.6)	10,164 (5.4)	3,559 (5.8)	3,540 (5.6)
薬品・染料	1,258 (0.7)	1,504 (0.9)	1,639 (0.9)		
その他	58,875 (34.4)	51,899 (31.8)	62,003 (32.9)	21,547 (35.3)	22,094 (35.2)
計	171,117 (100)	163,097 (100)	188,437 (100)	61,026 (100)	62,680 (100)

※ 1834・35・38 年は紙幣ルーブリ。1840・42 年は銀ルーブリ。

典拠) Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1836, Vol. XLVI-1 [54], p. 462; 1837, Vol. XLIX-1 [86], p. 214; 1840, Vol. XLIII- 437 [275], p. 237; 1843, Vol. LVII- 897 [515], p. 148; 1844, Vol. XLVI- 529 [596], p. 3.

表14	聖ペテルブル	/ク輸出貿易	: 主要品目の市場内訳	(1838年)
-----	--------	--------	-------------	---------

品目	(単位)	イギリス	アメリカ	フランス	その他	計
大麻	pood	1,479,865 (66.1)	245,909 (11.0)	149,114 (6.7)	362,491 (16.2)	2,237,379 (100)
亜 麻	pood	895,481 (99.2)	443 (0.0)	641 (0.1)	6,527 (0.7)	903,122 (100)
木 材	st. dls	2,304,768 (97.4)	12,480 (0.5)	2,952 (0.1)	47,062 (2.0)	2,367,262 (100)
灰汁	pood	5,033 (1.3)	1,288 (0.3)	58,173 (14.9)	326,418 (83.5)	390,912 (100)
亜麻仁油	chetwert	174,578 (64.9)	14,753 (5.5)	20,428 (7.6)	59,084 (22.0)	268,843 (100)
獣 脂	pood	3,077,279 (88.2)	(0.0)	305,530 (8.8)	104,636 (3.0)	3,487,445 (100)
獣 毛	pood	51,992 (75.4)	4,306 (6.2)	7,393 (10.7)	5,298 (7.7)	68,989 (100)
羊毛	pood	66,174 (94.2)	520 (0.7)	3,241 (4.6)	(0.0)	70,235 (100)
皮革	pood	69,550 (79.0)	(0.0)	152 (0.2)	18,295 (20.8)	87,998 (100)
鉄	pood	322,392 (63.6)	184,413 (36.4)	(0.0)	(0.0)	506,867 (100)
小 麦	chetwert	24,993 (96.5)	(0.0)	(0.0)	914 (3.5)	25,907 (100)
帆布	piece	606 (1.1)	32,901 (61.2)	1,137 (2.1)	19,098 (35.5)	53,742 (100)
ロープ	pood	83,927 (48.8)	34,156 (19.8)	4,436 (2.6)	49,631 (28.8)	172,150 (100)
麻織物	arsheen	14,400 (0.6)	2,572,899 (99.4)			2,587,298 (100)

典拠) Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1840, Vol. XLIII- 437 [275], pp. 238-242.

表15 イギリス海外貿易:主要品目の市場内訳

1	輸	出				(限	価:1,000 ポンド)
- CD	目	市場	1814 — 16	1824 - 26	1834 — 36	1844 — 46	1854 — 56
1		北西欧	1,714 (69.5)	1,811 (51.9)	3,047 (53.7)	3,823 (52.5)	4,203 (57.5)
1		北東欧	559 (22.7)	1,046 (30.0)	1,283 (22.6)	1,199 (16.5)	332 (4.5)
綿	糸	南西欧	57 (2.3)	315 (9.0)	588 (10.4)	645 (8.9)	817 (11.2)
		近 東	32 (1.3)	50 (1.4)	95 (1.7)	420 (5.8)	457 (6.3)
L		総額	2,465 (100)	3,487 (100)	5,679 (100)	7,275 (100)	7,307 (100)
		北西欧	4,279 (25.9)	2,653 (19.1)	2,508 (15.0)	1,895 (10.2)	2,056 (7.4)
		北東欧	698 (4.2)	197 (1.4)	112 (0.7)	88 (0.5)	125 (0.5)
l		南西欧	4,079 (24.7)	2,660 (19.2)	3,074 (18.4)	2,503 (13.5)	2,730 (9.9)
綿	布	近 東	87 (0.5)	449 (3.2)	938 (5.6)	2,103 (11.3)	3,869 (14.0)
		アジア	138 (0.8)	1,069 (7.7)	2,028 (12.1)	5,228 (28.2)	7,210 (26.1)
1		新大陸	7,005 (42.3)	6,451 (46.4)	7,567 (45.2)	6,090 (32.8)	10,144 (36.7)
L		総数額	16,529 (100)	13,888 (100)	16,719 (100)	18,560 (100)	27,601 (100)

② 輸	入				(用	5価:1,000 ポンド)
	市場	1814 — 16	1824 - 26	1834 — 36	1844 — 46	1854 - 56
	北西欧	255 (19.5)	473 (25.3)	840 (32.1)	658 (26.7)	2,369 (71.7)
亜 麻	北東欧	943 (72.0)	1,295 (69.1)	1,754 (67.1)	1,648 (66.9)	875 (26.5)
	総額	1,309 (100)	1,873 (100)	2,613 (100)	2,465 (100)	3,305 (100)
	北東欧	1,277 (97.9)	922 (97.3)	672 (93.1)	819 (79.3)	332 (15.7)
大麻	アジア	19 (1.5)	6 (0.6)	25 (3.5)	163 (15.8)	753 (35.7)
	総額	1,305 (100)	948 (100.)	722 (100)	1,033 (100)	2,111 (100)
鉄	北東欧	253 (97.7)	327 (97.3)	311 (99.0)	423 (99.3)	624 (93.8)
此人	総額	259 (100)	336 (100)	314 (100)	426 (100)	665 (100)
	北東欧	1,749 (46.3)	1,294 (32.7)	471 (12.3)	1,023 (15.3)	2,653 (27.3)
木 材	カナダ	1,536 (40.7)	2,250 (56.8)	2,586 (67.5)	3,975 (59.4)	4,273 (44.0)
	総額	3,774 (100)	3,959 (100)	3,832 (100)	6,694 (100)	9,711 (100)
	北東欧	282 (84.7)	317 (80.9)	530 (72.2)	894 (78.7)	978 (36.3)
亜麻仁油	アジア			43 (5.9)	45 (4.0)	966 (35.8)
	総額	333 (100)	392 (100)	734 (100)	1,136 (100)	2,697 (100)
	北西欧	16 (1.0)	4 (0.3)	11 (0.6)	4 (0.2)	1,136 (43.1)
獣 脂	北東欧	1,464 (91.7)	1,182 (99.2)	1,883 (95.7)	1,679 (82.6)	716 (27.2)
	総額	1,597 (100)	1,192 (100)	1,968 (100)	2,032 (100)	2,637 (100)

典拠) R. Davis, The Industrial Revolution and British Overseas Trade, Leicester, 1979, Appendix, pp. 96-109, 114-125.

ギリス商館」British Factory は、提携する本国ロンドンのイギリス商社 (通称「ロシア貿易業者」Russia Merchant) と連携しながら英露貿易を媒介し、 (42) 1823 年にはロシア産品を売買する卸売市場として「バルト海産品取引所」Baltic Exchange を創設した。 (43) またこれらの商人は 1566 年創設(1698年改組)の特許会社「ロシア会社」Russia Company に加盟し、貿易特権こそ喪失したものの、圧力団体としての機能は依然強く、イギリス政府の通商政策に一定の影響を与えたとされる。 (44)

③ 黒海貿易

- a) 収支構造 黒海諸港は温暖な気候から冬期の結氷期間が皆無に等しい不凍港であり、また後 背地には肥沃な黒土地帯の一角をなす広大なステップ地帯を控え、さらに黒海に注ぐ複数の大河(ヴ ォルガ・ドン・ドニエプル・ブグ・ドニエストル)を通じて内陸の農業地帯との接続も容易であっ て、海外貿易の拠点、なかでも穀物輸出の基地として恵まれた環境にある。 " 黒海貿易の拠点は 露土戦争(1787 - 92 年)によって獲得した港湾都市オデッサにある。同港の寄港船舶は海港 10 年に満たない1803年時点で既に他港を圧倒し(表16)、アゾフ海のタガンロークがこれに続くが、 以後 19 世紀前半を通じてオデッサが輸出・輸入とも首位を維持した(図 15)。同港の貿易趨勢を 概観すれば(図 16)、開港間もない世紀転換期には輸出・輸入とも 100 万ルーブリにすら満たなか ったが、フランス第一帝制の大陸封鎖で撹乱されたバルト海の迂回経路として急速に発展、1810 年には輸出・輸入とも 900 万ルーブリまで 10 倍の上昇を見せた。戦後はバルト海貿易の回復によ って代替経路の役割を終え、輸出は 500 万ルーブリに半減、輸入は 100 - 200 万ルーブリまで急減 するが、続く 1830 年代には、西欧諸国の穀物需要を背景として輸出は上昇に転じ、1,500 万ルーブ リの水準まで成長する。だが輸入は 500 万ルーブリ前後を推移するにとどまり、この結果貿易収支 はほぼ一貫して出超を記録、聖ペテルブルク拠点バルト海貿易の赤字基調と明瞭な対照性を示して いる。なお 1800 年代後半、1820 年代末には取引総額が急落するが、これは露土戦争(1806 - 12 年・1828 - 29 年)に伴うボスフォラス・ダーダネルス海峡の封鎖に起因しており、黒海貿易の発 展には何よりも海峡通航の安全確保が不可欠であったと言える。
- b) 品目構造 輸出品目の過半は食糧であり(図 17 ①)、その実態は穀物と見てよいが、留意するべきは品種がほぼ全て小麦から成っていた点である(前掲図 14 ②)。うちオデッサは硬質小麦サンドミルカ sandmirka の、タガンロークは軟質小麦ギルカ ghirka の搬出拠点として知られ、「他」バルト海貿易の輸出穀物が灰色穀物を中心にしていた事実との対照性が注目される。19 世紀ロシア海外貿易の代名詞とも言うべき小麦輸出は、ほかならぬ黒海貿易を動脈として展開されたのである。他の輸出品目としては、オデッサの品目構成を見る場合、入植地域の牧羊・畜産を背景とした羊毛・獣脂、及び亜麻仁油が三大品目であり、穀物輸出が海外需要に規定されて変動する当該段階においては、穀物輸出が減少した際の有力な代替品目として機能している(図 18 ①)。(47)

輸入品目は、半分が各種食品、残余が原料・製品から成る(図 17 ②)。オデッサの品目構成を見れば(図 18 ②)、食品では、クリミア半島での生産が始まったとはいえ、未だ国内需要の充足が困難な葡萄酒・レーズンをはじめ、各種の乾燥・柑橘果実、木の実、オリーブ油といった地中海産品が大半を占め、砂糖・茶葉など奢侈的な熱帯産品がこれに続く。工業製品では各種の繊維製品が基軸をなし、世紀初頭には奢侈的な絹織物が、1820 年代以降は大衆向け綿製品がその中心であるほか、若干ながら国内製造業向け機械も流入した。(48) なお輸入産品の一部は内陸の市場に転売・再輸送された。なかでも機械・煙草・オリーブ油・葡萄酒は内陸向け商品として高い比重を占め、オデッサがバルト海貿易を補完する輸入経路として機能していたことがうかがえる。(49)

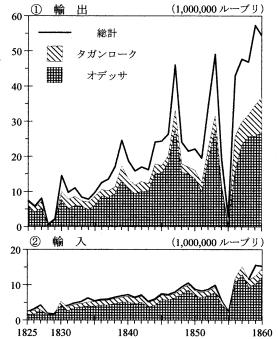
c) 市場構造 輸出市場の編成を見れば、まず穀物の場合、1838 年のオデッサを見る限り(表 17)、

表16	黒海海運	(1803年))

			(隻)
寄港地		目的地	
オデッサ	552	トリエステ	186
タガンローク	210	メッシナ	144
テオドシア	23	イオニア諸島	133
コソロフ	19	ジェノヴァ	72
セヴァストポリ	7	リヴォルノ	57
ヘルソン	4	バルセロナ	24
船 籍		マルセイユ	19
オーストリア	421	ナポリ	10
ロシア	329	マルタ	8
ラグーサ	18	チェスメ	7
イオニア	16	不 明	155
フランス	15		
イギリス	7		
スペイン	3	合 計	815

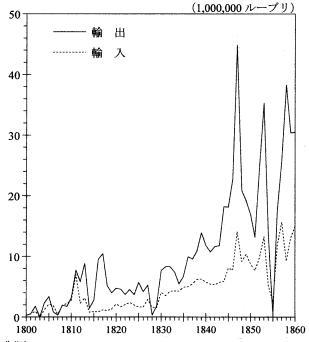
典拠) A. Anthoine, Essai historique sur le commerce et la navigation de la Mer- Noire, Paris, 1820, p. 204; P. Herlihy, "Russian Grain and Mediterranean Markets, 1774- 1861", Ph. D. dissertation, University of Delaware, 1966, p. 32.

図15 黒海貿易:港湾内訳



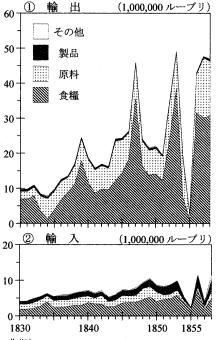
典拠) M. L. Harvey, op. cit., pp. 392-413.

図16 オデッサ海外貿易



典拠) M. L. Harvey, op. cit., pp. 74, 76; P. Herlihy, op. cit., pp. 252-253; idem, *Odessa*, pp. 19, 39.

図17 黒海貿易:品目構成



典拠) M. L. Harvey, op. cit., pp. 354- 364.

小麦生産の停滞するフランス南部(マルセイユ)・イタリア(トリエステ・リヴォルノ・ジェノヴァ)など南欧・地中海世界が 90 %を占める。なかでもトスカーナ大公国の港湾都市リヴォルノ Livorno(レグホン Leghorn)が単独で 50 %を占める最大の販路であった。対するリヴォルノ・マルセイユの穀物輸入に占める黒海穀物の比重も 1830 年代後半に 40 %から 80 %へと倍増している (表 18)。 (50) ロシア黒海貿易は、一方では黒土地帯の南部ステップ・ルーマニア、及びナイル河口のエジプトを主な供給地帯とし、他方では南フランス・北イタリア・アドリア海沿岸・エーゲ海沿岸を消費地帯とする、地中海穀物貿易圏の一角に位置し、あくまで地中海世界の食糧需要に規定されながら穀物輸出を展開したのである。 (51) イギリスを含む北西欧の比重は 10 %前後にとどまり、イギリス向け輸出は深刻な食料不足・穀価高騰の発生した緊急時にとどまった。 (52)

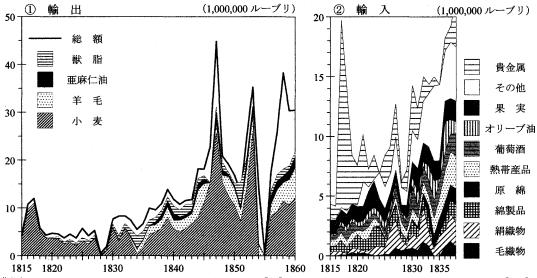
ただしイギリス向け穀物輸出に関しては、バルト海貿易の場合と同様、「直接輸出」こそ僅少ながら、中継諸港を経由した「間接輸出」は恒常的に行われていたことが指摘されている。オデッサから西欧市場への行程は、汽船定期航路が未発達であった故に、コンスタンチノープルまで5-6日、イタリア半島まで25-30日、マルセイユまで40-50日、イギリスまで60-70日を要し、伸縮関税制度に対応した穀物供給の迅速な調整はバルト海貿易以上に困難であった。このため貿易業者はオデッサで買い付けた穀物を地中海各地の中継港湾に一時保管し、イギリス穀物価格の動向に応じて供給を停止・再開する、間接輸出を選好したのである。こうした中継貿易の拠点としては、仏領マルセイユ、墺領トリエステ、サルディニア王国のジェノヴァ、トスカーナ大公国のリヴォルノが知られるが、穀物貿易の中継に関してはなかでもリヴォルノが重要な役割を果たした。 (53) 上述したオデッサ穀物輸出の販路における同港の圧倒的地位は、その活発なイギリス向け再輸出の存在を示唆している。これらの中継基地を経由するロシア小麦は、イギリス航海条令が第三国商船の中継貿易を規制する以上、あくまでフランス・イタリア小麦として記録されることになる。 (54)

なお他の輸出品目=工業原料を見れば、大麻・亜麻・亜麻仁油の70-80%、羊毛の50-60%がイギリス向けである(表 19)。穀物が主に南欧市場を販路とした点との対照性が留意される。

輸入市場の編成に関しては、輸入品目の太宗が地中海産品にあった事実から明らかな如く、オスマン帝国・地中海諸国が主要相手を構成する。すなわち、まず果実はその30 - 40%をトルコ市場、20 - 30%をイタリア市場に、またオリーブ油はその40%をトルコ市場に、さらに葡萄酒はその50%をフランス、20%をイベリア諸国に、それぞれ依存した(前掲表9)。また、バルト海・黒海経由の合算として、煙草の10 - 15%、原綿の10 - 20%、綿製品の10 - 40%をトルコ市場に依存しているが、その多くは黒海経由で輸入されたと考えられる。奢侈的な絹製品は、前述したバルト海貿易ではプロイセン製品が伸張したのに対し、黒海経由ではフランス製品が優位を維持した。熱帯産品については、砂糖は西インドより、茶葉は中国より、それぞれ直接輸入されている。大衆的な綿製品、及び機械製品についてはイギリスが重要な源泉であったと思われるが、前者についてはドイツ・トルコ製品、後者についてはアメリカ製品の台頭も著しく、オデッサ向け輸出貿易に関する限り、イギリスは有力な取引品目を見出し得ない状況にあった。かくしてバルト海貿易が英露通商の根幹であったとすれば、黒海貿易は対土・対仏通商の動脈として機能したのである。(55)

d) 商業資本 オスマン帝国の黒海支配のもとではオスマン臣民のギリシア商人が黒海貿易を独占してきたが、⁽⁵⁶⁾ 露土戦争(1768 - 74 年)に伴う 1774 年のキュチュク・カイナルジ条約によって、ロシアはヨーロッパ諸国として初めて黒海・海峡通行の自由を実現し、以後オーストリア(1785年)、フランス・イギリス(1802 年)が同様の権利を順次獲得する。⁽⁵⁷⁾ 逆にオスマン帝国の地中海貿易に関しては、西欧・南欧諸国が高度な通商特権(カピチュレーション capitulation)を保持し、





典拠) Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1837, Vol. XLIX-1 [86], pp. 219- 222, 224; 1841, Session 1, Vol. XXIV-1 [303], p. 407; P. Herlihy, op. cit., pp. 245- 246.

表17 オデッサ穀物輸出:市場内訳 1838年

	(1	1,000 チェトベルチ)		
市	輸出量			
	コンスタンチノーブル	30.455 (3.1)		
	ギリシア	2.215 (0.2)		
	イオニア	3.829 (0.4)		
	トリエステ	58.326 (5.9)		
地中海世界	リヴォルノ	446.842 (45.1)		
	ジェノヴァ	177.099 (17.9)		
	マルセイユ	93.758 (9.5)		
	マルタ	44.486 (4.5)		
	ジブラルタル	4.348 (0.4)		
	イギリス	82.453 (8.3)		
北 西 欧	オランダ	28.914 (2.9)		
	ベルギー	16.909 (1.7)		
合	計	990.864 (100)		

典拠) P. Herlihy, op. cit., p. 183.

表18 地中海諸国の穀物輸入

A. C. L. L. C. L. C.							
 リヴォ 	(1,000 袋 sacks)						
	輸入総量	うちロシア穀物					
1835	820.712 (100)	305.762 (37.3)					
1836	929.372 (100)	501.714 (54.0)					
1837	1,867.169 (100)	1,362.930 (73.0)					
1838	2,033.212 (100)	1,701.042 (83.7)					

典拠) P. Herlihy, op. cit., p. 184.

② マルセ	イユ (1	<u>(1,000 チェトベルチ)</u>			
	輸入総量	うちロシア穀物			
1831 — 35	431 (100)	66 (15.3)			
1836 — 40	336 (100)	164 (48.8)			
1841 45	505 (100)	402 (79.6)			
1846 - 50	875 (100)	810 (92.6)			
1851 - 54	1,144 (100)	694 (60.7)			

典拠) M. L. Harvey, op. cit., p. 101.

_	·		
(3)	オスマン帝国		(1,000 キラ kile)
<u> </u>			(1,000 · (/ KIIC)

	地中海経由			マルマラ海	黒海経由			合 計
	エジプト	小アジア	バルカン		小アジア	バルカン	ロシア	
1800 - 05	28 (0.9)		669 (21.3)	333 (10.6)	142 (4.5)	1,970 (62.7)		3,144 (100)
1805 - 10	15 (0.3)	260 (4.4)	898 (15.2)	1,426 (24.2)	132 (2.2)	2,614 (44.3)	552 (9.4)	5,900 (100)
1810 — 14	980 (17.6)	355 (6.4)	605 (10.8)	672 (12.0)	473 (8.5)	1,045 (18.7)	1,451 (26.0)	5,583 (100)
1814 — 19	642 (16.7)	476 (12.4)	463 (12.0)	498 (12.9)	235 (6.1)	837 (21.7)	701 (18.2)	3,855 (100)
1819 — 24	968 (19.5)	983 (19.8)	238 (4.8)	415 (8.4)	314 (6.3)	1,914 (38.5)	134 (2.7)	4,969 (100)
1824 — 29	259 (6.9)	1 (0.0)	101 (2.7)	1,440 (38.0)	430 (11.4)	1,159 (30.6)	395 (10.4)	3,787 (100)
1829 - 34	475 (7.1)	594 (8.9)	1,115 (16.7)	1,290 (19.3)	899 (13.5)	1,551 (23.3)	745 (11.2)	6,671 (100)

典拠) T. Güran, "The State Role in the Grain Supply of Istanbul: The Grain Administration, 1793-1839", International Journal of Turkish Studies, Vol. 3, 1984, p. 40.

最恵国待遇、3%低率関税、領事設置権のほか、外務官吏(公館通訳・職員)として雇用したオス マン臣民を法的に庇護する権利(「被保護民制度」protégé system)を享受してきたが、1783年の露 土通商条約によってロシアも同等な通商特権を確保する。(58) ただし 19 世紀前半を通じてロシア商 人自身の活動は皆無に等しく、オデッサ海外貿易は専ら外国商人の掌中にあった。外国商人のうち

表19 オデッサ輸出貿易:主要品目の市場内訳

	大麻・亜麻(poods)		羊毛(poods)		亜麻仁油 (chetverts)		小麦(chetverts)	
	総量	イギリス向け	総量	イギリス向け	総量	イギリス向け	総量	イギリス向け
1830			21,361	1,117 (5.2)	6,370	977 (15.3)	1,215,738	37,010 (3.0)
1831	529	109 (20.6)	36,325	6,278 (17.3)	19,236	3,287 (17.1)	485,383	69,763 (14.4)
1832	7,778	5,866 (75.4)	41,553	1,407 (3.4)	39,232	29,891 (76.2)	807,903	33,486 (4.1)
1833	36,570	32,073 (87.7)	66,457	37,668 (56.7)	76,024	63,798 (83.9)	465,559	3,500 (0.8)
1834	37,408	29,755 (79.5)	66,811	34,537 (51.7)	17,276	11,339 (65.6)	70,798	(0.0)
1835	69,006	54,973 (79.7)	116,773	70,336 (60.2)	18,624	13,763 (73.9)	378,100	(0.0)

典拠) Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1837, Vol. XLIX-1 [86], pp. 222, 224.

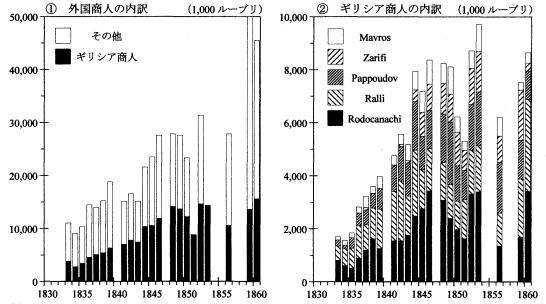
オデッサ商業人口

			[77 W- [- 77 Jan [77]				
	総 人 口		計	国 籍		信仰宗教	
	·			ロシア商人	外国商人	キリスト教徒	ユダヤ教徒
1837			765 (100)	598 (78.2)	167 (21.8)	586 (76.6)	179 (23.4)
1838	,		765 (100)	602 (78.7)	163 (21.3)	584 (76.3)	181 (23.7)
1839			738 (100)	589 (79.8)	139 (18.8)	550 (74.5)	188 (25.5)
1840	68,765 (100)	3,199 (4.65)	693 (100)	578 (83.4)	115 (16.6)	499 (72.0)	192 (27.7)
1841	73,888 (100)	3,163 (4.28)	719 (100)	582 (80.9)	127 (17.7)	518 (72.0)	201 (28.0)
1842	77,778 (100)	3,041 (3.91)	702 (100)	584 (83.2)	118 (16.8)	480 (68.4)	222 (31.6)
1843			704 (100)	589 (83.7)	115 (16.3)	482 (68.5)	222 (31.5)
1844			700 (100)	588 (84.0)	112 (16.0)	468 (66.9)	232 (33.1)
Alle ten \ -							

商人組合の加盟者数

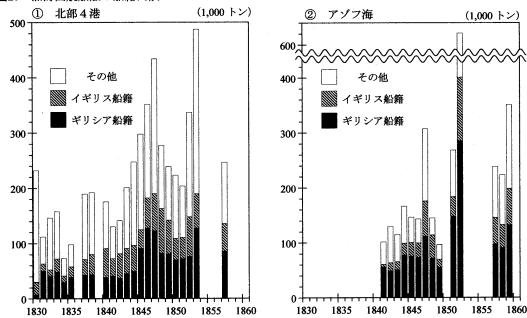
典拠) P. Herlihy, op. cit., p. 91.

オデッサ輸出貿易:商人内訳



典拠) V. Kardasis, Diaspora Merchants in the Black Sea: The Greeks in Southern Russia, 1775-1861, Lanham, 2001, pp. 148- 150, 154- 155.





典拠) G. Harlaftis, "The Role of the Greeks in the Black Sea Trade, 1830- 1900", L. R. Fischer/ H. W. Nordvik (ed.), Shipping and Trade 1750- 1950: Essays in International Maritime Economic History, Losthouse, 1990, pp. 74, 78.

ョーロッパ系ではフランス商人シカール Sicard、イギリス商人イームズ=フォレスター Yeames & Forester が知られ、黒海産品の本国向け輸出を開始したほか、(59) 第三国間の仲介貿易として黒海産 品の地中海向け輸出に従事している。(40) しかし黒海貿易に関して重要な役割を果たしたのは、当 該地域の経済事情・商業慣行に精通するとともに、今やロシア政府・各地領事の庇護によって貿易 特権を享受するギリシア商人であった。(61) ギリシア商人はナポレオン戦争の終結した 1810 年代後 半には中継拠点リヴォルノ、消費市場マルセイユ・ロンドンにおいて、続く 1820 年代には輸出拠 点オデッサにおいて支店整備を進め、1830年代を通じて取引総額の 30 %を占めた(**図 19** ①)。[©] 1830 年代においてオデッサ商人組合に加盟する商業資本の 20 %は外国商人であり、残る 80 %の ロシア商人も多くはロシア市民権を取得した外来商人、とりわけギリシア商人であった(表 20)。 なかでもエーゲ海キオス島 Chios 出身の商人(所謂「キオット商人」Chiote Merchants)が主導的地 位を占め、うちロドカナーキ Rodocanachi、(6) ラリー Ralli、(64) パポードフ Pappoudov、(65) ザリフィ Zarifi、⁽⁶⁾ マヴロス Mavros、⁽⁶⁾ 以上の 5 大商社は、オデッサにおけるギリシア商人の貿易活動の 60 %、オデッサ海外貿易全体の 25 %を占める (図 19 ②)。 (68) イギリスの黒海・地中海貿易について も、船舶総数を見る限り(図 20)、イギリスに帰化した「英系ギリシア商人」Anglo- Greek Merchant/ Anglicized Greeks が中枢として機能した。 (69) なおアゾフ海のタガンロークでも、ギリシア系のヴァ ルヴァキス Varvakis、スカラマンガ Scaramanga、以上の二大商会が活動している。 🗥

なおギリシア商人の貿易活動は伝統的な木造帆船に依存したが、黒海水域でも 1830 年代に汽船の導入が始まる。なかでも 1831 年に創業した黒海汽船会社 Black Sea Steamship Company はオデッサとコンスタンチノープル・ヘルソン・ドナウ諸港との定期航路を順次開設し、輸送日程の短縮・運賃の引下に貢献した。(**)

註

- (1) 菊地、前掲書、115-130頁。
- A. Kahan, "Natural Calamities and Their Effect upon the Food Supply in Russia", Jahrbücher für Geschichte Osteuropas, Bd. 16, 1968.
- (3) 田中陽児・倉持俊一・和田春樹編『世界歴史大系・ロシア史』(2)山川出版社 1994 年、190 192 頁。
- (4) O. Crisp, "The State Peasants under Nicholas I", Slavonic and East European Review, Vol. 37, 1959, pp. 387-412; 鳥山成人「19世紀ロシア」『社会経済史大系』第 VII 巻〔近世後期 II〕弘文堂 1961 年、84 85 頁、P・Π・ザイオンチコーフスキー(増田・鈴木共訳)『ロシヤにおける農奴制の廃止』早大出版部 1983 年、第 1 章「農奴制廃止の前提——19世紀前半のロシヤの社会・経済的および政治的情勢——」20 23 頁。
- (5) 菊地、前掲書、96-115頁、増田、前掲書、226-230頁。
- (6) 菊地、前掲書、189-198頁、増田、前掲書、245-248頁、ザイオンチコーフスキ、前掲邦訳、9-13頁。
- (7) ベッサラビアの編入過程・行政制度については、志田、前掲論文、259 267、同「帝政ロシアにおける南部 地方統治と地域間関係——ベッサラビアを事例に——」『ロシア史研究』第79号 2006 年。
- (8) P. Herlihy, "Russian Grain and Mediterranean Markets, 1774-1861", Ph. D. dissertation, University of Delaware, 1966, pp. 60-64; idem, Odessa: A History 1794-1914, Cambridge, Mass., 1986, pp. 61-64. しかもステップ地帯の降水時期は、春播小麦にとって最も水分が必要とされる春季に集中しており、穀物生産を展開する上で幸いした。だがこうした降水の低位性・短期性は、逆にわずかの天候不順でも凶作が発生する危険があったことを意味しており、しかもステップ地帯では初夏にしばしば多雨・強風が発生したほか、害虫被害も比較的多く、必ずしも全面的に農業生産に有利な地域というわけではなかった。
- (9) P. Herlihy, op. cit., pp. 46-49. 新ロシアにおけるメリノー種の導入は、ドイツ系移民G・ミューラー Müller の 牧羊事業に始まるとされ、1808 年には 30,000 頭の牧羊事業を展開、うち 3 分の 1 がメリノー種であった。
- (10) P. Herlihy, op. cit., pp. 51-53; idem, Odessa, pp. 49-54; 鳥山、前掲論文、87 88 頁。
- (11) P. Herlihy, op. cit., pp. 56-57; 菊地、前掲書、116-119頁。
- (12) P. Herlihy, op. cit., pp. 53- 54; idem, Odessa, pp. 57- 61.
- (13) P. Herlihy, op. cit., pp. 49-51; idem, Odessa, pp. 54-57.
- (14) P. Herlihy, Odessa, pp. 72-75.
- (15) P. Herlihy, op. cit., pp. 58- 59, 130- 131; idem, Odessa, p. 75.
- (16) P. Herlihy, op. cit., pp. 122-126; idem, Odessa, pp. 78-79.
- (17) 菊地、前掲書、179-189頁、増田、前掲書、285-295頁。
- (18) ヴォロンツォフ家門はさらに 1830 年代には生産作物の流通を促進するべく黒海汽船事業、及びその燃料部門 たるドネツ炭田事業に介入しており、その資産はロマノフ皇室に匹敵したと言われる。菊地、前掲書、144 145 頁; P. Herlihy, op. cit., pp. 43-45, 209-210; idem, *Odessa*, pp. 56-57.
- (19) 内陸地帯から黒海諸港への穀物輸送は専ら陸上輸送に依存した。ヴォルガ河はそもそも肥沃な穀作地帯を通過せず、かつ内海のカスピ海に注ぐため、黒海方面への穀物輸送には不適であり、ドニエブル河は黒土地帯から黒海に達するものの、水量の季節的変動と川底の土砂堆積によって船舶航行は困難であった。例えば 1845 年にオデッサに搬入された穀物総量 2,000,000 チェズヴェルトのうち 500,000 チェズヴェルト (25 %相当) が河川輸送に依存し、残る大半は陸上輸送によったとされる。陸上輸送では一般に雄牛 2 頭牽きの荷車が使用され、1 両の積載能力は硬質小麦で 5 ー 6 チェズベルト、軟質小麦で 6 ー 8 チェズベルト、ライ麦で 8 チェズベルト、燕麦で 10 ー 11 チェズベルト、また一昼夜の移動距離は 5 ー 6 リーグ (12.5 ー 15 マイル) 程度にとどまり、オデッサ起点の半径 150 ー 300 ヴェルスタ (90 ー 180 マイル) が圏内であった。運搬費用は、役畜の水分補給のため、穀物 1 チェズベルト当たり約 4.5 ルーブリを要した。P. Herlihy, op. cit., pp. 132- 133; idem, Odessa, pp. 64- 69.

また収穫作物の販売方法を見れば、①国有地農民の場合、市場取引の経験を欠くため、外国商人と提携する内陸仲介業者、とりわけユダヤ系商人に依存した。仲介業者は農民から穀物を極力低額で買い取る一方、外国商人には高額で転売することで巨額の仲介手数料を確保し、したがって外国商人が提示した買入価格に比して実際に

内陸農民が確保した収益は大幅に低かった。さらに穀物売買は収穫を見越して青田買いされるのが通例であり、農民はこの事実上の前貸によって必要資金を確保したが、収穫総量が事前契約の想定する水準に達しなかった場合は巨額の負債を抱えることになった。②外国移民は地理的に港湾都市の近郊に居住し、かつその出自から言語的に外国商人との意志疎通も簡便であり、したがって自ら生産作物を港湾都市に運搬して貿易業者と直接取引を行い、仲介業者を介することなく十分な収益を確保した。③巨大農場を経営する領主は、一般に作物の売却方法にも精通しており、輸出港湾オデッサに巨大な倉庫を建造して在庫を保管し、貿易商人との直接契約によって多大な利益を獲得した。P. Herlihy, op. cit., pp. 141- 145; idem, Odessa, pp. 84-88.

- (20) P. Herlihy, op. cit., pp. 126-129. なおマルクス主義史学は、南部ステップにおける自由な雇用労働に立脚した 資本主義的な農業生産が、自由な労働力の供給を求め、1861 年の農奴解放をもたらしたとするが、欧米の史家は、現実には南部ステップでも西欧世界の穀物需要に対応して労働地代が復活したことに着目し、新ロシアの市場向け生産をもって封建制から資本主義への移行の画期と見ることに懐疑的である。P. H. Herlihy, op. cit., pp. 119-120; idem, Odessa, pp. 80-83.
- (21) 有馬達郎「18 世紀ロシアの農奴占有マニュファクチュアの性格」『土地制度史学』第 20 号 1963 年、和田春樹「農奴主国家体制とロシア綿工業」『土地制度史学』第 30 号 1966 年。
- (22) 松岡 保「ロシア資本主義論争における産業革命」河野健二・飯沼二郎編『世界資本主義の形成』岩波書店 1967 年、315 320 頁、同「ロシアにおける資本主義の形成」『岩波講座・世界歴史』第 19 巻(近代 6)1971 年、379 388 頁、有馬達郎「ロシアにおける産業革命」角山栄編『講座西洋経済史』(II) 同文館 1979 年。
- (23) 有馬達郎『ロシア工業史研究――農奴解放の歴史的前提の解明――』東大出版会 1973 年、46 90 頁。
- (24) P. Herlihy, Odessa, pp. 108-113.
- (25) 19 世紀前半の貿易構造については、伊藤昌太「旧露資本主義における貿易問題」『福大史学』第5・6・7号 1967年、富岡庄一『ロシア経済史研究――19 世紀後半~20 世紀初頭――』有斐閣 1998年、70頁。なお以下、小稿では数量把握の手段としてイギリス議会文書 Parliamentary Papers の統計を使用している。この点で小稿は大きな限界を抱えるが、イギリス中心の世界市場に占めるロシアの相対的な位置を把握する上ではむしろ有効であると思われる。資料題目・所収巻号は下記の通りである。 Tables of the Revene, Population, Commerce &c. of the United Kingdom and its Dependencies, Part III (from 1820 to 1833), No. 428 (Russia), pp. 540-549【1835, Vol. XLIX-1[52]】; Part IV (1834), No. 157 (Russia), pp. 438-463【1836, Vol. XLVI-1[54]】; Part V (1835), No. 213 (Russia), pp. 204-235【1837, Vol. XLIX-1[86]】; Part VI (1836), No. 168 (Russia), pp. 182-223【1837-38, Vol. LVII-1[137]】; Part VIII (1838), No. 221 (Russia), pp. 230-242【1840, Vol. XLIII-437[275]】; Part IX (1839), No. 445 (Russia), pp. 394-407【1841, session 1, Vol. XXIV-1[303]】; Part XII, Supplement: Statements relationg to Foreign Countryies, pp. 1-7【1844, Vol. XLVI-529[596]】; Part XVIII (1848), Supplement, Sect. A, pp. 2-62【1851, Vol. LV-1[1408, 1408-II]】; Statistical Tables relating to Foreign Countries, Part I, pp. 1-79【1854-55, Vol. LVII-533[1855]】; Part VII, pp. 1-48【1861, Vol. LXI-481[2850]】; Part IX, pp. 1-21【1864, Vol. LX-487[3397]】; Commercial Tariffs and Regulations of the Several States of Europe and America, Part XI: Russian Empire【1843, Vol. LVII-897[515]】.
- (26) 周知の如くナポレオン戦争後に穀物の国際価格が下落すると、各国とも農業関税の導入を進める。イギリスは 1810 30 年代の長期農業不況に対応するべく、1815 年の穀物法で穀物輸入を規制(国産穀価クォーター当たり 80 シリング以下で禁止)、改進的トーリー主義も 1822 年の穀物法で輸入規制を若干緩和(同 70 シリング以下で禁止)するにとどめた。フランス復古王制は 1816 年の関税法によって外国穀物に収入関税のみ賦課したが、1819 年に高率関税を導入、3 地区それぞれの小麦価格へクトリットル当たり 16・18・20 フラン以下で輸入を禁止し、続く 1821 年の関税改革でも輸入規制を強化した。プロイセンは 1818 年の関税法によって国内関税の撤廃・対外関税の統一を図ったが、対外関税としてあらゆる商品一律の従量税(ツェントナー当たり 2 分の 1 ターラー)を採用したため、イギリス製品を典型とする高価・軽量な工業製品には相対的に軽く、ロシア穀物に代表される安価・過重な農業産品には重い関税が課された。オランダは商業資本の中継貿易を考慮して穀物輸入の自由を維持してきたが、1825 年の関税改革では農業利害に基づいて高率の穀物関税を導入した。他にスイスは 1822年、スペインは 1824 年に穀物関税を導入・強化し、イタリアではジェノヴァを領有するサルディニア王国が 1819

年より穀物関税を漸次強化している。S. E. Fairlie, "The Anglo- Russian Grain Trade 1815- 1861", Ph. D. dissertation, University of London, 1959, pp. 77-78; 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店 1981 年、18 - 19、32 - 34、72 - 74 頁、金子俊夫『近代イギリス商業史――反穀物法運動の歴史――』白桃書房 1996 年、第 2 章、森 恒夫『フランス資本主義と租税』東大出版会 1967 年、91 - 93 頁、諸田 実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣 1974 年、12 - 14、72 - 75 頁、大西健夫「プロイセン関税政策の展開」『社会経済史学』第 39 巻第 2 号 1973 年。

- (27) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 182-183.
- (28) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 125-126. なお小麦輸出の重量で見れば、1827 32 年の平均総量 1,573,000 チェトベルチのうち、トルコ向け輸出が 428,000 チェトベルチ (27%)、イタリア向け輸出が 379,000 チェトベルチ (24%)を占め、やはり地中海市場が過半に達しており、対するイギリス向け輸出は 308,000 チェトベルチ (20%) にとどまった。S. E. Fairlie, op. cit., p. 169, n. 5. またイギリス側の統計でも、1826 32 年のロシア小麦輸出は年間平均 1,072,000 クォーター、このうち 220,000 クォーター (20%) がイギリスへ、残余が北西欧・地中海市場 (フランス・イタリア・トルコ) へ輸送されたとされる。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 83-86.
- (29) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 168-169. 小麦パン(白パン)を常食とする地域はイギリス・フランス・南ドイツ・南欧(スペイン、ポルトガル・イタリア・アドリア海沿岸・エーゲ海沿岸)から成り、うちイギリス・フランスではグルデン含有率の低い軟質小麦がパン原料として、地中海世界では軟質小麦とともにグルデン含有率の高い硬質小麦がパスタ・マカロニの原料として消費された。ライ麦パン(黒パン)を常食とする地域はその他の大陸ヨーロッパ全般、すなわちネーデルラント・北西ドイツ・北欧(ノルウェー・スウェーデン・デンマーク)・東欧(プロイセン・オーストリア・ポーランド)・ロシアを含む。またスコットランド・北欧では燕麦が、バルカン・トルコ・北アフリカでは大麦・キビ maize・アワ millet・ソバ buckwheat が、食用とされた。
- (30) 各種穀物の輸出総計を重量に換算しても、1827 32 年の平均総量 2,842,000 チェトベルチのうち、イギリス 向け輸出は 735,000 チェトベルチ (25%) にとどまる。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 168-169.
- (31) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 169- 171.
- (32) 塩谷昌史「19世紀前半におけるロシア綿工業の発展とアジア向け綿織物輸出」『経済学雑誌』第99巻1998年、同「19世紀前半のアジア綿織物市場におけるロシア製品の位置」『ロシア史研究』第70号2002年。
- (33) S. E. Fairlie, op. cit., p. 24, n. 43.
- (34) 商人組合については、S. E. Fairlie, op. cit., pp. 222-225.
- (35) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 228, 230. 例えば、1838 年時点でロシア国内に存在した総計 489 の貿易商社のうち、ロシア人の創設になるものは 137 社にとどまり、その多くはアジア市場との通商取引を目的とするものであった。また 1850 年にロシア領内に入港した船舶のうち、ロシア国旗を掲揚する商船は全体の 16.6 %にとどまり、しかもその大半はやはり外国商人の所有する船舶であったとされる。
- (36) P. Herlihy, op. cit., pp. 25-26. なおバルト海諸港は、白海諸港とともに、1820 30 年代におけるライ麦輸出の59%、大麦輸出の32%、燕麦輸出の88%を占め、ライ麦・燕麦輸出の拠点機能を果たしている。
- (37) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 23-24.
- (38) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 169- 170.
- (39) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 51-52. なお 1838 年には小麦輸出の 96.5 %がイギリス向けとなっているが (麦 14)、これはイギリスにおける穀物価格の高騰、穀物輸入の増大に対応した例外的な現象である。
- (40) イギリスは 1828 年の穀物法によって国産小麦価格と穀物関税税額との合計を常に基準価格(クォーター当たり 86 シリング 8 ペンス)で維持する伸縮関税を導入したが、同様の関税制度はその後スウェーデン (1830 年)、フランス (1832 年)、ベルギー (1834 年)、オランダ (1835 年)、ポルトガル (1837 年) において順次採用されている。主要諸国としては 1834 年にプロイセン主導で成立するドイツ関税同盟が固定関税を維持するにとどまった。吉岡、前掲書、73 74 頁、金子、前掲書、第3章、森、前掲書、126 129 頁。
- (41) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 171-172; P. Herlihy, op. cit., pp. 16, 20-21. こうした間接取引は高速汽船による直接取引と電信取引が普及する運輸革命まで一般的な取引形態であった。なお間接輸入の量的規模は、その脱法的な性格のため、正確に把握することは至難であるが、さしあたり小麦に関するフェアリーの推計によれば、いずれも

多い場合で、①プロイセン・ポーランド経由が 50,000 - 100,000 クォーター、②デンマーク経由が最大 10,000 クォーター、③オランダ経由が 100,000 クォーター程度と見られている。

- (42) 聖ペテルブルク居留のイギリス商人としては、まずトムソン・ボナール商会 Thompson Bonar & Co. が有名である。その一員P・トムソン Poulett Thompson (1799 41 年) は後にグレイ内閣の商務院副総裁 (1830 34 年)、メルバーン内閣の商務院総裁 (1835 39 年) としてイギリス通商政策、とりわけ自由貿易への転換を主導する一方、提携するロンドンのトムソン・ボナール商会 Thomson & Bonars はイングランド銀行関連商社の一つとして金融活動に精通し、ロシア貿易・決済、さらには外債発行において主導的役割を果たした。またE・ハバード商会 Egerton Hubbards は、提携するロンドンのJ・G・ハバード商会 Hubbards がイングランド銀行頭取であり、やはり貿易活動と並行して金融活動に従事した。さらにソーントン Thorntons、ベアリング兄弟商会 Baring Brothers は、貿易業務から金融業務へと次第に活動の重点を転換している。他に経済学者T・トゥーク Thomas Tookes を輩出したトゥーク商会もロシア貿易業者の一角を占める。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 241- 247, 393- 395.
- (43) バルト海産品取引所は 18 世紀に乱立した貿易業者の社交・情報機関たるコーヒー・ハウスの一つであり、当 初はバルト海向け植民地産品・新大陸向けバルト海産品の取引を目的とした 1744 年の「ヴァージニア=バルト海コーヒー・ハウス」Virginia and Baltic Coffee House を前身とするが、1810年にバルト海貿易の部門が独立、1823年に「バルト海コーヒー・ハウス」Baltic Coffee House、後に「バルト海産品取引所」と改称した。S. E. Fairlie, op. cit., p. 251; H. Barty- King, The Baltic Exchange: The History of a Unique Market, London, 1977.
- (44) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 247- 249.
- (45) M. L. Harvey, "The Development of Russian Commerce on the Black Sea and Its Significance", Ph. D. dissertation, University of California, 1938, pp. 104- 105; V. J. Puryear, "Odessa: Its Rise and International Importance, 1815- 50", *Pacific Historical Review*, Vol. 3, 1934, pp. 194- 197; P. Herlihy, op. cit., pp. 26, 53, 132.
- (46) S. E. Fairlie, op cit., pp. 44-48, 135-136.
- (47) P. Herlihy, op. cit., pp. 48-53; idem, Odessa, pp. 49-55.
- (48) P. Herlihy, op. cit., pp. 207-211.
- (49) P. Herlihy, op. cit., pp. 215- 217. オデッサの場合、1851 年には輸入総額 7,063,467 ルーブリのうち 3,750,556 ルーブリが、1852 年には輸入総額 7,631,541 ルーブリのうち 3,712,698 ルーブリが、要するに輸入総額の半分が、内陸市場に再輸送されている。
- (50) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 52-53, 186-187. なおイギリス黒海貿易がオデッサに集中したのに対して、マルセイユはアゾフ海・タガンロークを拠点としてギルカ小麦の輸入を拡大している。この結果、マルセイユの黒海穀物輸入しめるアゾフ海諸港の比重は、1836 38 年の15 %から1839 42 年の37 %へと上昇している。V. Kardasis, Diaspora Merchants in the Black Sea: The Greeks in Southern Russia, 1775-1861, Lanham, 1998, pp. 115-116, 142.
- (51) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 59-60.
- (52) イギリス黒海貿易の開始後間もない 1805 年において、「イギリスは、その地理的な位置関係から見て、黒海貿易から何ら利益を得ることはできない」との見方が有力であり、1820 年代の穀物法論争において、イギリス穀物貿易を調査したW・ジェイコブ Jacob や、貴族院の調査委員会で証言した商人ディムスダール Dimsdale は、黒海経由の小麦輸入はイギリス農業にとって脅威ではないとの見解を示している。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 173-174, 318-319; W. Jacob, "Notices respecting the Commerce of the Black Sea and of the Sea of Azoff: More Especially as regards the Trade in Wheat", idem, *Tracts respecting the Corn Trade and Corn Laws*, London, 1828, p. 23.
- (53) リヴォルノがオデッサ穀物貿易の中継拠点として成長した背景には以下の事情がある。第一にトスカーナ大公国政府はリヴォルノを自由港に指定し、地中海諸港では当時最も自由な通商制度を導入する一方、1834 年には穀物貯蔵への課税を廃止、1847 年には穀物輸入の自由を国内全域に拡大した。第二に同国は黒海市場・西欧市場の双方に精通する外国商人、なかでも国際ネットワークを有するギリシア・ユダヤ系の同族企業をリヴォルノに誘致し、国際穀物貿易を促進している。なお対照的に隣国サルディニア政府はジェノヴァにおいて外国商人の排斥を進めたため、多くの貿易業者は中継拠点としてリヴォルノを選好したのである。第三にリヴォルノには穀物貯蔵設備が潤沢に存在した。これは 16 世紀以来長らく穀物貿易に従事してきた当市の伝統に由来するが、

穀物取引の増大に対応して 1830 年代にも新たな穀物倉庫が建設されている。第四にトスカーナ大公国自身に高い穀物需要が存在していた。新ロシアが生産・供給する穀物のうち、軟質小麦はパン・ビスケット原料として北西ヨーロッパに輸出されたが、硬質小麦はパスタ原料としてイタリアに高い需要が存在し、しかもイタリアでは、グルテン含有率が 30 %にとどまるフランス小麦に比して、これが 40 %に達するロシア小麦が最高品質の硬麦として重宝されたのである。なお硬質小麦の供給地帯としてシチリア島が存在するが、両シチリア王国は国内食糧供給のため国産穀物の海外輸出を厳重に規制しており、輸入は困難であった。P. Herlihy, op. cit., pp. 175-192; idem, "Russian Wheat and the Port of Livorno, 1794-1865", The Journal of European Economic History, Vol. 5, 1976.

- (54) 黒海経由での小麦の間接輸出に関する量的把握は、前述したバルト海貿易の場合と同じく困難であるが、フェアリーは、いずれも多い場合の年間総量として、①マルセイユ経由が 100,000 クォーター、②リヴォルノ・ジェノヴァ経由が 50,000 クォーターという数値を提示している。なお前述のバルト海諸港の間接貿易と合算すれば、ロシア小麦のイギリス向け間接輸出は、年間平均 100,000 200,000 クォーターと見積もられる。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 52-53, 171-173; P. Herlihy, "Russian Wheat and the Port of Livorno", pp. 52-53.
- (55) P. Herlihy, op. cit., pp. 211-215. イギリスの劣位は同時代人にも認識されている。W. Jacob, op. cit., pp. 5-7.
- (56) T. Stoianovich, "The Conquering Balkan Orthodox Merchant", Journal of Economic History, Vol. 20, 1960.
- (57) M. L. Harvey, op. cit., pp. 16-17; P Herlihy, op. cit., pp. 94-95; 尾高晋己「キュチュク=カイナルジャ条約について」『愛知学院大学・文学部紀要』第30号2001年; 黛 秋津「ロシアのバルカン進出とキュチュク・カイナルジャ条約(1774年) —— その意義についての再検討 ——」『ロシア・東欧研究』第37号2008年。
- (58) M. L. Harvey, op. cit., pp 18-20, 48-49; P. Herlihy, op. cit., pp. 95-96; 尾高晋己「オスマン帝国とロシアの通商・航海条約(1783)については、H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), An Economic and Social History of the Ottoman Empire 1300-1914, Cambridge, 1994, pp. 837-841; 深沢克己「レヴァントのフランス商人」歴史学研究会編『ネットワークのなかの地中海』[地中海世界史③]青木書店 1999 年、128 130 頁(同『商人と更紗 —— 近世フランス=レヴァント貿易史研究 ——』東大出版会 2007 年、再録)。
- (59) P. Herlihy, Odessa, pp. 89-90; S. E. Fairlie, op. cit., pp. 234-235. イギリス商人W・イートン William Eton は、黒海航行の自由化に伴い 1803 年より黒海貿易に参入したが、この時点で既に 4 つ以上のイギリス商社の存在が確認されており、1804 年には 8 つの商社の活動が記録されている。このうちベアリング、モア Moir、E・モバリー Edward Moberley、カトレイ Cattley は既にバルト海経由の対露貿易に従事する同名各社の兄弟商社であり、ナポレオン戦争に伴うバルト海貿易の封鎖を回避するべく、黒海経由の対露通商を試みたと推定され、前二社は1807年に黒海貿易より撤退している。これに対してイームズ=フォレスター社 Yeames & Forester は対露通商の経験をもたないが、オデッサで活動した最初のイギリス商人とされ、H・S・イームズ Henry Savage Yeames はオデッサ領事(1807 19 年)も務めた。後に長男ジェームズ James がオデッサ領事(1819 55 年)を継承する一方、次男ウィリアム William はアゾフ海にタガンローク支店を開設して現地の副領事を務め、イームズー族はイギリス黒海貿易の始動において重要な役割を果たした。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 253-256; R. G. Albion, Forests and Sea Power: The Timber Problem of the Royal Navy, 1652-1862, Cambridge, 1926, pp. 334-335.
- (60) イギリス商人ジャクソン John Jackson は『地中海貿易論』 Reflections on Commerce of the Mediterranean (1804年)を公刊し、黒海自由航行の意義として、貿易活動(英露貿易)よりもむしろ海運活動(第三国間貿易の媒介)の成長を指摘している。これは、冬期における黒海の荒天・濃霧・高波には、地中海諸国の小型船舶よりも、外洋の大西洋航路向けに建造されたイギリスの大型帆船が高い航行能力を示したためとされる。現に黒海諸港で活動するイギリス商人は、ロシア産品のイギリス向け輸出によって英露貿易を牽引しただけではなく、その途上に位置する地中海諸国への輸出によってロシアの地中海貿易を媒介しており、なかでもナポレオン戦争期には、重要な戦略拠点であったマルタ島に向けて、同島駐留のイギリス艦隊向け兵糧が供給された。

戦後 1822 年の下半期にオデッサを出航したイギリス商船 30 隻のうち、18 隻は地中海諸国に向かい、また入港 したイギリス商船 23 隻のうち、8 隻は地中海諸国から来航している。主な販路はトルコ(コンスタンチノープル)、フランス(マルセイユ)、イタリア(ジェノヴァ)、英領マルタであるが、うちマルタ島はイギリス穀物価格が高騰するまで黒海穀物を一時保管する貯蔵基地として機能した。なお 1838 年には、オデッサ出港のイギリ ス商船 160 隻のうち 34 隻が第三国向け、オデッサ寄港のイギリス商船 170 隻のうち 13 隻のみ第三国より来航しており、イギリス本国との取引に従事する船舶の比重が上昇している。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 258-261.

- (61) T. C. Prousis, Russian-Ottoman Relations in the Levant: The Dashkov Archive, Minneapolis, 2002, pp. 5-8. オスマン帝国領内のロシア領事館は、1820 年時点で、ヤッシー、ブカレスト、アテネ、パトレ、サロニカ、スミルナ、アレクサンドリア、アレッポ、ヤッファ、キプロス島、キオス島、その他のエーゲ海諸島に及ぶ。これら領事館の通訳・職員は専ら現地の非イスラム臣民=レアーヤー reaya から登用されたが、その多くは商業活動を本職とするギリシア正教徒であり、公務の代価として非イスラム臣民の納税義務を免除する「保護免許状」berat の交付は、領事館にとっては収入の源泉として、ギリシア商人にとっては有利な通商活動の後盾として機能した。
- (62) V. Kardasis, op. cit., pp. 86-87, 148-151; P. Herlihy, "Greek Merchants in Odessa in the 19th Century", Harvard Ukrainian Studies, Vol. 3, 1979-80; G. Harlaftis, "The Role of the Greeks in the Black Sea Trade, 1830-1900", L. R. Fischer/ H. W. Nordvik (ed.), Shipping and Trade 1750-1950, Lofthouse, 1990; idem, A History of Greek-Owned Shipping: The Making of an International Tramp Fleet, 1830 to the Present Day, London, 1996.
- (63) ロドカナーキ家門のミカエル Michael (1775 1843 年) は 1790 年代にトスカーナ大公国の貿易拠点リヴォルノに移住して黒海・地中海貿易の中継活動に従事し、フランス革命に伴う同国の仏領併合・イタリア商人の没落を機会に巨額の利益を上げた。これに触発されたキオス島の本家パヴロス Pavlos は 1819 年にスミルナ、コンスタンチノープル、リヴォルノ、オデッサに支店を設置したが、なかでもオデッサ支店を運営する六男テオドロスTheodoros (1797 1882 年) は西欧向け穀物輸出に従事し、同社をオデッサ最大の商社へと育成している。1832年にはトスカーナ大公国のオデッサ領事を務め、オデッサ=リヴォルノ通商を促進する一方、同年にはロシア市民権を取得した。その娘アリアンニ Arianni はマヴロコルダート家門に嫁いで両家の親族関係を形成する一方、家業を継承した長子ペリクレス Pelicles (1841 99) は、ニコライー世からギリシア移民としては異例の世襲貴族に任命されている。次男エマヌエル Emmanuel (1789 1855 年) は 1822 年にマルセイユ支店=「ロドカナーキ兄弟商会」Rodocanachi fils et Cie を設立、1830年代には同港の黒海穀物輸入をほぼ独占し、1833年にフランス市民権を取得、「小麦王」roi du blé と呼ばれた。その死後は子息パブロス Pavlos が事業を継承、マルセイユ商業会議所会長やトスカーナ大公国のマルセイユ領事を歴任した。ロドカナーキ家門は黒海・地中海貿易のネットワークを基盤としてイギリス進出を図り、1842年にはマンチェスター支店を開設、その後ロンドンにも出店している。P. Herlihy, "Greek Merchants", pp. 412- 414; V. Kardasis, op. cit., pp. 155- 159.
- (64) ステファノス・ラリー Stephanos Ralli (1755 1827 年) は 18 世紀末から地中海各地と通商していたが、その 活動は5人の子息によって継承・拡大された。まず長子ザンニス Zannis (1785 - 1859年) は1805年にリヴォル ノにおいて貿易活動を開始し、戦時におけるイギリス・フランスのレヴァント貿易を媒介してきた。戦後、三男 パンディア Pandia(1793 – 65 年)が 1816 年にマルセイユ支店=「シリッツィ・アルジャンティ商会」Schilizzi-Argenti et Cie を開設する一方、長子ザンニスはイギリス向け穀物輸出の成長を予見して 1818 年にロンドン支店 = 「ラリー・ペトロコキノ商会」Ralli and Petrocochino を開設している。その後、三男パンディアは 1822 年 (1824 年?) にマルセイユ支店からロンドン支店へ異動するとともに、1822 年のギリシア独立戦争・キオス大量虐殺 を契機として拠点機能をロンドンに移転し、1826年に「ラリー兄弟商会」Ralli Brothers と改称した。なおパン ディアは独立戦争の終結に伴い、イギリスの初代ギリシア領事に就任している。また五男ストラティス Stratis (1800 - 84年)は 1825年(1828年?)にマンチェスター支店、リヴァプール支店を順次開設し、レヴァント 向け綿製品の輸出に従事した。他方、リヴォルノ支店は親族のパナジョッティ Panajyoti が運営する一方、マル セイユ支店は次男アウグスティス Avgoustis (1792 - 1878 年) が引き継ぎ、1834 年より「ラリー・シリッツィ ・アルジャンティ商会」Schilizzi- Argenti et Cie と称した。他方、長兄ザンニスは 1827 年にオデッサ支店を開設、 西欧向け穀物・亜麻・羊毛輸出を展開したほか、1833 年よりイギリス向け獣脂輸出に着手し、1838 年にはイギ リス黒海貿易を媒介する最大の勢力に成長している。ザンニスはオデッサ商業会議所の副会長に就任したほか、 1832 年より合衆国国務省のオデッサ領事も務め、米土通商条約の交渉を仲介している。さらに四男トマシス Tomazis (1798 - 1858 年) はコンスタンチノープル支店を管理した。ラリー商会は他にもルーマニア、トラブ ゾン、タブリース (ペルシア)、ボンベイ (インド) など、広く中東・アジア方面の支店に親族を配置し、こう

した支店・親族関係を背景として、黒海経由でのロシア穀物・亜麻・亜麻仁、ペルシア生糸の輸入、及びイギリス綿製品のレヴァント・アジア向け輸出を手広く展開した。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 266-267; P. Herlihy, "Greek Merchant", pp. 407-412; V. Kardasis, op. cit., pp. 159-162; T. Catsiyannis, Pandias Stephen Rallis, London, 1986.

- (65) パポードフ家門のゲオルギオス Georgios は 1810 年にコンスタンチノープルからオデッサに移住、ロシア市民権を獲得するとともに、1812 年には第一ギルドへの加盟を果たした。その子息コンスタンティノス Konstantinos (1798 1879 年) は 1819 年に家業を引き継ぎ、ロドカナーキ家の令嬢と婚姻して同家の商業活動と提携する一方、自身の兄弟をリヴォルノ、マルセイユ、ロンドン支店に配置した。V. Kardasis, op. cit., pp. 162-163.
- (66) ヨアンニス・ザリフィ Ioannis Zarifi の長男ゲオルギオス Georgios はコンスタンチノープル拠点の「ザフェイロポウロス・ザリフィ商社」 Zafeiropoulos & Zarifi を設立したが、ギリシア独立戦争の動乱に伴い一族はオデッサに移住している。その後、四男アレクサンドロス Alexandros (1812 年一) がオデッサ支店を運営する一方、他の兄弟はロンドン、マルセイユ支店を開設したとされ、長男は戦後 1830 年にギリシアへ帰還、1843 年には再びコンスタンチノープルで活動を開始している。V. Kardasis, op. cit., pp. 163, 179.
- (67) パロス島 Paros 出身のマヴロス家門は 18 世紀末よりコンスタンチノープルを拠点に活動していたが、スピリドン Spyridon はオデッサに本拠を移転するとともに、妻ユーフロシネ Euphrosyne の実家バシリオ家門 Basiliou を媒介としてメラス家門 Melas と提携関係を結び、その親族・義兄弟をコンスタンチノープル、タガンローク、マルセイユ、リヴォルノ、ロンドン支店に配置している。なかでもロンドンではメラス家のヴァシリオス Vassilios・レオン Leon 兄弟が「メラス兄弟商会」Meras Brothers を組織し、オデッサ穀物のイギリス輸入に従事した。またエピルス Epirus 出身のメラス家門もモスクワ、ライプツィヒ、オデッサ、コンスタンチノープルの支店に親族を配置、南方の黒海経由海上ルートのみならず、北方の内陸陸上ルートを確保した。うちコンスタンチノープル支店のゲオルギオス Georgios は、ギリシア独立戦争に伴いオデッサ(1821 22 年・23 26 年)、アンコナ(1822 23 年)、コルフ(1823 年)を転々とし、戦後は新生ギリシア国家での行政活動(1828 35 年)を経て 1835 年より貿易活動を再開、マルセイユ、ロンドン支店を開設している。この間、スマラグダ Smaragda と結婚し、その実家バシリオ家門を媒介としてマヴロス家門と提携した。V. Kardasis, op. cit., pp. 163- 166.
- (68) V. Kardasis, op. cit., pp. 154- 155.
- (69) ギリシア商人がイギリス地中海貿易に関与した最初の事例としてイクプリクツィス Ikpliktsis のコンスタンチノープル向けマンチェスター綿製品の買付・輸入が知られるが、本格的な活動はラリー兄弟のロンドン移転に始まり、以後同じくキオス出身のマヴロコルダート Mavrokordato、ロドカナーキ、スカラマンガ Scaramangas、シリッツィン Schilizzins が順次ロンドン移転を進めている。1820 年代において、これらの英系ギリシア商人は、イギリス国内ではロンドン本店のほかにマンチェスター支店を開設する一方、旧来のトルコ主要拠点(コンスタンチノープル・スミルナ)に残留した親族と緊密に連絡を取り、イギリス・オスマン貿易を展開した。また黒海地域では、既に1822 年からスカラマンガ商会がタガンローク貿易を開始しており、続く1830 年代に英系ギリシア商人の黒海進出が本格化している。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 263-266; S. D. Chapman, "The International Houses: The Continental Contribution to British Commerce, 1800-1860", Journal of European Economic History, Vol. 6, 1977, pp. 37-38; T. Catsiyannis, The Greek Community of London, London, 1993.
- (70) エーゲ海プサラ島 Psara 出身のヨアンニス・ヴァルヴァキス Ioannis Varvakis は 1774 年に露土戦争に従軍、エーゲ海のロシア艦隊を支援し、報償としてエカチェリーナニ世からカスピ海の漁業権を獲得するとともに、アストラハン拠点の通商活動に従事した。その後 1813 年にタガンロークに移転したが、孫のマルコス Markos は同市の有力な商人家系アルフィエラキ家門 Alfieraki と、またコスマス Kosmas は同市の創設者たるヴェルナルダキス家門 Vernardakis とそれぞれ婚姻し、社会的・経済的な基盤の形成に努めた。V. Kardasis, op. cit., pp. 169-170.

キオス島出身のエマヌエル・スカラマンガ Emmanuel Scaramanga はギリシア独立戦争を契機として 1822 年に タガンロークに移住した。一般にキオス出身の英系ギリシア商人は婚姻関係を通じて業務提携・情報交換に努めており、スカラマンガ商会の場合、1831 年にマリエッタ Marietta が上記ロンドン・ラリー商会のパンディアと婚姻し、以後同家は黒海貿易におけるラリー家門の提携商会として機能した。V. Kardasis, op. cit., pp. 152- 153, 171.

(71) M. L. Harvey, op. cit., pp. 108- 109; S. E. Fairlie, op. cit., p. 159.

[Ⅱ] ツァーリズム国家の再編:官僚絶対主義の確立

本節では、続く政策分析の前提として、その主体たるツァーリズム国家の権力構造を確認しよう。

① 官僚制度の再編

ピョートル大帝(1689 - 1725 年)は1722 年の「官等表」によって、武官・文官とも、1 等官(元帥・宰相)から 14 等官(少尉補・監察官)まで 14 の等級=「官等」chin に序列化し、所領・農奴を保有する貴族身分 Dvorianstvo に対して、その代価として軍隊・官庁への有給・終身勤務を義務付けた。逆に非貴族層に対しても、等級外の下士官・下級官吏(書記)から官等官へと昇任すれば、国家勤務の代価として貴族身分を認定した。具体的には最下 14 等級を含む全ての武官、及び 8 等官(上級書記・地方長官=知事)以上の文官は「世襲貴族」Potomstvennoe Dvorianstvo として認定され、経済的には免税特権・農奴付き土地所有権を保持するほか、政治的には地方の身分団体=「県貴族団」Dvoryanskoe Obshchestvo の成員として貴族集会に参席し、貴族団長を選挙する資格を持った。これに対して 9 等官以下の文官は終身の「一代貴族」Iichnoe Dvorianstvo として認定されたが、免税特権こそ享受するものの、農奴・土地の所有権、身分団体の成員資格は無い。(1)

伝統的な土地貴族 landed nobility は、勤務制度に伴い俸給収入を確保したとは言え、その家計収入の基盤は何よりも保有所領の地代収入にあり、貴族勢力にとって最大の利害関心は農奴制の維持と自己所領の経営であった。このため自己所領から遠隔の任地における軍隊・官庁勤務には強く反発し、その後アンナ女帝(1730 - 41 年)は 1736 年の勅令で勤務期間を終身から 25 年に短縮、最終的にピョートル三世(1762 年 1 - 7 月)は 1762 年の「貴族解放令」で国家勤務を任意とし、エカチェリーナニ世(1762 - 96 年)も 1785 年の「貴族への恵与状」においてこの原則を追認している。この結果、一部の有力な名門貴族こそ高位官等の保証する威信に固執して国家勤務を継続したものの、生計手段の弱体な中小の家門貴族はむしろ保有官職を放棄して自身の所領経営に従事することになった。かくして家門貴族は 18 世紀歴代ツァーリの「軍事・官僚国家」志向を牽制する一方、元老院・県貴族団を通じて「農奴主国家」=「貴族帝国」Dvoryanskaia Imperiiaを構築し、その権勢は 19 世紀に入ってなお強い影響力をもったのである。^②

これに対して国家勤務を通じて一代貴族・世襲貴族に昇格した新興貴族=「官僚貴族」service nobility の場合、非貴族出身の故に土地・農奴を所有せず、その家計手段は専ら軍隊・官庁勤務に伴う給与収入に依存する一方、相続財産を欠如することから、その子弟も教育・学歴を通じて官庁勤務を選択する傾向にあった。このため、等しく貴族身分を構成するとは言え、土地貴族の利己的・階級的な利害とは無縁な存在であり、むしろツァーリ権力のもとで国家利害を追求する「世襲的職業官僚」(ピントナー)として機能する可能性を秘めていた。19世紀前半においてその総数は、一代貴族だけを見ても、貴族全体の半数近く(1816年で44%、1858年で45%)に達する。(3)

18 世紀において文官の官等官に占める農奴保有者の割合は全体で 70 %、うち 9 等官以下の下級官僚では 60 %にとどまるが、5 等官以上の高級官僚では 90 %に達しており、伝統的な土地貴族が官僚制度の中核を構成していた。しかしながら 19 世紀中葉においてその比重は文官全体で 25 %まで大幅に下落、うち 5 等官以上ではなお 60 %近くを占めるものの、9 等官以下の下級官僚では 20 %未満にすぎず、非貴族層出身の新興貴族が官僚機構の基盤を形成するに至っている(表 21)。かくして 19 世紀前半は、旧来の家門貴族を基盤とする地主国家から、新興の職業官僚を中枢とする官僚絶対主義へと、換言すれば「貴族の黄金時代」 golden age of the nobility から「官僚優位の時代」 the era of bureaucratic predominance へと、ツァーリズム国家が転換する画期に位置するのである。

表21 文官の農奴所有状況

① 18世紀中葉 (1755年)

<u>U 10 E ML XC (1733 </u>	/			
経営規模(所有農奴)	1-5等	6-8等	9-14等	合 計
未経営(0人)	15 (10.3)	74 (13.2)	528 (39.3)	617 (30.8)
零細 (1-20人)	6 (4.1)	91 (16.2)	409 (30.4)	506 (24.7)
小規模 (21 - 100人)	16 (10.1)	159 (28.3)	287 (21.3)	462 (22.5)
中規模(101 - 500人)	36 (24.8)	189 (33.6)	92 (6.8)	317 (15.5)
大規模(500人以上)	52 (35.9)	31 (5.5)	5 (0.4)	88 (4.2)
合 計	145 (100)	562 (100)	1,344 (100)	2,051 (100)

② 19世紀中葉

経営規模(所有農奴)	1-5等	6-8等	9 - 14 等	合 計
未経営(0人)	74 (42.5)	240 (57.8)	1,594 (82.1)	1,908 (75.4)
零細 (1 - 19人)	14 (8.1)	62 (14.9)	144 (7.4)	220 (8.7)
小規模 (20 - 99 人)	24 (13.8)	54 (13.0)	98 (5.0)	176 (7.0)
中規模(100 - 499人)	30 (17.2)	39 (9.4)	69 (3.6)	138 (5.5)
大規模(500 人以上)	32 (18.4)	20 (4.8)	36 (1.9)	88 (3.5)
合 計	174 (100)	415 (100)	1,941 (100)	2,530 (100)

典拠)W. M. Pintner, "The Social Characteristics of the Early Nineteenth- Century Russian Bureaucracy", *Slavic Review*, Vol. 29, 1970, pp. 434, 437; 鳥山成人「十八世紀ロシアの貴族と官僚」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社 1979 年、65、76 頁。

② アレクサンドルー世と大臣委員会・国家評議会

アレクサンドルー世(在位:1801 - 25 年)は、先帝パーヴェル(在位:1796 - 1801 年)の圧政・暗殺を教訓として、当面は貴族利害を尊重する姿勢を示した反面、「秘密委員会」Neglasnyi Komitet/ Secret Committee を組織して内政改革の準備を進め、アミアン和約=対仏戦争の終結後、1802 年 9 月の勅令によって、従来の検事総長 Proculator General が統括する「参議会」Kollegiia/College を廃止、新たにツァーリ指名の「大臣委員会」Komitet Ministrov/ Committee of Ministers が統括する「省」Ministerstvo/ Ministry(陸軍・海軍・内務・外務・法務・商務・大蔵・文部)を創設し、"各省大臣には武官出身の有能な家門貴族のほか、非貴族層出身の新興貴族を登用した。また内相補佐スペランスキー Mikhail Mikhailovich Speranskii(1802 - 12 年)の建議に基づき、1809 年 4 月の勅令では宮廷貴族の特権を是正、同年 8 月の勅令では文官の試験選抜を導入し、土地貴族の官職独占を抑制した反面、立法(国会 Duma)・行政(各省)・司法(元老院)の三権分立を導入する提案は、ツァーリ権力の弛緩を危惧して拒否した。同帝はむしろ仏露関係が緊迫するなか一転して専制体制の強化を図り、1810 年 1 月の勅令によって「国家評議会」Gosuderstvennyi Sovet/ State Council (1801 年 4 月創設)が国政の最高機関に昇格し、その四部門(司法、軍事、民事・教会、財政)が大臣・各省を統制、1811 年 6 月の各省一般設置法は各省の権限を整序(警察省の新設、内務省の拡充=商務省の廃止)する一方、創設 100 周年の元老院は権限を大幅に縮小した。⁽⁵⁾

フランス第一帝制の崩壊によって対外的な領土危機は回避されたが、従軍した武官貴族=軍部知識人層 Military Intelligentsia はパリ進駐を通じて西欧の啓蒙思想・自由主義を吸収し、専制体制・農奴制度への疑念は次第に高まった。このため同帝は国家評議会を頂点とする戦時の専制体制を温存、軍部出身の寵臣アラクチェーエフ Aleksei Andreevich Arakcheev を重用して反動体制を強めた。 「反動体制に反発する軍部の有力貴族は 1816 年に「救済同盟」Soiuz Spaseniia を組織して立憲制度・農奴解放を志向したが、間もなく立憲君主主義を提唱する「北方結社」Severnoe Obshchestvo(1822 年)と共和政体を主張する「南方結社」Iuzhnoe Obshchestvo(1821 年)に分裂、後者は 1825年 12 月 1 日(11 月 19 日)の同帝急死を契機として、同年 12 月 26 日(14 日)に軍事クーデターを画策する(デカブリストの乱)。 「り

③ ニコライー世と皇帝官房

続くニコライ一世(在位:1825 - 55年)の治世は以下の三期に区分される。(*)

第一期(1825 - 30 年)は専制体制の成立期・改革期にあたる。即位初日に反乱の洗礼を受けた新帝は直ちに「調査委員会」を編成して反乱勢力の背後関係を捜査し、その最終報告(1826 年 5 月)に基づいて同年12月に「特別委員会」(所謂「12月6日委員会」Committee of 6 December)を組織、国家機関の改革に着手する。同帝は先帝時代の国家評議会・大臣委員会を継承する一方、既存の「皇帝官房」His Majesty's Own Chancery を再編し、1826 年 1 月に第一部(国内行政)、第二部(法律編纂)、同年 6 月に第三部(秘密警察)、1828 年に第四部(福祉・教育)、以上の各「部」Otdelenie/Section を順次設け、君主独裁体制の基盤とした(「ニコライ体制」Nicholas System)。 (*) 主要官僚の任命に際しては、デカブリストの乱を扇動した家門貴族に対する強い疑念から、伝統的な貴族利害に束縛されない職業的な専門官僚=新興貴族、あるいはドイツ系官僚(皇帝官房・第三部長官ベンケンドルフ Aleksandr Khristoforovich Benkendorf、及び後述する外相・蔵相)を再任・採用し、また家門貴族であってもロマノフ皇室への忠誠が強い有能な武官は官庁勤務に配置換えしている。(10)

続く第二期(1830 - 48 年)は専制体制の展開期・安定期に該当する。1830 年の七月革命・ベル ギー独立に伴うポーランド反乱の危機を踏まえ、同帝は文相ウヴァロフ Sergei Semenovich Uvarov (1833 - 49 年)を通じて検閲制度を強化、大学自治を制限する一方、皇帝官房・第二部長官スペ ランスキーは 1830 年に『ロシア帝国法律大全』(全 45 巻)、1833 年に『ロシア帝国法典』(全 15 巻)を順次発刊、神に由来するツァーリ権力の無制限的絶対性を規定した。(11) 並行して同帝はツ ァーリを頂点とする集権体制の構築を急ぎ、1831年10月6日の勅令によって貴族集会への参加資 格を保有農奴 100 人以上、又は保有面積 3,000 デシャチナ以上に制限し、県貴族団から中小貴族を 排除、その規模を縮小している。(12)続く 1835 年には皇帝官房・第五部(国有財産)を創設、1837 年に国有財産省として分離し、武官貴族キセリョフ Pavel Dmitrievich Kiselev を担当大臣 (1837 - 55 年)に任命した。(3) キセリョフは露土国境を防衛する第二軍団の長官(1819 - 28年)を務めた経 験から地方行政の不備を実感しており、これまで在地貴族の互選する有給の地方官吏=郡警察署長 Ispravnik/ Land Commissar によって半ば自律的に運営されてきた郡制を再編、新たに各県の「国有 財産局」Palata Gosudarstvennykh Imushchestv のもとで1-2郡から成る「国有財産区」Okrugi を設 定し、同省の直轄官僚=区長を派遣してツァーリの地方統制を強化した。(4) その反面、同帝は新 興貴族の膨張に対する名門貴族の不満を懐柔するべく、官庁勤務に伴う貴族身分の取得を制限し、 1832 年の勅令では 8 等官以上の文官に対する世襲貴族の認可を停止、続く 1845 年の勅令では世襲 貴族の資格を 8 等官以上から 5 等官以上に、一代貴族の資格を 14 等官以上から 9 等官以上に引き 上げた。とはいえ、それぞれ 35 年・12 年以上の勤務実績を満たせば 5 等官・9 等官への昇任は可 能であったから、能力・実績に応じて一代・世襲貴族に転身する余地は保証されており、むしろ下 級官僚の勤勉・忠実な行政活動を促して専門官僚の基盤を拡充する効果もあったと思われる。(15)

最後の第三期(1848 - 55 年)は専制体制の動揺期・崩壊期である。1848 年の二月・三月革命は国際的なウィーン体制の守護者としてのロシアの地位を失墜させたのみならず、自身のポーランド・ルーマニア支配も動揺させたため、同帝は主要官僚を再び一新するとともに皇帝官房・第三部を通じて検閲制度を拡充した。こうした反動体制の強化は君主専制・農奴制に立脚するツァーリズム国家の限界を露呈するものであった。その一方、同帝治世を通じて成長した新興貴族=啓蒙的官僚層 enlightened bureaucrats はまさに当該期の公的・私的な情報収集・意見交換を通じて専制国家の枠内における近代化改革、すなわち来るべきクリミア戦争後の大改革を準備したのである。(16)

註

- (1) 鳥山成人「18 世紀ロシアの貴族と官僚」成瀬治・吉岡昭彦編『近代国家形成の諸問題』木鐸社 1979 年所収、64 - 65 頁、菊地、前掲書、81 - 82 頁、田中・倉持・和田編、前掲書、32 - 33、69 - 70、153 頁。
- (2) 鳥山『ロシア・東欧の国家と社会』恒文社 1985年、第一章「モスクワ国家とロシア帝国」、16-20頁。
- (3) 鳥山、前掲論文、66 67 頁、同、前掲書、21 25 頁; W. M. Pintner, "The Social Characteristics of the Early Nineteenth- Century Russian Bureaucracy", Slavic Review, Vol. 29, 1970; idem, "The Evolution of Civil Officialdom, 1755-1855", W. M. Pintner/ D. K. Rowney (ed.), Russian Officialdom: The Bureaucratization of Russian Society from the 17th to the 20th Century, London, 1980.
- (4) J. P. LeDonne, Absolutism and Ruling Class: The Formation of the Russian Political Order, 1700-1825, New York, 1991, pp. 45-46, 99-112. 主要官僚の経歴については、J. L. Wieczynski (ed.), The Modern Encycropedia of Russian, Soviet and Eurasian History, 59vols., Gulf Breeze, 1976-1994 [以下略記: MERSEH].
- (5) 田中・倉持・和田編、前掲書、119 121 頁。スペランスキーについては、M. Raef, Michael Speransky: Statesman of Imperial Russia, 1772- 1839, Hague, 1957; 山本俊朗『アレクサンドルー世時代史の研究』早大出版部 1987 年、第一部・第五章「アレクサンドルー世とスペランスキー」、池本今日子「ロシア皇帝アレクサンドルー世の時代の憲法政策――スペランスキーによる憲法案――」『史観』第 158 号 2008 年。
- (6) 寵臣政治については、M. Jenkins, Arakcheev: Grand Vizier of the Russian Empire, London, 1969.
- (7) W. B. Lincoln, "A Re- examination of Some Historical Stereotypes: An Analysis of the Career Patterns and Background of the Decembrists", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 24, 1976.
- (8) ニコライ一世時代については、S. Monas, "Bureaucracy in Russia under Nicholas I", M. Cherniavsky (ed.), The Structure of Russian History: Interpretative Essays, New York, 1970; W. B. Lincoln, "The Genesis of an 'Enlightened' Bureaucracy in Russia, 1825- 1855", Jahrbücher für Geschichte Osteuropas, Bd. 20, 1972; idem, Nicholas I, Emperor and Autocrat of All the Russians, DeKalb, 1989, Chapter 3.
- (9) 皇帝官房・第三部については、S. L. Monas, *The Third Section: Police and Society under Nicholas I*, Cambridge, Mass., 1961; P. S. Squire, *The Third Department: The Political Police in the Russia of Nicholas I*, Cambridge, 1968.
- (10) W. B. Lincoln, "The Ministers of Nicholas I: A Brief Enquiry into their Backgrounds and Service Career Patterns", Russian Review, Vol. 34, 1975; idem, "The Composition of the Imperial Russian State Council under Nicholas I", Canadian- American Slavic Studies, Vol. 10, 1976; 和田春樹「近代ロシアの大臣たち――若干の伝統的=統計的研究――」『社会科学研究』第 36 巻 1984 年、217 219 頁、田中・倉持・和田編、前掲書、153 154 頁。なおドイツ系官僚の重用は既に 18 世紀から存在するが、なかでもニコライー世の場合、自身がドイツ系女帝エカチェリーナニ世の孫としてドイツ民族の血筋を引いていたほか、皇后シャルロッテ Charlotte も普王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世の王女であり、ロマノフ・ホーエンツォレルン両家の親族関係が大きく作用したと言われる。
- (11) M. Raef, op. cit., Chapter 2. この原則は以後帝政時代を通じて貫徹する。和田春樹「近代ロシア社会の法的構造」 東京大学・社会科学研究所編『基本的人権の研究』(全5巻)東大出版会、第3巻、1968年、253 - 254頁。
- (12) 菊地、前掲書、105-106頁、和田「近代ロシア社会の法的構造」、274-275頁。
- (13) キセリョフ (1788 1872 年) は 12 世紀より続く名門貴族の出自であるが、フランス人家庭教師の英才教育や外国書物の読書を通じて自由主義的な思想を吸収していた。1806 年の入隊以来、一連の対仏戦争の戦功で昇進したが、この間デカブリスト青年将校の革命思想に触発される一方、1814 年のウィーン会議にはアレクサンドルー世の外交使節団に随行して西欧諸国の国力を実感している。戦後は新ロシアの第二軍団に配属され、1817年より司令本部長官に就任するが、公務のかたわら膨大な西欧文献を収集する一方、デカブリスト急進派=南方結社の首領ペステリ Pavel Ivanovich Pestel'とも接触している。逆にデカブリスト幹部はキセリョフの所蔵する書物からその革命思想を形成したとも言われる。こうして両者とも立憲制の導入と農奴制の廃止による西欧的近代化を目指す点では一致したが、しかしデカブリスト急進派が共和政体の実現と市民の完全平等を志向し、その手段として暴力革命を選好した一方、名門貴族のキセリョフはむしろ貴族制度の温存と身分社会の維持を主張し、その手段としてはあくまで啓蒙専制君主による「上からの改革」reform from above を志向したのである。この点

でキセリョフの思想はE・バーク、ヴォルテール、ハルデンベルクら自由主義貴族の思想に近いと言われる。なお 1825 年のデカブリスト反乱に際して、キセリョフの関与が疑われることになったが、キセリョフはツァーリへの私信にて反乱との関係を否定する一方、ニコライー世もこれまでの軍隊勤務におけるキセリョフの実績を評価し、第二軍団への留任を認めた。W. B. Lincoln, "Count P. D. Kiselev: A Reformer in Imperial Russia", *Australian Journal of Politics and History*, Vol. 16, 1970; H. H. Hirschbiel, "Kiselev, Pavel Dmitrievich", *MERSEH*, Vol. 17.

- (14) O. Crisp, op. cit., pp. 397-402; S. Monas, op. cit., pp. 270-273.
- (15) 鳥山、前掲論文、64 65 頁、菊地、前掲書、86 87 頁、和田「近代ロシア社会の法的構造」、273 274 頁。
- (16) 皇弟=大公パヴロヴナ (1798 49年) の死後、大公妃エレーナ・パヴロヴナ Elena Pavlovna (1807 73年) の邸宅が啓蒙官僚のサロンとなったほか、1845年創設の「ロシア地理学協会」Russian Geographical Society が現 状把握・改革構想に必要な情報収集の拠点として機能した。W. B. Lincoln, "The Circle of Grand Duchess Elena Pavlovna, 1847-1861", Slavonic and East European Review, Vol. 48, 1970; idem, "Russia's 'Enlightened' Bureaucrats and the Problem of State Reform 1848-1856", Cahiers du monde russe et soviétique, Vol. 12, 1971; W. M. Pintner, "Civil Officialdom and the Nobility in the 1850s", W. M. Pintner/ D. K. Rowney (ed.), op. cit.; 菊地、前掲書、230 235頁。

[Ⅲ] 外交政策

以下、政策展開の考察に入ろう。本節では外交政策、次節では経済政策について順次検討する。 (1) ウィーン体制とフィンランド・ポーランド問題

アレクサンドルー世は、外務参議会長官コチュベイ Victor Pavlovich Kochubei(1801 – 02 年)の 仏露友好路線、(*) ポーランド出身の外相補佐チャルトリスキー Adam Jerzy Czartoryski(1802 – 05 年)の欧州連邦構想を意識し、(*) 英露協調(1799 年英露同盟・1805 年更新)=フランス包囲体制から、仏露協調(1807 年ティルジット条約・1808 年エルフルト条約)=ヨーロッパ分割へと同盟方針を転換したが、最終的には大陸制度の桎梏とモスクワ遠征を契機に対仏同盟に復帰する。(*) この結果 1814 年のウィーン会議には戦勝国として参加、1815 年の最終議定書ではいずれもツァーリを元首とするフィンランド大公国・ポーランド王国の建設を実現した。(*) また同帝はドイツ出身の外相ネッセルローデ Karl Basilievich Nesselrode(1814 – 56 年)、イオニア出身の外務長官カポディストリアス Ioannis Antoniou Capodistrias(1815 – 22 年)を重用し、1815 年 9 月に神聖同盟(露普墺)、同年 11 月に四国同盟(英露普墺)を組織してウィーン反動体制の維持に腐心する。(5)

このうちフィンランドは、スウェーデン支配の桎梏から開放されるとともに、ツァーリが在地貴族をもって任命する総督と大公国評議会のもとで既存の法制・統治機構や宗教・言語慣習を維持され、このためロシア支配体制に対して極めて従順であった。 (6) フィンランド支配の安定は、戦略的にはスウェーデンの侵攻から帝都を防衛する緩衝地帯の形成を意味したのみならず、したがって経済的には聖ペテルブルクを拠点とするバルト海貿易の発展にも少なからず貢献したと思われる。

他方ポーランドは、1815 年の憲法によって、ツァーリ任命の総督と国家評議会・国民代表議会のもとで外交・軍事を除く自治行政を確保し、形式上は外相補佐チャルトリスキーがかつて構想した立憲主義・自由主義を実現した。しかし普墺両国と共同で分割統治するポーランドの場合、東欧三国の協調体制を維持してゆく上ではその民族独立・国家統一を防止することが不可欠であり、総督には皇弟コンスタンティンが就任する一方、腹心ノヴォシリツェフ Nicholas Nikolaevich Novosiltsev が王国統治の全権を握り、実質的に専制支配が展開された。こうした状況において、今や祖国に帰還したチャルトリスキーは 1830 年 11 月の蜂起によって国民政府を樹立するが、ニコライー世は 1831 年に反乱を鎮圧、1815 年の憲法を停止して軍部の直轄支配を開始する。の

(2) 南下政策とギリシア・ルーマニア問題

① 1806-12年露土戦争と1812年ブカレスト条約

オスマン帝国領土の北限に位置するルーマニア両国(モルダヴィア・ワラキア)は、15 世紀以来スルタンに対して貢納支払・穀物供給の義務を負う反面、土着の土地貴族(ボイエール Boyal)が公国君主を選出する自治公国として位置付けられてきた。だがピョートル大帝の露土戦争(1710 – 11 年)を後盾とする 1711 年のワラキア反乱を契機として、オスマン政府は両国の自治制度を廃止、以後スルタンがギリシア人君主(ファナリオト Fanariot)を任命・派遣する間接統治が成立、18 世紀を通じて両国は対露防壁の要衝として機能することになった。⁽⁸⁾

その後、18 世紀末におけるフランスのエジプト遠征(1798 — 1802 年)をめぐり、アレクサンドルー世が露土同盟によってオスマン政府を救援する一方、セリム三世(1789 — 1807 年)はその代価として 1802 年 9 月の勅令を発布、①公国君主を 7 年任期(恣意的・頻繁な任免の禁止)とし、任期途中の解任はツァーリの同意を必要とすること、また公国君主はツァーリの意向を考慮する義務を負うこと、②オスマン本国に対する貢納支払の年額を固定すること、また食糧供給を有償(時価買上)とすること、等々を確認した。この結果ルーマニア両国では親露派のファナリオト君主が順次即位するとともに、歴代君主は貴族改革・官職売買によって、黒海貿易に従事するギリシア商人を新興貴族に任命し、ルーマニア両国はロシアの傀儡国家となる。 (*) さらに仏露同盟を後盾とする露土戦争(1806 — 12 年)の結果、1812 年のブカレスト条約では、第 4 条:ベッサラビア(ドニエストル=プルート河間)・ドナウ河口キリア水道 Kilia Channnel の併合、第 5 条:モルダヴィア・ワラキア統治体制の改善(貢納制度の緩和)、第 6 条:コーカサス国境の現状復帰、第 8 条:セルビア自治の承認、第 10 条:賠償支払、第 12 条:ロシア商人の通商活動に対する海賊・略奪行為の取締、以上が確認され、18 世紀以来の黒海・バルカン方面に対するロシアの領土拡張は極限に達するとともに、ルーマニアは実質的にロシアの保護国となったのである。 (10)

② 1821年ギリシア・ワラキア反乱と1826年アッケルマン条約

ウィーン会議は、1814年パリ条約の加盟諸国を対象とし、オスマン代表を招聘しなかったため、露土国境の領土調整やドナウ河・両海峡の通航問題は当事国間の問題として審議事項から除外され、1815年の最終議定書はロシアのベッサラビア併合こそ公認したものの、基本的にバルカン世界はウィーン体制の関知しない空白地帯として残された。(11)以後アレクサンドルー世は駐土大使ストロガノフ Grgorii A. Stroganov(1816 — 21年)、外交顧問ダシコフ Dmitrii Vasii'evich Dashkov(1817 — 23年)を派遣して露土関係の安定と海峡通航の保全に努めることになる。(12)

こうした状況においてギリシア民族は、政治的にはロシア南下政策を後盾としてルーマニア支配を強化する一方、経済的にはロシア黒海貿易の成長によってオデッサ商業活動を制覇し、さらにはフランス啓蒙思想の吸収によって民族意識を覚醒するなか、オスマン支配の克服を志向する。なかでもオデッサに居留する富裕なギリシア商人は、1814年に秘密結社「友愛同盟」(フィリキ・エテリア Philiki Etairia)を組織する一方、ルーマニアに移住したギリシア系貴族も地下活動を開始し、相互に連携して独立運動を準備、1821年にA・イプシランティ Alexandru Ipsilantes の革命軍がオデッサからモルダヴィアに侵入して対土反乱=ギリシア独立戦争が勃発する。 (3) 他方、ルーマニア土着貴族=ボイエールは、ファナリオト君主の財政搾取とギリシア系貴族の乱立によって社会的地位を喪失するなか、むしろギリシア民族の支配体制、及びツァーリ権力の保護・後見に対する反感を強め、1821年にT・ヴラディミレスク Tudor Vladimirescu の主導するワラキア反乱へと帰結する。 (4) かくしてともに 1821年に勃発した民族独立運動は、一方のギリシア独立戦争がロシアの支援に

よるオスマン支配体制の克服を志向したのに対し、他方のワラキア反乱はオスマン支配=自治制度 の復活によるギリシア支配体制の打破を目的とし、その性格は相互に矛盾するものであった。

スルタン・マフムート二世(1808 — 39 年)は 1821 年 3 月 29 日の回状によって、各国大使に反乱鎮圧を根拠とする海峡通行の規制を通告、外国商船の船長にはギリシア人の乗船禁止と立入検査を通達した。こうしてオスマン政府は同年 6 月にギリシア・ワラキア反乱を鎮圧、両国を占領する一方、ギリシア民族への制裁としてファナリオト制度を廃止、ボイエールからモルダヴィア君主 I・ストゥルザ Ioan Sturdza(1822 — 28 年)、ワラキア君主G・ギーカ Grigore Ghica(1822 — 28 年)を任命し、ルーマニア自治制度は一世紀ぶりに回復する。以上の措置は、何よりも被保護民のギリシア商人に依存するロシア黒海貿易に打撃を与えたが、国際法上はロシア商船の自由航行を保証する 1774 年キュチュク・カイナルジ条約、及び 1783 年露土通商条約、あるいはロシアのルーマニア保護権・君主人事権を保証する 1812 年ブカレスト条約の侵害を意味した。このため駐土大使ストロガノフは 1821 年 4 月 3 日の覚書・25 日の外相会談によって、オスマン政府の海峡封鎖・臨検行為を非難する一方、アレクサンドル一世は 1821 年 6 月 16 日付け覚書によってルーマニア保護権の遵守を要求したが、オスマン政府はこうした要請を無視したのみならず、1822 年には通商条約の未締結国に対して海峡通行を全面禁止するに至った。この結果ストロガノフは 1821 年 7 月に帰国、代理公使ミンシャキ Matvei I. Minciaky(1824 — 27 年)・リボペール Aleksandr Ribeaupierre(1827 — 30 年)が駐在したものの、両国関係は緊迫する。(5)

他方、ギリシア本土の革命勢力は 1821 年 12 月の国民議会開催、1822 年 1 月の憲法採択・独立 宣言によって抵抗運動を続行したが、1825年よりエジプト太守メフメット・アリ(1805 - 48年) が反乱鎮圧に荷担、独立戦争は終息に向かった。これに対して同年即位した新帝ニコライー世はオ スマン帝国のバルカン支配再建を警戒する一方、また当初 1825 年 9 月 30 日の中立宣言によって事 態を静観していたイギリス・リヴァプール内閣外相キャニング George Canning (1822 - 27年) も、 世論高揚とレヴァント貿易利害から介入を決断、両国は 1826 年 4 月 4 日の聖ペテルブルク議定書 によって共同干渉を確認した。(16) その一環としてニコライー世はオスマン政府に 1812 年ブカレス ト条約の履行を求め、1826 年 10 月 7 日にアッケルマン条約を締結する。その内容は基本的にブカ レスト条約の再認であり、第1条:ブカレスト条約の遵守、第3条:モルダヴィア・ワラキア統治 の改善 (=ブカレスト条約第5条)、第4条:コーカサス国境の確定 (=同第6条)、第5条:セル ビア自治の承認(=同第8条)、第6条:露土戦争の賠償(=同第10条)、第7条:海賊・略奪の 取締(=同第 12 条)、を規定している。(17) だが、第 2 条は露土国境をキリア水道からスリナ水道 Sulina Channel に変更したほか、(18) 第7条は商業活動に関する規定を拡充し、①略奪被害の補償、 ②ロシア商人の自由通商、③ロシア商船の海峡自由航行、④ロシア政府への最恵国待遇、以上を確 認している。さらに当該条約の第3条を補完する追加条項として「モルダヴィア・ワラキア公国に 関する付帯条項」が併記され、以下が規定された。すなわち、第1項:公国評議会 General Assembly of the Divan が公国君主を選出すること、第2項:君主候補はボイエールから選出され、オスマン 政府の承認を受けること、第3項:公国君主の任期は7年とし、中途解任はロシア政府の承認を受 けること、第4項:公国君主の再任はこれを妨げないこと、第5項:健康上の理由による任期途中 の退位は露土両国の承認を受けること、第9項:1802年のオスマン勅令が規定する財政条項(公 国評議会による公国財政の統制)の再認、第13項:オスマン本国に対する貢納義務の2年間免除、 自由貿易の承認、オスマン本国向け食糧供給の有償制度(市場価格での買取)、第 15 項:公国君主 ・公国評議会による早急な行政機構の確立と「一般規定」General Regulation の制定、以上である。

③ 1828-29年露土戦争と1829年アドリアノープル条約

その後ニコライー世は 1826 - 28 年のペルシア戦争によってバルカン問題から一時撤退したため、(19) マフムート二世はエジプト軍隊を模範とする軍制改革(イェニチェリ軍団の解体とムハンマド常勝軍の組織)に着手しつつ、独立戦争の鎮圧に努めた。オスマン政府はその財源として、海峡通行船舶に対する通行税の徴収を計画し、1827 年 5 月 28 日のスウェーデン、同年 10 月 16 日のスペイン・両シチリア王国・デンマークとの通商条約において、積載貨物・船舶規模に応じた 300 - 600 ピアストルの課税を規定するとともに、通商条約の未締結国が既締結国(就中ロシア)の国旗を掲揚することによって海峡通行の権利を確保するという、従来の慣行を禁止した。(20)

オスマン軍隊の攻勢に対して英仏露の三国は、アレクサンドル一世時代のロシア外務官僚カポディストリアスをギリシア初代大統領(1827 - 31 年)として擁立する一方、1827 年 7 月 6 日のロンドン条約によってギリシア国家の自治承認を求める共同勧告を実施、さらに同年 10 月 20 日のナヴァリノ海戦 Navarino でオスマン・エジプト艦隊を敗った。並行してロシア外相ネッセルローデは、一方の海峡通行税については、輸送経費の上昇による黒海貿易の撹乱を懸念しながらも、オスマン政府の課税自主権に関わる問題である故、公式の批判を避けたものの、他方の条約非締結国によるロシア国旗掲揚の禁止=海峡通行の禁止については、当該行為を是認した 1783 年の露土通商条約を根拠として明確な抗議を表明した。これに対してオスマン政府は、三国のナヴァリノ攻撃を非難する一方、1827 年 11 月 20 日の勅令によってアッケルマン条約を破棄、敵国商船の通行禁止を維持したため、露土関係の緊張は高まった。(21)

ニコライー世は1828年2月22日のトルコマンチャイ条約によってペルシア戦争を終結、続く同年4月14日(26日)に海峡通行の安全確保を名目として対土戦争を布告する一方、同日の各国宛て回状によって戦争目的を正当化し、列国の理解を求めた。以後、英仏露三国は1828年12月12日・1829年3月22日のロンドン議定書によってギリシア独立の承認を再三勧告する一方、キセリョフ指揮下の第二軍団はモルダヴィア・ワラキアを占領し、戦局はほぼ決する。(22)ニコライー世は1829年9月4日(16日)、国家評議会議長コチュベイ(1827-34年)を座長とする特別委員会を招集し、さらなる進軍=コンスタンチノープル攻略か、即時休戦=講和交渉か、協議した。これに対して外相ネッセルローデ・法相補佐ダシコフ(1829-32年)は、ロシア黒海貿易の維持・振興にとって、①当面はオスマン帝国の解体よりもむしろその弱体な状態での存続が望ましく、今時の戦争についても迅速な講和締結と講和条件の緩和に努めるべきこと、②ただし将来的に列国がオスマン領土の共同分割に着手した場合、ロシアとしては各国との共同歩調に留意しながら、両海峡を含む領域の確保に努めるべきこと、以上を主張した。こうしたオスマン領土保全の原則は、以後クリミア戦争まで20年間にわたりロシア外交の基本方針として機能することになる。(25)

最終的に 1829 年 9 月 2 日(14 日)にアドリアノープル条約が締結され、以下が確認された。すなわち、第 1 条:戦争の終結と講和、第 2 条:モルダヴィア・ワラキア及びその他占領地帯の返還、第 3 条:ロシア商船のドナウ河自由航行、及びドナウ河ロセント・ジョージ水道における露土国境の設定、第 4 条:1828 年のトルコマンチャイ条約に伴う黒海東岸国境の修正、第 5 条:モルダヴィア・ワラキア自治の承認、第 6 条:セルビア自治の承認、第 7 条:①ロシア商人に対する内国関税の免除、②ロシア商船及び全ての友好諸国の商船に対する海峡通行の自由、③同じく黒海における貿易・航行の自由、第 8 条:ロシアへの賠償義務、第 9 条:その支払保証としての領土割譲、第 10 条:1829 年ロンドン条約の受諾=ギリシア独立の承認、第 11 条:条約規定の完遂期間におけるロシア軍隊のモルダヴィア・ワラキア・セルビア占領、以上である。(24)

なお上記第7条の規定する海峡・黒海航行の自由は、単にロシアの商船だけでなく、オスマン帝 国と交戦関係にない限り全ての諸国の商船に対しても一律に適用された。この結果、海峡・黒海通 行権を認める通商条約の有無、あるいは条約締結諸国の国旗掲揚の如何に関わらず、海峡・黒海航 行の国際的な自由が確認された。しかしオスマン政府は、続く同年 12 月 9 日の勅令によって当該 条約の保証するロシア商船の海峡・黒海自由航行を再認したものの、全ての諸国に対して同様の権 利を適用することについては、当該条約に先行する前述の通商条約(スペイン・両シチリア王国・ デンマーク)が依然効力をもっていること、これらの通商条約では通行税の納入を条件とした海峡 通行が規定され、自由な海峡通行は認められていないこと、こうしたなかで通商条約を締結してい ない諸国の船舶に非課税の自由通行を認める訳にはいかないこと、以上を根拠として条約規定の施 行を保留している。これに対してイギリス・ウェリントン内閣外相アバディーン(1828 - 30 年) は、海峡通行をめぐる列国の利害対立を懸念するとともに、オスマン帝国の財政事情に配慮して海 峽通行税の徴収を支持し、海峡・黒海航行の無制限開放には反対する立場を示した。^⑵ かくして 以後、オスマン政府は個別の通商条約によって海峡通行問題に対応する旨を表明、1830年の4月15 日の西土通商条約改正ではスペイン商船に対する通行税を撤廃して自由通行を認める一方、同年 5 月7日の米土通商条約ではアメリカ商船への最恵国待遇によってやはり海峡・黒海の自由航行を承 認し、さらに 1830 年代の一連の通商条約でもほぼ同様の原則を確認している。オスマン政府はこ れらの通商交渉における留保条件として、戦時・平時にかかわらず必要とあればいつでも海峡を封 鎖する権限を確保し、アドリアノープル条約の想定する無制限の国際化を阻止したが、実質的には 国際的な海峡・黒海航行の自由が実現したと言える。かくしてロシアが 18 世紀以来追求してきた 黒海貿易の開放は漸く 1830 - 40 年代において実現するのである。 26

また当該条約には二つの付帯条項が付された。まず第一の「モルダヴィア・ワラキア公国に関する付帯条項」は上記第5条のモルダヴィア・ワラキア自治規定を補完し、以下を確認している。すなわち、第1項:アッケルマン条約・付帯条項が規定する君主選出方法の再認と任期規定の改正(7年任期から終身任期への延長)、第2項:各種の国際条約及び1802年のオスマン勅令の枠内における公国君主の自治行政、第3項:オスマン政府による内政干渉の禁止、第5項:公国領内におけるオスマン要塞建設・イスラム教徒居住の禁止、第6項:ワラキア領内におけるオスマン都市・オスマン臣民所有地の返還、第7項:ドナウ河沿岸における検疫制度の整備、第8項:オスマン向け穀物供給義務の廃止、第9項:ルーマニア両国による外国貿易の自由、第10項:対土貢納義務の2年間の免除、第11項:ルーマニア両国代表及びロシア政府代表による新たなルーマニア「行政規定」Administrative Regulationsの作成とオスマン政府によるその承認、以上である。また第二の「貿易損失・戦争費用・撤兵費用への補償に関する付帯条項」は上記第9条の賠償規定を補完し、賠償完済までのロシア駐留部隊によるルーマニア両国・シリストリア Silistria の占領を確認した。(27)

(3) 南下政策とエジプト問題

① 1831-33年エジプト独立戦争と1833年ウンキアル・スケレッシ条約

エジプト太守メフメット・アリは、ギリシア独立戦争に対する軍事支援の代償としてクレタ・キプロス両島を獲得したが、続く 1831 年にはオスマン支配からの独立を要求するとともにシリア方面に侵攻、エジプト独立戦争(第一次シリア戦争)が勃発する。これに対してイギリス・グレイ内閣外相パーマストン(1830 - 34 年)は 1830 年の七月革命・ベルギー独立戦争に、ニコライー世も 1830 年のポーランド反乱に対処するなか、いずれもオスマン政府を支援する余裕はなく、他方

フランス七月王制はアルジェリア支配・東地中海進出の観点からエジプトの東方進出を支持、1833年5月4日のキュタヒャ条約 Kutiah を仲介してエジプトのシリア支配を後援した。 (26) 以後ニコライー世は、ポーランド・ルーマニア支配を維持する上で、フランスの支援するエジプト独立運動の波及を警戒する一方、オスマン政府はエジプトに対抗する後盾を模索し、かくして露土両国は1833年7月8日にウンキアル・スケレッシ条約を締結、いずれか一方が攻撃を受けた場合の共同防衛(第1条)、とりわけオスマン政府の救援要請に基づくロシア海軍・陸軍の派遣とオスマン帝国の独立保全(第3条)、救援要請を行った側による必要経費の負担(第4条)、8年間の満了期限の設定(第5条)を確認した。しかもその秘密条項は、ロシア政府の要請に基づくダーダネルス海峡の封鎖、すなわち有事におけるロシア軍艦の排他的な海峡通航を保証したのである。 (29)

なお外相ネッセルローデは、プロイセン主導の関税同盟に対抗したドナウ河・黒海経由の通商体系に関心を示すオーストリア宰相メッテルニヒ(1821 – 48 年)と協議し、1833 年 9 月 18 日のミュンヘングレーツ協定 Münchengrätz によってオスマン帝国領土の現状維持を確認するとともに、その秘密条項では将来的な領土分割における共同歩調を約束した。この原則は 1835 年 9 月のテプリッツ Teplitz における新帝フェルディナントー世(1835 – 48 年)=ニコライー世の会談でも再認される。上記 1829 年 9 月の外交方針=オスマン領土保全の原則は、単なるツァーリ政府内部の国家的な指針から、今や墺露両国の合意する国際的な協定の次元へと進化したのである。(30)

② 1839-40年エジプト事変と1841年国際海峡協定

英露両国は1820年代のギリシア独立戦争、及び1830年代前半のエジプト独立戦争をめぐって共同歩調を維持してきたが、1833年のウンキアル・スケレッシ条約がロシア軍艦の排他的海峡通行を約束するに及び、英露関係は漸次悪化する。(3)1820-30年代を通じてイギリス議会は、拡大する東洋貿易を促進するべく、喜望峰経由の東インド航路に代わる新たな貿易経路を探索していたが、その候補として地中海=スエズ地峡=紅海経由の経路が有力となるなか、ロシアのルーマニア・海峡支配はその重大な障害とみなされたのである。(32)またイギリス国内では、綿業資本の利害を代弁するコブデン Richard Cobden が穀物輸入=労賃引下=輸出促進の観点からロシア穀物貿易を重視し、英露両国の自由貿易・友好関係を主張したが、親土派の論客アーカート David Urquhart はむしろ製品販路・穀物供給基地としてのトルコ市場を評価し、反ロシア運動を展開した。(3) さらにメルバーン内閣外相パーマストン(1834-41年)・駐土大使ポンゾンビー Ponsonby(1833-41年)は、イギリス艦隊を地中海に派遣して監視を続ける一方、軍事顧問団を派遣してオスマン軍隊の近代化を支援し、また1838年8月16日の英土通商条約によって関税引上(3%関税+輸入付加税2%・輸出付加税9%)を承認、関税増収を梃子とするトルコ軍事財政の再建を図った。(3) これに対してロシア海相メンシコフ Aleksandr Sergeevich Menshkov(1828-55年)はセヴァストポリ軍港の黒海艦隊を増強する一方、第五歩兵団を黒海東岸に配置、英露関係の緊張は高まった。(3)

1839 年、エジプト太守は再びフランスの後盾を受け、スルタンに対して今度はエジプト統治の世襲を要求し、エジプト事変が再発する(第二次シリア戦争)。これに対してフランスの領土野心を警戒する英露両国は関係修復に努め、1840 年 7 月 15 日のロンドン条約によって普墺両国とともに「四国同盟」を形成してオスマン政府を支援、この結果オスマン政府は太守の世襲制度を承認した反面、エジプト太守はスルタンの宗主権を認め、かつシリア支配権を放棄した。「³⁶ 続く 1841 年 7 月 13 日の国際海峡協定 European Convention of Straits によって、英露両国はボスフォラス・ダーダネルス海峡の非武装化を確認し、ロシアは同年満了するウンキアル・スケレッシ条約を放棄する。オスマン帝国領土の保全に関する限り、英露両国はなお協調関係を維持していたと言えよう。 ⁽³⁷⁾

他方、第二次ピール内閣・外相アバディーン(1841 — 46 年)は、フランス七月王政が地球規模で冒険外交を展開するなか、これを牽制する手段として英露関係の強化を求めた。⁽³⁸⁾ この結果 1844 年 6 月上旬にニコライー世のロンドン訪問を準備、同年 6 月 4・5 日のウィンザー会談において、同帝・外相ネッセルローデは首相ピール・外相アバディーンと東方問題を協議し、①当面のオスマン領土保全、②将来的な共同分割の準備、以上を口頭の秘密協定として確認した。かくしてオスマン帝国領土の保全・分割に関する共同歩調は、墺露両国の 1833 年ミュンヘングレーツ協定、及び英露両国の 1844 年ウィンザー密約、以上を基盤とする国際協定へと昇華したのである。⁽³⁹⁾

(4) ルーマニア占領政策と基本法体制

① 占領政策の展開

ニコライー世は1826年のアッケルマン条約第一付帯条項・第15項に基づいてルーマニア一般規定の制定に着手したが、公使リプランディIvan Petrovich Liprandiの現地調査から、ボイエールはツァーリの庇護を受容する用意があるものの、伝統的特権の喪失を警戒していること、また1812年のブカレスト条約=ベッサラビアの割譲に伴いボイエールの親露傾向は後退し、むしろ親墺傾向が発生していることが判明した。このため同年5月の露土戦争・ルーマニア侵攻に際して、ニコライー世はオスマン治下キリスト教徒を解放する大儀を掲げつつ、人格・財産の尊重と社会秩序の維持を約束したが、駐留部隊の物資徴発・流通規制はロシアに対する不満を高めた。(40)

1828年5月、ニコライー世は公国君主の機能をツァーリ任命の「全権大使」=「総督」administrateur suprême に移管し、初代総督F・P・パーレン Pahlen を派遣する。外相ネッセルローデは、確実な占領のため早急な行政機構の整備を指示する一方、対露反乱を未然に防止するため、ボイエールの代表機関=全国議会を組織し、財政・農民問題、教育・福祉制度に関する権限を委譲する必要を示唆した。このためパーレンは行政機構については既存の制度を温存し、モルダヴィア「公国評議会」General Divan の一部を有力ボイエール 6 名から成る「臨時評議会」Executive Divan/ Supreme Council に改変し、ボイエール利害の懐柔を図った。ただし「立法評議会」legislative divan・財務行政・警察機構はロシア政府の直轄としたほか、アッケルマン条約によってルーマニア両国のオスマン向け 貢納義務が 2 年間免除されたことを口実として、当該金額を総督のルーマニア統治経費として徴収した。他方パーレンは、1820 年代のワラキア反乱によってルーマニア農業生産が後退するなか、ルーマニア現地での兵糧調達は困難と判断し、ロシア本国の穀物供給を要請する一方、ルーマニア農民の穀物供出に対する買上価格を引き上げ、ルーマニア農民の信頼回復に努めた。(41)

ルーマニア占領体制の安定に伴い、ニコライー世は行政規定を策定する委員会を組織し、座長として前駐土代理公使のブカレスト領事ミンシャキを、成員として有力ボイエールを任命した。委員会はボイエール特権に関する 16 世紀以来の公文書を収集する一方、農業生産の現状、臣民の就労状況を調査し、その報告を踏まえて同帝は1829年に「帝国訓令」Imperial Instructionを発布、行政規定の基本方針を提示した。これにより、まず公国君主を選出する「特別議会」はいずれも一定水準の資産保有を条件として高位聖職者、巨大ボイエール、一部の中小ボイエール、各州 district 代表2名(ボイエール乃至その子弟)、都市代表、から編成されること(第1章)、また通常の「全国議会」は、主教、官職保有ボイエール、各州代表(地方の官職保有ボイエール乃至その子弟)、以上をもって構成されること(第2章)、なお行政規定の修正、臨時課税の賦課、君主の議会解散についてはいずれも露土両国が最終的承認権をもつこと、以上が確認された。(42)

1829 年 1 月に着任した第二代総督P・F・ツェルツーキン Zheltukhin は、対土戦線の膠着を打

開するべく軍隊向け物資・食料供給を優先課題とし、その基盤をなすべきルーマニア農民の生産能力を育成するため、ボイエール階級の過酷な農民支配を抑制する構えを見せた。まず統治経費を捻出する財政再建の手段として、主にボイエールの消費するワイン・煙草・家畜への課税を引き上げたほか、ボイエールの享受する免税特権を廃止した。またロシアのルーマニア向け穀物輸出を奨励する一方、ルーマニアのオーストリア向け穀物・家畜輸出を禁止し、オーストリアのドナウ河通商に対抗的なロシア=ルーマニア自由貿易を中核とする黒海貿易の発展を志向した。(45)

② キセリョフの統治と全国議会の召集

1829 年 9 月に露土戦争が終結してアドリアノープル条約が締結される一方、同年 11 月に第二軍 団長官キセリョフが第三代総督(1829 - 34年)として着任し、占領政策は新たな局面を迎える。 キセリョフは就任直後、当時深刻化していた疫病・飢饉問題の解消に努める一方、(4) 1830 年には 国内人口・担税規模・地方行政の実態調査を通じて、戦災・疫病に伴う担税人口の減少と腐敗した 徴税機構の実態を把握し、露土戦争・疫病によって逼迫した公国財政の再建に着手した。キセリョ フは在郷軍隊を媒介とする徴税制度を廃止して州知事を中核とする財務機構を整備し、恣意的な非 正規税を一掃する一方、官僚機構の維持経費を 2,368,000 ピアストルから 631,200 ピアストルまで 削減した。また直接税は農民向け人頭税(ビア bir)、商人向け取引税の二種に統合、間接税は塩税 を筆頭とする数種の税目に整除して国内の全階級に賦課した。この結果、国内人口も漸次回復し、 ワラキアの場合、担税世帯は 1831 年の 288,551 戸から 1838 年の 331,337 戸へと上昇、両国の財政 収入は 1828 - 29 年度の 19,700,014 ピアストルから 1830 - 31 年度の 39,608,765 ピアストルへと拡 大している。ધ なお輸出・輸入関税は君主財源から一般財源へと移管する一方、海外活動を振興 するべく税率は3%の水準を維持、なかでもキセリョフは黒海を「ロシアの湖」a Russian lake と するべく、オーストリア=ルーマニア貿易を警戒する一方、ロシア=ルーマニア貿易の振興に腐心 した。また両公国間の相互貿易を促進するべく指定品目の免税移動を認め、将来における両国相互 関税の完全撤廃に向けた布石とする一方、国内商業を促進するべく公国領内の内国関税を全廃した ほか、ヤッシー・ブカレスト・シリストリアを連結する道路・橋梁の整備を進めた。

他方、ニコライー世は1829年の帝国訓令によって行政規定=「基本法」Organic Statute/ Règlement Organique の策定に着手し、公国評議会・総督が半数ずつ指名する 4 名の起草委員会を両国それぞれ任命した。起草委員会は1830年3月に草案を完成してロシア本国に送付し、現地事情・法制に精通する法相補佐ダシコフを座長としたロシア官僚・巨大ボイエールの混合委員会が草案を検討、若干の修正を経て承認した。修正原案は直ちにルーマニア両国に返送され、1831年3月から総督キセリョフの召集したボイエール・高位聖職者の「臨時全国議会」がこれを審議した。(47)

モルダヴィア・ワラキア両国とも全国議会における最大の争点は土地制度の改革であった。 (48) 総督キセリョフは、農業生産を振興して担税農民を育成する観点から、農民の賦役義務を緩和するとともに一定の土地配分を保証するよう勧告したが、ボイエールは農地荒廃・農民逃亡の要因としてむしろ露土戦争の頻発と両国軍隊の侵入を指摘する一方、伝統的な農民支配の温存に固執し、賦役徴発の維持と分与面積の制限を主張した。これに対してキセリョフは、基本法の規定が旧来の慣行を基礎としていること、基本法は腐敗した行政機構を再建してルーマニア両国の発展に貢献することを示唆し、また駐留部隊の搾取以上に、地方官僚の不正徴税、ボイエールの農民搾取が農業生産に打撃を与えていること、さらには天候不順による凶作・疫病流行によってルーマニア農業は危機的状況にあることを訴え、事態を打開する手段として劣悪な土地制度の早急な改革を唱えた。しかしロシアがルーマニア両国を南下政策の前線基地として位置付けてゆくには、ロシア支配体制に

対するボイエール階級の支持を得ることが不可欠であり、基本法の策定に際してボイエールの土地利害を考慮する必要があったことも事実である。かくして土地制度の規定はキセリョフの勧告とボイエールの要求が妥協する方向で進むが、これに対して農民勢力は土地分配の拡充と賦役負担の緩和を要求する一方、なかでも基本法原案の規定する皆兵制度の導入に強く抵抗し、一部の農村では大規模な暴動へと発展した。キセリョフは外国の干渉を未然に回避するべく反乱の即時鎮圧を必至とみなし、またボイエールも農民反乱に直面してむしろキセリョフとの連帯を強め、基本法の早期成立を志向した。(49)以後キセリョフの修正意見とその調整作業を経て、最終的にワラキアでは1831年6月1日、モルダヴィアでは1832年1月1日、基本法が成立・発効する。(50)

③ 基本法の概要

- a) 国家機構 キセリョフは行政・立法・司法の三権分立を勧告し、それぞれ公国君主・全国議会・公国評議会に権限が委譲された。まず公国君主は、40歳以上のルーマニア人、かつ巨大ボイエールの子孫を候補として、特別議会により選出され、任期は終身とされた。公国君主は全国議会の決議を拒否できるが、全国議会の解散は露土両国の事前承認を必要とし、究極的には露土両国(実質的に前者)が国政を統制したと言える。なお君主を補佐する諮問機関として内務・財務・国務の三閣僚から成る閣議が設置されたが、いずれも君主に責任を負った。公国君主を選出する特別議会は定数を概ね 150 名とされたが、その大半はボイエールが占め、わずかに 30 名前後を商人・中産階級が占めるにとどまり、かつ農民代表は欠如していた。 (51) 通常の全国議会は予算議決権を持つが、他の立法権・司法機能は持たず、君主の解任権も無い。その定数はワラキアでは 49 名、モルダヴィアでは 35 名とされ、選挙権はボイエールにのみ認められた。なお司法に関しては公国評議会が各州の特別司法官 special tribunal を通じて各村の司法官吏 judiciary tribunnals を統括した。 (52)
- b) 土地制度 土地所有権に関しては、ボイエールが公式に土地所有者として認定され、所領の3分の1は領主直営地として温存された。他方残る3分の2は農民保有地として配分されるが、その際農民の役畜保有に比例して配分するプロイセン型の分割方式が採用され、①上層農民 fruntasi (2組=4頭以上の役畜を保有、耕地面積10エーカー以下)、②中層農民 mijlocasii (1組=2頭の役畜を保有、耕地面積5-10エーカー)、③下層農民 condasii (役畜を保有せず、耕地面積5エーカー以下)、に分類された。同一階層で比較した場合、一般にモルダヴィア農民がワラキア農民よりも広い面積を所有したとされるが、いずれも耕地面積は旧来の2分の1あるいは3分の1まで大幅に縮小した。しかもモルダヴィアでは、建材・燃料を供給する林野への農民の入会権は剥奪され、また製粉・蒸留事業及び店舗開設の権利はボイエールの独占状態に置かれた。こうした保有地の縮小・入会地の消滅に伴い、農民はボイエールに対する貨幣地代納入を条件とした短期借地を余儀なくされ、ボイエールに対する農民の経済的な従属はその後も存続することになる。(55)

また賦役義務に関しては、両国基本法ともに領主直営地での賦役を年間 24 日(うち 12 日分は貨幣代納可能)とする旧来の原則を再認している。ただしモルダヴィアでは 1 日当たりの賦役労働として依然実質 2 日以上を要する労働を規定したため、実際の賦役日数は、上層農民で 46 日、中層農民で 58 日、下層農民で 60 日に達した。他方ワラキアでは、貨幣経済の発達のため分益小作が発達し、賦役の多くが金納されたが、それでも実質日数は年間 24 - 36 日に達した。⁽⁵⁴⁾

さらに農奴制については、モルダヴィア基本法・第135条はその廃止を正式に確認した。ただし第127条は農民の土地移動における条件として、移動の1年前における地主・中央政府への事前通告と地代・国税の前納を規定しており、現実の労働力移動には依然制約を伴った。ワラキアでは、充分な農地を保有しない場合、婚姻・相続に伴う領外移動を認められている。またモルダヴィア基

本法はボイエールが所領住民の10%(人口200人以下の場合は20%)から賦役労働を徴発することを認めており、さらに旧来の家内奴隷 sculutini の維持も承認された。他方ワラキアではボイエールの私的労働徴発を村民100人当たり4名まで、1人当たり労働日数を14日に制限するとともに、かつ貨幣による代納制度を認めている。⁽⁵⁾

c) 通商制度 既に上記 1829 年のアドリアノープル条約・付帯条項は、通商制度に関して、オスマン貿易独占の廃止・ルーマニア自由貿易の導入を確認している(第7・8項)。これを受けて基本法は、これまで自由貿易の足枷となっていたオスマン政府の穀物先買権(時価買上を含む)を廃止する一方、対外関税を、オスマン支配時代の原則に従って、輸出・輸入とも旧来通り低率の従価3%に設定するとともに、各国商船に対してドナウ河の自由航行及び両国諸港(モルダヴィア:ガラツ Galati、ワラキア:ブライラ Braila)への寄港を承認し、かくしてルーマニア海外貿易がオスマン帝国経済から脱却して世界市場へと直結する道を切り開いた。

また基本法は、内陸地帯と港湾都市を連結する物流機構として道路・橋梁の整備を義務付ける一方、墺露土三国の制度に基づく計量単位の混在を廃止し、統一の度量衡を導入すること、関税収入の徴収は有給直轄官僚に移管して違法課税を一掃すること、商業裁判所・警察機構を整備して密輸取締を強化すること、検疫制度を整備して疫病流入に備えること、等々を規定している。⁶⁶

④ 基本法体制(1833-48年)の確立

1834 年 1 月 29 日の聖ペテルブルク条約によってロシア政府はルーマニアから撤兵する一方、オスマン政府はルーマニア両国の基本法を受諾し、かつルーマニア両国の貢納年額は合計 3,000,000ピアストルに固定すること、基本法に準拠した特別議会の君主選出は次代から適用し、初代君主は露土両国が選出・任命すること、が確認された。この結果キセリョフの推薦のもと、モルダヴィア君主にミハイ・ストゥルザ Mihail Sturdza (1834 — 49 年)、ワラキア君主にアレクサンドル・ギーカ Alexandru Ghica (1834 — 42 年)、以上の巨大ボイエールがそれぞれ選出された。 (57) かくして「基本法体制」は以後 1848 年革命によって廃止されるまで 15 年間にわたりルーマニア社会を規定することになる。基本法の性格は政治的憲法というよりも行政的規則としての側面が強く、内容的にはボイエールに有利な政治・経済体制を創出することで伝統的な有産階級の寡頭支配を温存する一方、行政・立法機関の均衡状態を保つことでロシア政府に内政干渉の機会を提供するものとなった。とはいえ、ほぼ同様の内容をもつ基本法がモルダヴィア・ワラキア両国に適用されたことは、クリミア戦争後のルーマニア統一国家の建設に向けた重要な契機をなしている。 (58)

註

- (1) コチュベイはエカチェリーナニ世の駐土大使 (1794 96 年)、パーヴェル時代の外務参議会長官 (1797 99) を歴任したオスマン外交の識者である。E. E. Roach, "Kochubei, Viktor Pavlovich", *MERSEH*, Vol. 17, pp. 90-92.
- (2) チャルトリスキについては、C. Morley, "Czartoryski's Attempts at a New Foreign Policy under Alexander I", *American Slavic and East European Review*, Vol. 12, 1953; P. K. Grimsted, "Czartryski's System for Russian Policy 1803: A Memorandum, edited with Introduction and Analysis", *California Slavic Studies*, Vol. 5, 1970; W. H. Zawadzki, "Prince Adam Czartoryski and Napoleonic France, 1801-1805: A Study in Political Attitudes", *Historical Journal*, Vol. 18, 1975; 山本、前掲書、第二部・第一章、池本今日子「アダム・イェジ・チャルトリスキ公のロシア外交政策 (1803 1805)」 『西洋史論叢』第 15 号 1993 年。
- (3) ナポレオン戦争時代の外交関係は、P. K. Grimsted, The Foreign Ministers of Alexander I: Political Attitudes and Conduct of Russian Diplomacy 1801-1825, Berkeley, 1969; 池本今日子『ロシア皇帝アレクサンドル一世の外交政策 ——ヨーロッパ構想と憲法——』風行社 2006 年、拙稿「フランス革命・ナポレオン戦争とロシア南下政策」。
- (4) 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社 1978 年、103 104 頁。なお 1807 年の仏露同盟を背景とする

- 瑞露戦争(1808 09年) と 1809年のフレードリクスハム条約によって、ロシアはスウェーデンよりフィンランドを併合していた。百瀬・熊野・村井編『北欧史』(世界各国史 21)山川出版社 1998年、189 193頁、稲葉千晴「フィンランド大公国の成立——スウェーデンからロシアへ——」『北欧史研究』第1号1982年。
- (5) P. K. Grimsted, "Capodistrias and a 'New Order' for Restoration Europe: The 'Liberal Ideas' of a Russian Foreign Minister, 1814-22", Journal of Modern History, Vol. 40, 1968; 池本今日子「神聖同盟条約とアレクサンドル一世 ――カポディストリアスの『総同盟』構想――」『ロシア史研究』第62号1998年(同、前掲書、再録);阿部『ギリシア独立とカポディーストリアス』、第四章。
- (6) 清水良三「19世紀初頭のロシア・フィンランド関係についての研究」『国士舘大学政治論叢』第72号1994年。
- (7) W. H. Zawadzki, A Man of Honour: Adam Czartoryski as a Statesman of Russia and Poland 1795-1831, Oxford, 1993; 伊東・井内・中井編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』(世界各国史 20) 山川出版社 1998 年、188 194 頁。
- (8) ファナリオト体制に関しては、R. Seton- Watson, A History of the Roumanians from the Roman Times to the Completion of Unity, Cambridge, 1934, Chapter 5; R. R. Florescu, "The Fanariot Regime in the Danubian Principalities", Balkan Studies, Vol. 9, 1968; P. F. Sugar, Southeastern Europe under Ottoman Rule, 1354-1804, Seattle, 1977, pp. 132-135; V. Georgescu, The Romanians: A History, London, 1991, pp. 73-79; A・オツェテァ編(鈴木四郎訳)『ルーマニア史』恒文社 1977 年、第5章。ロシア南下政策に占めるルーマニアの位置については、J. P. LeDonne, "Geopolitics, Logistics, and Grain: Russia's Ambitions in the Black Sea Basin, 1737-1834", International History Review, Vol. 28, 2006. 本邦では、A. Mayuzumi, "Issues pertaining to Wallachian and Moldavian Voyvodas and Their Effect on Russo-Ottoman Relations (1774-1806)", Japanese Slavic and East European Studies, Vol. 27, 2007.
- (9) R. Seton- Watson, op. cit., p. 160; C. & B. Jelavich, The Establishment of the Balkan National State, 1804-1920, Seattle, 1977, p. 86; K. Hitchins, The Romanians, 1774-1866, Oxford, 1996, pp. 16-17; 黛、前揭論文、18 20 頁。
- (10) M. S. Anderson, The Eastern Question 1774- 1923: A Study in International Relations, New York, 1966, pp. 45-47; 条 約条文は、J. C. Hurewitz (ed.), The Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record, 2vols., London, 1975, Vol. 1, pp. 193-197.
- (11) M. S. Anderson, op. cit., pp. 47-48.
- (12) P. C. Prousis, op. cit., pp. 11-14. ダシコフ (1784 1839 年) は文官貴族の出身であり、父親はリャザン県司法官吏、自身も外務参議会モスクワ文書館 (1801 10 年)、法務省 (1810 16 年)、外務省大臣秘書室 (1816 年)に勤務し、外交・法制の専門家であった。駐土大使館への赴任は、外相カボディストリアスから大臣秘書の実績を評価されたことによる。帰国後は法相補佐 (1829 32 年)・法相 (1832 39 年)を歴任した。 P. C. Prousis, op. cit., pp. 15-16; J. W. Atwell/ B. L. Levin- Stankevich, "Dashkov, Dmitrii Vasii'evich", MERSEH, Vol. 8, pp. 189-190.
- (13) 柴 宜弘編『バルカン史』(世界各国史 18) 山川出版社 1998 年、158 162 頁、阿部、前掲書、第五章。
- (14) J. J. Farsolas, "Greek- Romanian Relations in Historical Perspective: The Revolution of 1821 in the Romanian Principalities", University of South California, Ph. D. dissertation, 1973; E. D. Tappe, "The 1821 Revolution in the Rumanian Principalities", R. Clogg (ed.), The Struggle for Greek Independence: Essays to Mark the 150th Anniversary of the Greek War of Independence, London, 1973; D. Deletant, "Romanian Society in the Danubian Principarities in the Early 19th Century", R. Clogg (ed.), Balkan Society in the Age of Greek Independence, London, 1981.
- (15) M. L. Harvey, op. cit., pp. 24-30; P. C. Prousis, op. cit., pp. 25-29.
- (16) V. N. Vinogradov, "George Canning, Russia and the Emancipation of Greece", Balkan Studies, Vol. 22, 1981; S. Schwartzberg, "The Lion and the Phoenix: British Policy toward the 'Greek Question', 1831- 32 (I) (II)", Middle Eastern Studies, Vol. 24, 1988. 条文は、E. Hertslet, The Map of Europe by Treaty: Showing the Various Political and Territorial Changes which have taken Place since the General Peace of 1814, 4vols., London, 1875, Vol. 1, pp. 731-735, 741-743.
- (17) M. S. Anderson, op. cit., pp. 53-65; B. Jelavich, Russia and the Formation of the Romanian National State 1821-1878, Cambridge, 1984, pp. 21-28. 条文は、E. Hertslet, op. cit., Vol. 1, pp. 747-759.
- (18) ドナウ河口デルタ地帯は、北のキリア水道、中央のスリナ水道、南のセント・ジョージ水道 St. George Channel によって黒海と接続するが、このうち船舶航行に適するのは中央のスリナ水道である。ロシアは 1812 年のブカ

- レスト条約でキリア水道を確保したが、続く 1817 年 8 月 12 日の露土協定で将来的なスリナ水道の譲渡を確認したとされる。V. J. Puryear, *England, Russia, and the Straits Question, 1844-1856*, Berkeley, 1931, p. 80, n. 2.
- (19) ペルシア戦争については、さしあたり、P. W. Avery, "An Inquiry into the Outbreak of the Second Russo- Persian War, 1826- 28", C. E. Bosworth (ed.), *Iran and Islam: In Memory of the Late Vladimir Minorsky*, Edinburgh, 1971; 永田雄三編『西アジア史(II) イラン・トルコ』(新版・世界各国史⑨) 山川出版社 2002 年、339 340 頁。
- (20) M. L. Harvey, op. cit., pp. 31-32
- (21) M. L. Harvey, op. cit., pp. 32-33.
- (22) M. L. Harvey, op. cit., pp. 34-35; E. Hertslet, op. cit., Vol. 2, pp. 785-786, 798-809. 第二軍団の役割に関しては、A. Bitis, Russia and the Eastern Question: Army, Government, and Society 1815-1833, Oxford, 2006.
- (23) V. J. Puryear, *Straits Question*, pp. 7- 12; R. Kerner, "Russia's New Policy in the Near East After the Peace of Adrianople: Including the Text of the Protool of 16 September 1829", *Cambridge Historical Journal*, Vol. 5, 1937; G. H. Bolsover, "Nicholas I and the Partition of Turkey", *Slavonic and East European Review*, Vol. 28, 1948, pp. 115- 116; P. C. Prousis, *op. cit.*, pp. 30- 32; A. Bitis, *op. cit.*, pp. 358- 361. なお座長コチュベイはかつてアレクサンドル一世の外務 参議会長官を務めた際、1802 年の覚書によって仏露友好関係の構築とともにオスマン帝国領土の保全を主張しており、外相ネッセルローデの議論も 1802 年のコチュベイ覚書を基礎としている。
- (24) M. S. Anderson, op. cit., pp. 65-73; B. Jelavich, op. cit., pp. 28-31; A. Bitis, "The 1828-29 Turco-Russian War and the Treaty of Adrianople", H. C. Güzel/ C. C. Oguz/ O. Karatay (ed.), The Turks, 6vols., Ankara, 2002, Vol. 4. 条約条文は、E. Hertslet, op. cit., Vol. 2, pp. 813-831.
- (25) M. L. Harvey, op. cit., pp. 36-40.
- (26) M. L. Harvey, op. cit., pp. 40-41. なお米土条約については、J. C. Hurewitz (ed.), op. cit., Vol. 1, pp. 245-247.
- (27) N. Ciachir, "The Adrianople Treaty (1829) and Its European Implications", Revue des études sud- est européennes, Vol. 17, pp. 706- 708.
- (28) 佐藤次高編『西アジア史 (I)アラブ』(新版・世界各国史®) 山川出版社 2002 年、400 401 頁。英仏両国の動向については、H. Temperley, England and the Near East: The Crimea, London, 1936; V. J. Puryear, France and the Levant: From the Bourbon Restoration to the Peace of Kutiah, Berkley, 1968.
- (29) J. C. Hurewitz, "Russia and the Turkish Straits: A Revaluation of the Origins of the Problem", World Politics: A Quarterly Journal of International Relations, Vol. 14, 1961- 62, pp. 631- 632; idem (ed.), op. cit., Vol. 1, pp. 252- 253.
- (30) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 4-6, 15-27; J. C. Hurewitz (ed.), op. cit., Vol. 1, pp. 254-255.
- (31) R. L. Baker, "Palmerston on the Treaty of Unkiar Skelessi", English Historical Review, Vol. 43, 1928.
- (32) H. L. Hoskins, British Routes to India, London, 1928.
- (33) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 77- 78, 107- 117; J. H. Gleason, The Genesis of Russophobia in Great Britain, Cambridge, Mass., 1950, Chapter 7; G. H. Bolsover, "David Urquhart and Eastern Question, 1833-37: A Study in Publicity and Diplomacy", Journal of Modern History, Vol. 8, 1936; C. Webster, "Urquhart, Ponsonby, and Palmerston", English Historical Review, Vol. 62, 1947; M. Lamb, "The Making of a Russophobe: David Urquhart The Formative Years, 1825- 1835", International History Review, Vol. 3, 1981; 拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ市場論争——アーカート=コブデン論争を中心に——」『鳥取大学・教育地域科学部紀要』〔地域研究〕第3巻2002年。
- (34) F. S. Rodkey, "Lord Palmerston and the Rejuveneration of Turkey, 1830-41 (I) (II)", Journal of Modern History, Vol. 1, 1929, Vol. 2, 1930; F. E. Bailey, British Policy and the Turkish Reform Movement: A Study in Anglo-Turkish Relations 1826-1853, New York, 1942; 拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ保全政策——1838 年英土通商条約の経済的・戦略的背景——」『西洋史研究』新輯第 31 号 2002 年。なお続く 1839 41 年において、フランス、ハンザ都市、サルディニア、ベルギー、オランダ、オーストリア、北欧三国、スペイン、ギリシア、ドイツ関税同盟が、同様の通商条約を締結した。V. J. Puryear, Straits Question, p. 119, n. 139.
- (35) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 30- 31, 106- 107; H. N. Ingle, Nesselrode and the Russian Rapprochement with Britain, 1836- 1844, Berkeley, 1976, pp. 95- 115.

- (36) F. S. Rodkey, The Turco- Egyptian Question in the Relations of England, France and Russia, 1832-1841, Urbana, 1923; idem, "Anglo- Russian Negotiations about a 'Permanent' Quadruple Alliance, 1840-41", American Historical Review, Vol. 36, 1931; P. E. Mosely, Russian Diplomacy and the Opening of the Eastern Question in 1838 and 1839, Cambridge, MA, 1934; V. J. Puryear, Straits Question, pp. 31-36; J. C. Hurewitz (ed.), op. cit., Vol. 1, pp. 271-275.
- (37) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 35-36; J. C. Hurewitz (ed.), op. cit., Vol. 1, p. 279.
- (38) 1830 40 年代における英仏対立は、ヨーロッパのスペイン王位継承問題から、アフリカのマダガスカル併合問題、南太平洋のタヒチ問題まで世界規模にわたる。詳細は、R. B. Mowat, "The Near East and France 1829- 1847", A. R. Ward/ G. P. Gooch(ed.), *The Cambridge History of British Foreign Policy 1783- 1919*, 3vols., London, 1923, Vol. 2.
- (39) S. M. Goryanov, "The Secret Agreement of 1844 between Russia and England", Russian Review, Vol. 1, 1912; H. N. Ingle, op. cit., pp. 166-169; V. J. Puryear, Straits Question, pp. 44-52, Appendix E.
- (40) R. R. Florescu, The Struggle against Russia in the Romanian Principalities: A Problem in Anglo-Turkish Diplomacy, 1821- 1854, Iasi, 1997, pp. 150- 151; V. Taki, "Russia on the Danube: Imperial Expansion and Political Reform in Moldavia and Wallachia, 1812- 1834", Ph. D. dissertation, Central European University, 2007, pp. 247- 257.
- (41) L. E. Olson, "P. D. Kiselev and the Rumanian Peasantry: The Influence of the Russian Occupation on Agrarian Relations in the Danubian Principalities, 1828-1834", Ph. D. dissertation, University of Illinois, 1975, pp. 68-73.
- (42) L. E. Olson, op. cit., pp. 115-116.
- (43) L. E. Olson, op. cit., pp. 74- 76; V. Taki, op. cit., pp. 259- 261.
- (44) L. E. Olson, op. cit., pp. 86-89; V. Taki, op. cit., Chapter 5.
- (45) L. E. Olson, op. cit., pp. 109- 123.
- (46) L. E. Olson, op. cit., pp. 86, 91.
- (47) V. Taki, op. cit., pp. 263-271; R. R. Florescu, op. cit., pp. 161-162, n. 30; B. Jelavich, op. cit., pp. 31-32.
- (48) ルーマニア土地制度の詳細は、M. Emerit, Les paysans roumains depuis le traité d'Adrianople jusqu'à la libération des terres (1829-1864), Paris, 1937; D. Mitrany, The Land and Peasant in Rumania: The War and Agrarian Reform 1917-21, Yale, 1930, Part I, "The Agrarian Problem in Rumanian History"; I. Corfus, L'agriculture en Valachie durant la première moitié du XIXe siècle, Bucarest, 1969.
- (49) L. E. Olson, op. cit., Chapter 5; V. Taki, op. vit., pp 272-278. なおモルダヴィアでの原案審議が収束に向けて急転した背景には疫病=コレラの流行も影響している。キセリョフは審議が終了しない限り議会を閉会しない旨を表明したため、市外への即時避難を希望するボイエールは早々に原案を承認したのである。
- (50) モルダヴィア基本法(ただし 1829 年 7 月 29 日の草案)の仏語原文は、Gt. Britain, British and Foreign State Papers, Vol. 32, 1859, pp. 586-789.
- (51) 特別議会の定員・内訳は学者で微妙に異なる。フロレスクの場合、ワラキアでは 186 名(巨大ボイエール 50、中小ボイエール 73、地方ボイエール 36、市民 27)、モルダヴィアでは 129 名(巨大ボイエール 46、中小ボイエール 30、地方ボイエール 32、市民 21) という数値を提示する。R. R. Florescu, op. cit., pp. 152- 153, n. 10.
- (52) L. E. Olson, op. cit., pp. 120- 121; C. & B. Jelavich, op. cit., pp. 90- 91.
- (53) D. Mitrany, op. cit., pp. 28-33; C. & B. Jelavich, op. cit., pp. 92-93; D. Chirot, Social Change in a Peripheral Society: The Creation of a Balkan Colony, New York, 1976, pp. 94-98; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, Balkan Economic History, 1550-1950: From Imperial Borderlands to Developing Nations, Bloomington, 1982, pp. 92-93; I・T・ベレンド/ G・ラーンキ (南塚信吾監訳)『東欧経済史』中央大学出版部 1978 年、37 38 頁、南塚信吾『東欧経済史の研究――世界資本主義とハンガリー――』ミネルヴァ書房 1979 年、69 70 頁。
- (54) D. Mitrany, op. cit., pp. 29, 31-32.
- (55) D. Mitrany, op. cit., pp. 29-33; C. & B. Jelavich, op. cit., pp. 91-92; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., pp. 92-93.
- (56) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., pp. 96-97.
- (57) R. R. Florescu, op. cit., pp. 172-173; E. Hertslet, op. cit., Vol. 2, pp. 936-940, 951-952.
- (58) R. Seton- Watson, op. cit., pp. 208-209.

〔Ⅳ〕経済政策

(1) 財政·通貨政策 ·

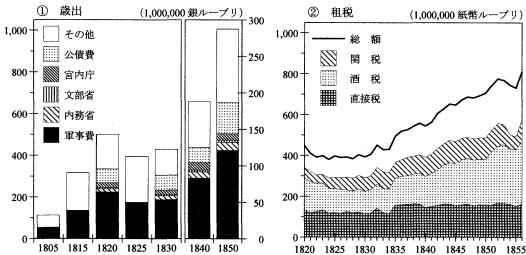
南下政策の遂行には、その経費を支弁する国家財政の安定が不可欠である。19 世紀前半の財政構造を概観すれば、国家歳出に占める軍事経費の比重は、陸軍35-40%、海軍5-7%、合計45%に達した(図21①)。他に元本償還・利子支払に要する公債費が10-15%の水準に達し、これらの非生産的な経費が全体の過半を占める。これらを賄う国家歳入は直接税・関税・酒税の三大税収を基盤とする(図21②)。このうち直接税=人頭税は、免税特権を保持する貴族・教会を捕捉できず、国有地・領主地を問わず農民大衆に帰着するが、上述の非生産的な経費配分は国内経済=税収基盤を拡大せず、税収総額は絶対的に硬直している。したがって軍事支出の増大は専ら間接税によって補填されるが、うち酒税(火酒専売)は特権商人の請負制度を媒介とするため、徴収効率は悪いにもかかわらず、1840年代最大の税収となっており、その課税は限界に達していた。(1)

このため、財政需要を充足する安易な手段として、国家の対内債務=不換紙幣(アッシグナツィア Assignatsia)の乱発が進む。当初はエカチェリーナ二世時代 1768 - 74 年の露土戦争に際して兌換紙幣として発行されたが、続く 1787 - 92 年の露土戦争に伴い発行総額が急増したため、1793年の兌換停止によって不換紙幣に転化、以後ルーブリ銀貨との交換割合は急速に下落した。このためアレクサンドルー世の蔵相グリエフ Dmitrii Aleksandrovich Guriev(1810 - 23 年)は 1810 年の銀本位法によって紙幣回収を確認したものの、続く祖国戦争(1812 - 15 年)に伴い発行総額を拡大、1812年には強制通用力をもつ無制限法貨とした。以後、ルーブリ銀貨に対するルーブリ紙幣の交換相場は、旧来の 1 対 1.5 前後から 1 対 4.0 前後へと大幅に下落した(図 22)。 $^{(2)}$

これに対して新任蔵相カンクリン Egor Frantsevich Kankrin (1823 - 44年) は紙幣乱発を停止して流通総量を固定し、銀貨・紙幣の交換相場をほぼ 1 対 3.5 で安定させる一方、財政再建の手段として積極外交の自粛を含む歳出抑制を重視した。 (5) しかし 1826 - 28 年のペルシア戦争・1828 - 29 年の露土戦争によって経費膨張は避けられず、以後これを補填する手段として国家借款が恒常的に実施される。なかでも外債発行が拡大し、西欧市場での発行は 1815 - 60 年の半世紀で 19 回に達した (図 23)。既に蔵相グリエフは 1822 年にロンドン市場で公債を発行したが、その目的は不換紙幣の回収と為替相場の安定=英露貿易の振興であった。しかし 1828 - 32 年のアムステルダムでの外債発行は、1828 - 29 年の露土戦争、1830 年のポーランド出兵といった非生産的な経費の調達を目的とし、このため発行率は下落、利子率は上昇している。こうした国家債務の累積と年々の元本償還・利子支払は、国内的には財政支出における公債費の膨張と生産的経費の節減=税収基盤の収縮によって新規借款を誘発し、慢性的な赤字財政を定置する一方、対外的には貿易外収支の赤字を拡大して穀物輸出での貿易黒字を侵食し、ルーブリ相場の悪化を助長することになる。 (6)

続く 1839 - 41 年の凶作によって農業所得が減退、人頭税収入が低迷する一方、1839 年の第二次エジプト事変はさらなる軍事費の拡大を招来し、財政危機は頂点に達する。 (5) こうしたなかニコライー世は紙幣発行の再開・内債発行の拡大による財政需要の充足を提起したが、むしろカンクリンはその前提として銀貨・紙幣相場の安定を主張し、1839 年の通貨改革によって、①銀本位制の採用と金銀比価の法定(1 対 15.45)、②新紙幣の発行と兌換再開(新紙幣 1 ルーブリ=銀 1 ルーブリ)、③旧紙幣の平価切下(旧紙幣 3.5 ルーブリ=新紙幣 1 ルーブリ)、以上を断行した。かくして不換紙幣の流通・累積に伴う通貨不安は解消されたが、①兌換準備率の低さ(6 分の 1)と発券限度規定の欠如、②国家(大蔵省)による発券・兌換業務の集中、以上によって通貨政策に対する国家監督は温存された。当該改革は何よりもまず国家の財政利害から実施されたのである。 (6)

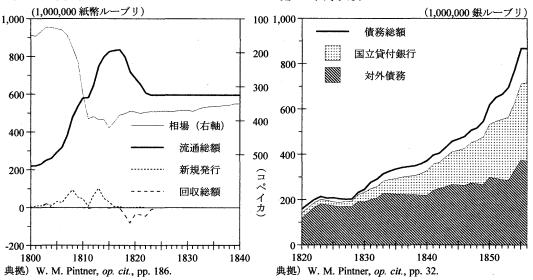




典拠) J. P. LeDonne, Absolutism and Ruling Class: The Formation of the Russian Political Order, 1700-1825, New York, 1991, pp. 279, 281; W. M. Pintner, Russian Economic Policy under Nicholas I, New York, 1967, p. 77.



図23 国家負債



(2) 農業政策

① キセリョフの農民改革

19 世紀前半の農業・土地政策は、一面において積極的な貴族擁護政策、農奴体制の法的強化をもって特徴付けられる。まずアレクサンドル一世は、戦後の反動時代を通じて世襲貴族の保護に努め、1814 - 17 年には非貴族層・一代貴族の土地・農奴購入を禁止、1822 - 24 年には領主の農奴懲罰権を強化している。 の続くニコライー世もデカブリストの乱を教訓に貴族利害の懐柔を図り、有力家門に対して国有地の分与=下賜を進める一方、1831 年・36 年の法令では非貴族層・一代貴族の違法な農民所有に対して罰金規定・返還義務を定めたほか、1841 年の法令では世襲貴族・一

代貴族の婚姻に伴う農奴所有権の拡散、及び一代貴族による家内奴隷の所有を規制した。®

その反面、両帝とも官僚国家の整備と並行しながら世襲貴族の抑制、とりわけその伝統的・排他 的特権であった土地・農奴保有の制限を試みたことも事実である。既にアレクサンドルー世は即位 直後の1801年12月に市民・国有地農民の未開墾地購入を認め、これによって非貴族層(ただし農 奴は除く)の土地所有を解禁する一方、続く 1803 年 2 月の「自由農耕民に関する勅令」では、領 主・農奴の任意契約を条件として、領主地農民の土地買戻=有償解放を認めている。 9 また同年 5 月には農民騒擾の頻発するバルト海沿岸三県の土地改革に着手し、戦後 1817 - 19 年の法令によっ て農民の身分的自由を保証した。しかしながら 1803 年の勅令は領主の承認を条件としたため、そ の実質的な効果は薄く、またバルト海沿岸の農民解放も領主の土地所有権を温存したため、領主の 地代徴収権、及び行政・警察権は依然存続することになった。こうした農民の身分的自由・経済的 従属は領主利害に対する譲歩・妥協の産物であったが、この所謂「土地無し解放」はその後の農奴 解放の方向を規定することになる。(10) なお第二軍団の将校キセリョフは、1816 年の勅命によって クリミア統治の改革に従事するなか、ベッサラビア・南ウクライナ・クリミア一帯が高い農業生産 力をもっているにもかかわらず、現地の農民が極度の貧困状態にあることを認識し、農奴体制の生 産効率に強い疑問を抱くようになった。こうしてキセリョフは同年8月のツァーリ宛て書簡「ロシ ア農奴制の漸次的廃止」において農奴体制の弊害とその廃止を唱え、自由農民の創出をねらった上 記 1803 年の勅令を支持している。ただしその実現は下層貴族の削減・犠牲によってなされるべき であって、伝統的・自律的な世襲貴族の所領経営は保護されるべきであるとしており、キセリョフ の改革方針もあくまでツァーリズムの枠内における漸進的な農民解放であった。(11)

ニコライー世治世には前述 1826 年の「12 月 6 日委員会」が領主地農民の問題を審議したが、皇帝官房・第二部長官スペランスキーは「領主の隷属者」から「土地の隷属者」への転換、すなわち人格的自由・土地所有権の保証=「土地付き解放」を主張し、以後一連の法令によって土地無し農奴の発生を抑制している。まず 1827 年には、貴族所領の質入・売却に際して、当該所領の農奴に対する一定面積(4.5 デシャチナ)の土地配分を保証する一方、1833 年には土地売買に伴う農奴家族の離散を、1841 年には家族から分離した農奴売買を、1843 年には土地無し貴族の農奴購入を禁止した。逆に 1847 年 10 月には領主が債務支払の手段として売却した土地の農奴に対して土地・自由身分の購入を認可、続く 1848 年 3 月には領主の承認を条件とする農奴の土地買戻を認可した。(2)

他方、世襲貴族の利害が及ばない国有地農民に関しては、1833 年の凶作・飢饉を契機として 1835 年 3 月に特別委員会が招集されている。その際、第二部長官スペランスキーは、既に 1830 - 33 年の法典編纂に際して国有地農民の身分的・政治的自由を再認する一方、国家評議会の民事・教会部門議長モルドヴィノフ Nikolai Semenovich Mordvinov(1821 - 38 年)は、自由経済協会会長(1832 - 40 年)として近代農法の研究・普及を進めるなか、1833 年の皇帝宛て覚書によって適正な農地配分・区画整理と国庫の資金援助を訴え、両者とも段階的・漸進的な農民解放の必要を主張した。 (13) しかし国有地を所管する蔵相カンクリンは、租税・地代徴収を確保する観点から、行政改革としての農民改革こそ支持したものの、農奴身分の解消には消極的姿勢を示した。このため同帝は 1836 年、前述の皇帝官房・第五部を新設して国有財産の権限を移管し、その長官としてルーマニア農政改革の実績をもつキセリョフを抜擢した。第五部長官キセリョフは、①人身課税から土地課税への課税対象の変更、②農村手工業に対する適正な課税、③世襲分与地の導入、④適正な分与地の配分、⑤林野地の配分・保護、⑥農村自治の改善・保証、⑦農民課税の改善、⑧聖ペテルブルクにおける国有地農民・御料地農民の比較分析、以上 8 項目の改革原案を策定した。続く 1838 年に

は国有財産省が新設され、国有財産相キセリョフは前述の行政改革・集権政策と並行して農業経営・農民生活の改善を進め、以後 20 年の在任期間を通じて、土地不足農民に合計 2,500,000 デシャチナ、土地無し農民に 500,000 デシャチナの土地を配分する一方、保有面積 5 デシャチナ未満の農民 170,000 名には移住措置によって最低 8 - 15 デシャチナの土地配分を保証している。また 2,000,000 デシャチナの国有林を放出し、農民一人当たり 1 デシャチナの林野保有も保証した。課税方式の見直しも進められ、1858 年にはほぼ全ての県で人身課税から土地課税への転換が完了する。(4)

またキセリョフは、国有地農民の改革に続いて領主地農民の改革に着手し、1842 年 3 月の「義務負担農民に関する法律」によって、人格的従属関係の無償廃止、土地負担義務(貢租・賦役)の継承、すなわち土地無し解放を骨子とする土地改革を規定した。この試みは領主の土地所有権を保証するものであったにもかかわらず、世襲貴族の反対によって頓挫するが、領主・農民関係を人的隷属関係から経済契約関係へと転換することによって、ツァーリ権力から独立的な領主・農民関係を緩和し、直接的なツァーリ・農民関係を構築するものとして注目されよう。(15)

② ヴォロンツォフの新ロシア開発

新ロシアは穀作地帯として高い潜在能力を持つ。フランス亡命貴族の新ロシア初代総督リシュリ ュー Richelieu (1805 - 14 年) は強力な統治権・自治権のもとで組織的な植民政策を展開し、その 手段としては農奴制度の移植よりも自由雇用労働の誘致を重視したが、(16) しかし歴代ツァーリが 世襲貴族に対して農奴の排他的保有権・強制連戻権を保証している以上、ロシア本土の領主地農民 を解放・移転することは困難であり、入植農民の主体は逃亡農民・盗賊・浮浪者に依存せざるを得 なかった。その後、第二代総督コブル Koble (1814 - 16 年) を経て第三代総督ランジュロン Alexander Langeron (1816 - 22 年) が就任するが、1818 年にはアレクサンドルー世自らが即位後 初めて当地を訪問、オデッサ市街整備の経費として 40,000 ルーブリを供与する一方、植民政策を 促進する手段として2年の逃亡期間における領主の農奴連戻権を留保、代償として新領主の旧領主 に対する補償義務を規定したほか、2 年の逃亡期間を超過して旧領主から発見されなかった農民に は新ロシアでの永住権を認めた。また先進農業技術の移植という観点から外国移民の入植が奨励さ れ、内務省の特別委員会が海外入植を監督・奨励する一方、内務省出身の第四代総督I・N・イン ツォフ Ivan Inzov (1822 - 23 年) はドイツ人・ブルガリア人・セルビア人の入植に専心した。(17) 続く第五代総督M・S・ヴォロンツォフ (1823 - 45 年) のもとで新ロシアの開発は急速に進む。 ヴォロンツォフ家門は 18 世紀歴代ツァーリの宰相を務めた名門貴族であり、彼もまた対仏戦争の 戦功から勅命によって高等文官に転向した貴族官僚の典型である。ヴォロンツォフは新ロシア総督 の権限を縮小してツァーリの新ロシア統制を強化する一方 (= 「新ロシアの再征服」)、前述の如 く自らオデッサ・タガンローク・クリミアに大規模な農奴制所領を保有する領主の一人として、港 湾向け作物輸送の改善に多大な関心を払い、総督権限によって港湾拠点の幹線道路を整備したほか、 ドニエプル河の汽船航行、ドン=ヴォルガ運河の建設について検討を進めている。またヴォロンツ ォフは、前述の如く新ロシアの自己所領において貨幣地代を選好する一方、季節労働として近隣の 自由農民を雇用するなど、一般に新ロシアにおける農奴制の拡大には否定的であり、人口増大の手 段として自由雇用労働、なかでも外国移民の受入を奨励した。さらに入植した自由農民の生産活動 を支援・啓発するべく、農業技術を指南する教育機関を設立したほか、各種の出版活動も行い、就 任期間の 1823 - 44 年を通じてオデッサ人口は 30,000 人から 78,000 へと倍増、並行して耕地面積 ・生産規模とも上昇している。かくして新ロシアでは、自律的な総督制度・領主制度の展開は抑制 され、ツァーリ直轄支配と自由農民の入植を原則として農業開発が試みられたのである。(*)

(3)工業政策

① ロシア本土

アレクサンドルー世は西欧諸国に対抗する国力増強の一環として工業育成を急ぎ、1800 年に機械製作部門を併設する官営紡績工場(アレクサンドル工場)を設立する一方、領主・外国商人の経営する羊毛工業・冶金業・甜菜製糖業に対して各種助成(土地・資金の無償供与・貸付、製品の買上)を行った。また 1810 年の省制再編によって経済政策の機能を吸収した内相コゾダヴリョフ Osip Petrovich Kozodavlev(1810 — 19 年)は、1811 年の工業奨励資金制度や 1817 年の国立商業銀行Gosudarstvennyi Kommercheskii Bank/ State Loan Bank の創設によって民間企業に必要資金を供給する一方、政府・領主の承認を条件として、国有地・領主地農民の都市における商業活動(1812 年)、手形振出(1814 年)、工場建設(1818 年)を認めた。ただし前者の融資事業は専ら領主・商人企業を対象とし、また後者の措置は農民の出稼労働を保証して領主の地代収入を補強するものであって、全体としてはあくまで領主の農奴搾取体系を支援するものであった。(19) ところが農民の経済活動が成長するにつれ、都市の商人は農民企業との競合関係を危惧する一方、領主も農民の身分的自立を警戒したため、蔵相カンクリンは 1824 年 11 月のギルド改革によって、商人組合(3 階層)・農民種別(6 階層)に対応した営業活動の範囲区分、営業許可の取得義務、商人に有利な許可料の設定、以上を確認して農民の経済活動を統制するとともに、課税対象として捕捉した。(20)

続くニコライー世時代においても蔵相カンクリンが工業政策を引き続き主導する。一般にカンク リンの政策方針はその時々の状況に応じて紆余曲折を辿り、長期にわたって蔵相の地位を維持した 割には一貫した政策理論を欠如していたことが多くの論者によって指摘されているが、少なくとも 就任直後における産業振興の目的は、当面の財政危機を打開するべく、財源基盤を拡充することに あった。まず教育・啓蒙活動として、1828年に工業専門学校 Practical Technological Institute を創設、 並行して各種の業界専門誌・情報誌を刊行したほか、1829 年より産業博覧会 National Industrial Exhibition を定期開催して産業技術の振興・普及を図った。また 1825 - 27 年のギルド改革では、 営業許可の取得費用における商人・農民の差別体系を撤廃し、一転して農民の営業活動を保護する 一方、都市における貴族の工場経営も認可している。その代償として 1832 年の勅令は都市の有力 商人に「名誉市民」Pouetnyi Grazhdanin/ honored citizen の称号と身分的特権(納税・兵役・体刑の 免除)を付与し、貴族に準ずる社会的地位を保証した。以上の施策は直接的には農民の担税能力を 拡充することを目的としたが、都市人口の増大は穀物需要の上昇を意味したから、間接的には輸出 停滞・穀価下落に苦悩する領主の穀物生産を救済する効果も有したと言える。(21) しかし国内市場 の未成熟、海外市場の未開拓によって工業製品の販路が枯渇し、1830 - 33 年に生産総量が鈍化す ると、以後カンクリンは過剰生産恐慌の発生を危惧して産業規制に着手し、1833 年には帝都の工 場設立を指定区域に制限する一方、1836 年には帝都以外の地域における新規工場の免税期間を延 長し、帝都から地方へと産業立地の拠点を誘導している。(22)

西欧世界で二月・三月革命が勃発した 1848 年、モスクワ県の軍政長官A・A・ザクレフスキー Zakrevskii は、ツァーリへの報告において、都市における労働者階級の過度な集中が民衆反乱の温床となる危険を警告し、帝都での工場新設を禁止するよう請願した。これに対して新任蔵相ヴロンチェンコ Vronchenko(1844 — 51 年)は、ロシアの工業労働力はあくまで農業生産に生計基盤を持つ農閑期の出稼労働であって、西欧諸国の貧困な工場労働者とは質的に異なるとし、都市産業の規制に反対したが、ニコライー世はむしろ専制体制を維持する上で革命の未然防止を優先し、有名な1849 年 6 月 28 日の法令によってモスクワでの紡績・製鉄工場の新設を制限、他の産業部門につい

ても軍政長官に工場創業の許認可権を与えた。 (23) とはいえこの規制立法は 1848 年の革命という特殊な時代環境に由来する例外的な措置であって、現に並行して交付された 1849 年 1 月 24 日の法令は、国有財産相キセリョフの建議を受けて、一定の入市税を条件とする農民の都市移住を認め、むしろ都市人口の拡大を図っている。以上の如くツァーリズム国家はほぼ一貫して農奴の出稼を前提とする都市工業=商人マニュファクチュアを育成したが、その究極目的がこうした農奴の賃金収入を通じた領主の地代確保・農奴搾取にあった点で大きな限界を抱えていたと言える。 (24)

② 新ロシア

新ロシアの基幹産業は農業部門であり、絶対的な人口・資源不足から工業活動は停滞している。 しかも歴代ツァーリは農業振興の一環としてオデッサを自由貿易港に指定したため、同港の穀物輸出を促進した反面、外国産品の流入を阻止できず、国内向け製品生産を阻害することになった。このため歴代総督も農業・土地政策を推進する反面、工業育成は軽視する傾向にあった。⁽²⁵⁾

(4)通商·関税政策

① 国内産業と保護貿易政策

19 世紀前半の関税政策は、一方の外交・財政事情、他方の土地・産業利害に規定されて、自由 貿易路線と保護主義路線との狭間を目まぐるしく変遷する。まずアレクサンドル一世は、フランス のエジプト遠征に伴い英露関係を強化するなか、1801年の自由主義関税によって貴族向け消費物 資の輸入を解禁し、イギリス向け原料・穀物の輸出を促進した。これに対して商相ルミアンツェフ Nikolai Petrovich Rumiantsev (1802 - 10 年) は、1802 年の戦争終結を契機に、むしろイギリス中心 の貿易体制から脱却した独自のフランス通商を志向し、1807 年のティルジット条約=仏露同盟を 契機とする 1807 年の通商規制ではイギリス商人の内陸通商(輸入産品の小売、輸出産品の買付) を禁止した。 🚳 ところが続く大陸制度の桎梏によって仏露関係は冷却し、蔵相グリエフは 1810 年 の関税改革によってフランスの主力品目たる奢侈品・葡萄酒に禁止的な高率関税を導入する。 しか し戦後は 1816 年の関税改革によって高率関税を緩和、禁輸規定を解除し、さらに四国・神聖同盟 の協調体制を先導するなか、1819年の関税改革では19世紀史上最も自由主義的な低率関税を採用 する。だがこの結果イギリス製品・熱帯産品が流入してモスクワ羊毛工業・製糖業が打撃を受ける 一方、ヨーロッパ各国の保護体制によって穀物輸出は低迷したため、貿易収支は逆調を記録、ルー ブリ相場も急落した。(27) かくして 1822 年の関税改革は、国内の紡績業・製糖業・冶金業を保護す る観点から、原料の原綿・生糸には輸入関税を免除する一方、半製品の綿糸・粗糖には高率関税を 導入、また完成品の衣料・精糖・銑鉄は輸入禁止、あるいは高率関税の対象とした。(28)

新任蔵相カンクリンは在任期間を通じて 1822 年の関税体制を維持し、若干の修正を行うにとどめた。まず 1824 年・25 年・26 年の関税改正では、各種奢侈品、とりわけ高級衣料の輸入禁止を解除して高率の輸入関税を導入、また従来輸入が認められてきた奢侈品の輸入関税も強化した。こうした奢侈品関税の強化は、実質的に高級産品を消費する貴族への課税を意味している。免税特権を保持する貴族への直接課税が困難な状況において、奢侈品関税は数少ない貴族課税の手段だったのである。また 1831 年の改定ではポーランド製品に対する関税規定が改正され、麻織物・絹織物の輸入が禁止される一方、他の繊維製品には 15 %の高率関税が導入されたが、以上の措置はロシア国内産業を保護すると同時に、何よりも 1830 年の反乱に伴い拡大したポーランド統治経費の充当に貢献した。さらに東方問題をめぐって英露関係が緊迫する 1830 年代後半には、軍事財政の整備が急務となるなか、1836 年・38 年の改正によって綿・麻・絹織物の輸入関税が緩和され、1841 年

の大規模な改正では従来免税であった繊維原料(綿花・生糸)に収入関税が導入される一方、ほとんどの繊維製品について輸入禁止が撤廃、高率関税が賦課された。以上の措置も税率引下・輸入解禁による輸入取引の促進=収入関税の確保を意図したものであった。蔵相カンクリンの関税政策は、産業保護の観点からよりも、むしろ一貫して財政再建の立場から策定されたのである。⁽²⁹⁾

② 新ロシア農業と自由貿易政策

歴代ツァーリは新ロシア拠点の穀物輸出を促進するべく、オデッサには例外的に自由貿易の原則 を承適用している。アレクサンドル―世は 1817 年の勅令(1819 年の施行)によってオデッサを 30 年期限で自由貿易都市 porto-franco に指定し、他の港湾では禁止されている商品を含め、一部品目 (火酒・塩・鉄)を除くあらゆる産品の輸入取引を許可したほか、イギリス商人を含む外国商人に 対して、領内居留・内陸通商(輸出作物の買付)の自由を認めた。輸入関税は免除され、オデッサ から内陸市場に転売される商品に一定の通過関税が課されるにとどまった。また同帝は 1817 年の 国立商業銀行の創設に際して、帝都・商業拠点(アルハンゲリスク・オデッサ・ニジェゴロド・リ ガ・アストラハン)に支店を設置したが、うちオデッサ支店には、聖ペテルブルク本店・リガ支店 とともに預金受入・産業融資・手形割引に従事する特権を認可している。1819 年の関税改革に伴 い、オデッサ輸入貿易にも輸入関税が導入されたが、その税率は正規税率の20%に制限された上、 その税収はオデッサの地方財源として都市整備に充当された。なお内陸市場への転売品目にはさら に残余の80%が賦課されたが、前述の如く同年の関税改革は19世紀史上の最低税率を採用してお り、その負担は極めて軽微であった。 30 続く 1822 年の関税改革 = 保護主義への転換に際して、オ デッサは輸入関税の80%免除を更新する一方、穀物輸出は新たにチェズベルト当たり38.3コペイ カの輸出関税を課されることになったが、これは 1820 - 30 年代の穀物価格 10 - 16 ルーブリに対 して従価 4 %以下の水準にすぎず、しかもチェズベルト当たり 38.3 コペイカの関税収入のうち、 国庫向け 21.5 コペイカを控除した残額はオデッサの検疫事業・都市整備に充当された。 311

続くニコライー世は、オデッサの商業活動を推進するべく社会基盤の整備を進めている。同帝は 1837 年にオデッサ商業会議所の設立を後援する一方、オデッサ・タガンローク両市に商業裁判所・海上保険会社を整備したほか、1840 年代には国立商業銀行のエカチェリノスラフ・カルコフ支店を開設、また官営汽船会社を創立してオーストリア・ロイド及びフランス郵船公社と提携交渉を進め、輸送日程の短縮・運賃経費の引下を図った。 (32) 並行して外国商人の居留・入植を奨励し、黒海貿易に従事するギリシア商人、金融・商業に精通するユダヤ人の入植を進めた。総督ヴォロンツォフは 1843 年の法令で反ユダヤ主義を規制し、なかでもガリツィア地方からユダヤ人を誘致した結果、オデッサのユダヤ人総数は 1815 年の 4,000(都市人口 35,000 の 11.4 %)から 1861 年の 17,000(都市人口 116,000 の 14.6 %)まで上昇、同市は世界最大のユダヤ人居留都市に成長する。 (33) またニコライー世はオデッサの自由港化に固執し、1849 年の期限満了に際して、5 年間の延長措置を図る一方、(34) 総督ヴォロンツォフは、コンスタンチノープル起源の疫病流行を教訓として 1832 年に導入した同港の検疫制度を、1840 年代を通じて漸次緩和している。 (35)

③ 貿易政策の転換

1822 年の関税制度に立脚する保護体制のなか、オデッサは例外的に自由主義的な貿易原則を享受したが、しかし西欧各国は伸縮関税によって外国穀物の輸入を制限し、対するロシアも同じく高率関税によって、財政的には収入関税を確保して軍事経費を捻出=輸出経路を保全した反面、経済的には工業製品・熱帯産品の流入を抑制した以上、その対価となるべき西欧向け穀物の輸出は低迷せざるをえず、ここに1822 年の保護関税とオデッサ自由貿易との根本的な矛盾が存在した。

こうしたなかイギリス・第二次ピール内閣は、綿業資本の輸出利害を考慮して一連の関税改革に 着手し、1842 年の原料関税引下、1843 年の機械輸出解禁、1845 年の原料関税撤廃を経て、1846 年 に穀物関税を撤廃、自由貿易に移行する。(36) 他方のロシアでは、穀物生産・輸出に従事する領主 ・商業資本が、輸出貿易を阻害する保護関税への不満を高めた。なかでも自ら商人として輸出貿易 に従事する通商官僚ポポフ Vasilii Alekseevich Popov は、1844年の国家評議会宛て覚書において、 産業保護・税収確保の観点ではなく輸出促進の観点での関税改革を求め、輸出関税の撤廃、輸送体 系の整備、再輸出向けアジア産品に対する輸入関税の緩和、禁輸規定の全面改定を訴えた。またポ ーランド出身の経済学者・通商官僚チェンゴボルスキー Lutwig Valerianovich Tengoborskii は、外国 産業への従属を防ぐ手段として国内産業、とりわけ外国製品と競合する大衆向け中級品への保護を 主張した反面、国内自給が困難な貴族向け高級品や、外国製品と競争可能な産品(ウラル冶金業) については保護措置の必要を認めず、また産業発展の基盤としては隷属的な労働者よりも独立的な 中産層を、したがって都市の近代工場=紡績業よりも農村の家内工業=織布業を重視し、保護体系 の見直しを唱えた。他に皇帝官房・第三部長官オルロフ Aleksei Fedorovich Orlov (1844 - 56年) も、イギリス古典派経済学の自由貿易論に立脚しつつ、海外貿易の意義、ロシア・ポーランド関税 の撤廃、保護対象の選別、以上を主張し、自由貿易路線への転換を支持している。これに対して新 任蔵相ヴロンチェンコは、財源確保の意図から銑鉄の輸入解禁・関税賦課には同意したものの、基 本的にはドイツ歴史派経済学の保護貿易論を援用しつつ、産業保護・財政利害の両面から高率関税 の維持を唱え、あくまで前任カンクリンの政策方針を堅持する意向を示した。 370

ニコライー世自身は、イギリス関税改革を契機としてピール内閣から製品関税の引下を求められ るなか、自由派のチェンゴボルスキーを議長とする関税委員会を組織し、まず 1845 - 46 年の関税 改革によって一部産品(中国製陶磁器)の輸入関税を緩和した。(38) また同帝は、上記 1807 年の勅 令が禁止する外国商人の内陸通商に関し、1845 年 12 月 17 日の勅令によって当該規制を撤廃、イ ギリスを含む外国商人に対して国内商人と対等な内陸通商の権利=輸出向け穀物の買付を認めてい る。(39) さらに 1848 年の三月革命によってポーランド支配の強化=ロシア関税体系への編入が急務 となったが、その実現には相対的に高率なロシア関税の緩和が必要であった。こうして続く 1850 年の関税改革では 30 年ぶりに関税制度の大幅な見直しが行われ、輸入禁止品目は 89 品目から 14 品目へと削減、輸入関税はほぼ全ての品目で緩和、また輸出関税もほとんどの品目で引下・撤廃さ れた。なかでも綿製品の場合、綿糸関税はモスクワ紡績業者の反対にもかかわらず大幅に緩和され、 その反面、綿布関税は従来の水準を維持した。綿糸関税の引下は、直接的には安価イギリス綿糸の 流入によって都市の紡績工場を撹乱した反面、間接的には綿糸価格の削減によって農村の織布業者 を後援し、綿布関税の維持と相俟って農村工業の育成に貢献した。だが銑鉄関税の場合、議長チェ ンゴボルスキーは、イギリス製品の流入=国内価格の下落によって金属加工業を育成、かつ農村に 安価用具を供給する観点から、また蔵相ブロンチェンコは関税収入を確保する観点から、いずれも 輸入解禁を主張したのであるが、ウラル冶金業に出資する高級官僚の抵抗によって輸入禁止が維持 された。なお当該関税はポーランド王国にも適用され、両国の関税障壁は撤廃された。(40)

④ 通商条約の改正

墺露両国は、1833年のミュンヘングレーツ協定によって同盟関係を強化するなか、1840年7月25日の墺露通商条約によってドナウ河の自由航行、したがって露領スリナ水道の自由通航を確認し、 黒海水域をめぐる政治的・経済的紐帯を強化した。 (41) 並行して英露両国は、外交的には 1839年のロンドン条約、1841年の国際海峡協定によって外交関係を修復する一方、経済的には相互の関税 註

改革によって貿易関係を促進するなか、1842 年 12 月 30 日 (1843 年 1 月 11 日) に英露通商条約を締結する。これによって両国は、航海・貿易の自由 (第 1 条)、中継貿易 (第三国産品の取引)の自由 (第 3・5条)、自国商船・相手国船の輸入・輸出・通過貿易に対する平等課税 (第 4・6・7・8条)、双務的な最恵国待遇 (第 2・5・9・11条)、以上を確認した。当該条約の締結は、外交的には 1844年のウィンザー協定=オスマン帝国領土の保全、経済的には 1846年のイギリス穀物法撤廃と 1845-46年のロシア関税改革=イギリス向け穀物輸出の促進を準備した画期として重要である。 (42)

なお当該条約の付帯条項(全2条)は、両国の双務関係が適用されない例外事項を規定し、なかでも第2条は黒海・アゾフ海・ドナウ河貿易におけるオスマン商船の免税特権を認め、対露貿易におけるトルコの優位を保証している。 (45) ところで、イギリスが上述 1838 年の英土通商条約によって、通常の3%関税のほかに、オスマン財政の財源として付加税の導入に同意し、1839 - 41年にヨーロッパ諸国の多くが同様の条項を承認するなか、ロシアは 1783年の露土通商条約のもとで依然3%の関税のみ負担したから、ロシアも対土貿易において有利な立場にあった。このためピール内閣は、1844年のウィンザー会談以後、外相ネッセルローデに対して露土通商条約の改正と関税格差の解消を度々要請している。最終的にニコライー世は1846年4月30日の露土通商条約の改正によって英土条約と同様の関税規定を受諾し、イギリス製品のオスマン向け輸出を黙認する一方、ピール内閣も同年の穀物法廃止によってロシア穀物のイギリス向け輸出を解禁したのである。 (44)

- (1) J. P. LeDonne, op. cit, pp. 276-283; 菊地、前掲書、214 230 頁。
- (2) W. M. Pintner, *Russian Economic Policy under Nicholas I*, New York, 1947, pp. 30- 31; S. Y. Borovoi, "Gur'ev, Dmitrii Aleksandrovich", *MERSEH*, Vol. 13, p. 200.
- (3) W. M. Pintner, op. cit., pp. 29-35. カンクリン(1774 1845 年)はハーナウ出身のドイツ系官僚であるが、ナポレオン戦争に武官として従軍した後、研究・文筆活動に従事し、1821 年に『世界の富、国家の富、及び国家財政』Weltreichtum, Nationalreichtum, und Staatswirtschaft を出版、間もなく蔵相グリエフと対立する寵臣アラクチェーエフの庇護を受け、後任蔵相に就任した。経済学史上はドイツ官房主義の一角に数えられるが、人民の富に対する国家の責任を措定せず、単純に貨幣の獲得を重視する重商主義者に近いとされる。W. M. Pintner, op. cit., pp. 19-26; idem, "Kankrin, Egor Frantsevich", MERSEH, Vol. 15, pp. 230-234; 倉持、前掲論文、129 130 頁。
- (4) 1822 年の外債発行は、額面 6,400,000 ポンド、利子率 5 %であったが、1828 29 年の露土戦争に伴う外債は、額面 24,000,000 ルーブリ、発行相場 95.09 %、利子率 5.26 %、1830 年のポーランド反乱に伴う 1831 年・32 年の外債は、それぞれ発行相場 79.32 %、87.02 %、利子率 6.30 %、5.74 %であった。W. M. Pintner, op. cit., pp. 83-91; S. E. Fairlie, op. cit., pp. 376- 378; L. H. Jenks, The Migration of British Capital to 1875, London, 1963, pp. 43-44.
- (5) W. M. Pintner, op. cit., pp. 127-131.
- (6) W. M. Pintner, op. cit., Chapter 5; 伊藤昌太『旧ロシア金融史の研究』八朔社 2001 年、133 135 頁。通貨改革 については、A. Sheptun, "Russian Monetary Reformers: Speransky, Mordvinov and Bunge", V. Barnett/ J. Zweynert(ed.), Economics in Russia: Studies in Intellectual History, Burlington, 2008.
- (7) 菊地、前掲書、82 83 頁、田中・倉持・和田編、前掲書、134 135 頁。なお同帝は寵臣アラクチェーエフ の提言から 1816 年より国有地において屯田兵制を導入し、平時における兵士の農耕活動と有事における農民の 兵役義務を融合する、兵農一致の制度を施行している。田中・倉持・和田編、前掲書、135 136 頁。
- (8) 菊地、前掲書、83 85、88 89 頁。こうした側面は、国家の政策展開における貴族利害の貫徹、あるいは農奴解放に帰結する農民運動の背景として、とくにマルクス主義史学が重視してきた点である。
- (9) ザイオンチコーフスキー、前掲邦訳、46-47頁、田中・倉持・和田編、前掲書、113-114頁。
- (10) ザイオンチコーフスキー、前掲邦訳、47 49 頁、田中・倉持・和田編、前掲書、203 頁、南塚、前掲書、68 69 頁、鈴木建夫「バルト海沿岸クールラントの農民改革」『早稲田政治経済学雑誌』第 276・277 号 1984 年 (同

『近代ロシアと農村共同体』、再録)。

- (11) L. E. Olson, op. cit., pp. 79-81. キセリョフによれば、「市民の自由は人民の繁栄の基礎」であり、自由農民の解放が必要である。市民の自由の本質は経済的・法制的独立にあり、これは全ての臣民に適用される。なぜなら市民の自由は全ての臣民が生まれながら保持する自然の権利だからである。しかしながら完全・急激な農奴解放は支持されない。世襲貴族はその特権を温存することが望ましく、その経済基盤として世襲財産を保持し、1803年勅令に基づく自由農民とともに貴族所領の農民も維持することが必要である。必要なのはあくまで下級貴族の削減による自由農民の創出である。その上で農業資本家による貴族資産の買収、工場制度の普及と農民労働者から自由労働への転換、農民による自由身分の買収、過剰な農奴保有所領の調査とその国庫負担による有償解放、及び解放農民による国庫への償還、等々が必要な措置として認められる。
- (12) これらの法律を農奴支配の抑制として把握するものとして、ザイオンチコーフスキー、前掲邦訳、49 50、52 53 頁、田中・倉持・和田編、前掲書、154 155 頁、倉持、前掲論文、114 115 頁。逆に農奴支配の強化として把握するものとして、菊地、前掲書、91 94 頁。
- (13) H. Repczuk, "Nicholas Mordvinov(1754-1845): Russia's would- be Reformer", Ph. D. dissertation, Columbia University, 1962, pp. 179-196. モルドヴィノフ(1754 1845 年)は、ピョートル大帝時代より軍隊、とりわけ海軍に仕えた武官貴族の出身であり、エカチェリーナニ世時代の露土戦争(1787 92 年)では黒海艦隊を指揮、アレクサンドルー世時代には海相(1802 10 年)を務めたが、その行政能力を評価されて文官に転向、国家評議会の財政部門議長(1810 12 年・16 18 年)、民事・教会部門議長(1821 38 年)を歴任した。また軍功に対する報償として白ロシア・クリミア半島に所領を獲得、3,000 名を超える農奴を保有したが、生産効率の観点から地代としては賦役よりもオブロークを選好したほか、所領相互の農奴移動によって適正な農地面積の配分に留意するなど、所領経営の才能も発揮している。さらに幼少時代の英才教育や海軍士官時代のイギリス留学(1774 76 年)、休職期間の欧州歴訪(1818 20 年)を通じて、A・スミスの経済学、J・ベンサムの功利主義に対する造詣も深く、啓蒙的な経済思想家として文筆活動にも従事し、とりわけ農民問題の論客として知られる。B. Dmytryshyn "Admiral Nikolai S. Mordvinov: Russia's Forgotten Liberal", Russian Review, Vol. 30, 1971; R. V. Ovchinnikov, "Nikolai Semenovich Mordvinov", MERSEH, Vol. 23, pp. 60-62.
- (14) O. Crisp, op. cit., pp. 400-407; W. M. Pintner, op. cit., pp. 153-163; W. B. Lincoln, "Count P. D. Kiselev", pp. 184-186; ザイオンチューフスキー、前掲邦訳、23 24 頁、田中・倉持・和田編、前掲書、155 156 頁、中川雄二『近代ロシア農業政策史研究』御茶の水書房 2001 年、第 1 章第 2 節「Π・Д・キセリョフの国有地改革」。なお南西部諸県(右岸ウクライナ)の国有地改革については、ザイオンチューフスキー、前掲邦訳、53 54 頁、松村岳志「右岸ウクライナにおける領地台帳改革 (1847 48 年)の歴史的意義」『社会経済史学』第 61 巻第 6 号 1996年、同「19 世紀前半の右岸ウクライナにおける国有地農民の改革」『スラヴ研究』第 45 号 1998 年。
- (15) ザイオンチューフスキー、前掲邦訳、50 52 頁、田中・倉持・和田編、前掲書、156 157 頁。この法令はプロイセン王国の枢密顧問・農政学者ハクストハウゼン Haxthausen によって注目・評価されたため、駐普公使から連絡を受けたキセリョフの強い推薦でニコライー世はハクストハウゼンを招聘、1843 44 年にその有名な農村調査が行われる。鈴木健夫「ハクストハウゼンのロシヤ農村共同体論」早稲田大学『経済学研究年報』第9号 1968 年(同『帝政ロシアの共同体と農民』再録)、肥前栄一「アウグスト・フォン・ハクストハウゼンのロシア旅行覚書抄(1843 44 年)」、同、前掲書、所収、菊地、前掲書、286 289頁、増田、前掲書、7 8頁。なおキセリョフはクリミア戦争終結まで国有財産相を努めたが、戦後新帝アレクサンドル二世が敗戦を受けて早急な農奴解放を志向したのに対して、キセリョフはあくまで漸進的農奴解放に固執したため、駐仏大使として左遷される。この間 1857 年 6 月におけるツァーリとの会談は上記ハクストハウゼンの覚書とともに 1861 年の農奴解放に強い影響を与えたと言われる。かくしてキセリョフの農民改革はロシア農政史上重要な位置を占めるが、これを醸成したものこそルーマニア農民改革の経験であり、キセリョフの占領政策は単にルーマニア史上にとどまらず本国ロシアにとって無視できぬ意味をもつと言えよう。菊地、前掲書、279 281、289 294頁。
- (16) P. Herlihy, Odessa, pp. 75-76. この点で、自由農民に立脚したアメリカ西部開拓との類似性が指摘されている。
- (17) P. Herlihy, Odessa, pp. 115-117, 123-124; M. L. Harvey, op. cit., p. 79.

- (18) P. Herlihy, Odessa, pp. 117- 122; L. H. Rhinelander, "Vorontsov, Mikhail Semenovich", MERSEH, Vol 43, pp. 50- 55.
- (19) 有馬、前掲書、34-43頁。
- (20) 有馬、前掲書、147 149 頁; W. M. Pintner, op. cit., pp. 59-61; A. J. Rieber, Merchants and Entrepreneurs in Imperial Russia, Chapel Hill, 1982; W. Dowler, "Merchants and Politics in Russia: The Guild Reform of 1824", Slavonic and East European Review, Vol. 65, 1987.
- (21) W. M. Pintner, op. cit., pp. 47-55, 61-67; 有馬、前掲書、149 152 頁、菊地、前掲書、85 87、90 91 頁。
- (22) W. M. Pintner, op. cit., pp. 91- 105, 109- 111.
- (23) W. M. Pintner, op. cit., pp. 234-236; 有馬、前掲書、298 299 頁、倉持、前掲論文、127 130 頁。
- (24) W. M. Pintner, op. cit., pp. 236-237.
- (25) P. Herlihy, Odessa, pp. 112-113.
- (26) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 228, 231-235, 243. これまで 18 世紀の歴代ツァーリはイギリスとの通商関係を奨励するべく現地居留のイギリス商人を優遇し、1734 年の英露通商条約は例外的に内陸通商の権利を認めていた。
- (27) W. M. Pintner, op. cit., pp. 44-45; 伊藤昌太「農奴制ロシアにおける関税政策の特質」福島大学『歴史』第19号1967年、6-7頁、有馬、前掲書、25-26、33-34頁。
- (28) W. M. Pintner, *op. cit.*, pp. 45-46, 222-223, 226-229; 有馬、前掲書、27頁(第2表)。なお1822年の関税改革をめぐる政策論争については、伊藤昌太「19世紀前半期ロシアの関税問題」『西洋史研究』新輯第19号1966年、 富岡、前掲書、8-9頁、有馬、前掲書、26-29頁。
- (29) W. M. Pintner, op. cit., pp. 46-47, 92-93, 223-224, 227-228; 有馬、前掲書、155-156、291-293 頁。染色済み織物に対する高率関税は、低率関税の対象となる白地織物を輸入して捺染・販売する行為を助長したため、1828年の関税改正は白地織物の輸入を禁止したが、こうした措置も全く財政収入を確保する観点からであった。
- (30) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 226-227, 231-232; P. Herlihy, op. cit., pp. 107-108.
- (31) M. L. Harvey, op. cit., pp. 70-74, 105-106; P. Herlihy, op. cit., pp. 108-109. なおオデッサの都市整備については、P. Herlihy, "Odessa: Staple Trade and Urbanization in New Russia", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 21, 1973; F. W. Skinner, "Trends in Planning Practices: The Building of Odessa, 1794-1917", M. F. Hamm(ed.), *The City in Russian History*, Kentuckey, 1976.
- (32) M. L. Harvey, op. cit., pp. 108-109; S. E. Fairlie, op. cit., pp. 223-225, 232-233.
- (33) P. Herlihy, Odessa, pp. 124- 127.
- (34) M. L. Harvey, op. cit., pp. 112-113.
- (35) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 257-258. 入港船舶に対する 28 日の検疫期間は、1847年に 14 日、1849年に 6 日まで 短縮され、1852年には出港地またはロシア領事館が発行する健康診断書の提示を条件に 4 日まで短縮された。
- (36) 吉岡、前掲書、80 81 頁、同編『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房 1968 年、402 406 頁。
- (37) W. M. Pintner, op. cit., pp. 237-243; R. E. McGrew, "Tengoborskii, Liudvig Valerianovich", MERSEH, Vol. 38.
- (38) W. M. Pintner, op. cit., pp. 239-240; V. J. Puryear, Straits Question, pp. 97-102.
- (39) P. Herlihy, Odessa, pp. 88-89.
- (40) W. M. Pintner, op. cit., pp. 244- 249. その後クリミア戦争の敗北に伴い、1857年の関税改革でさらなる低率関税が採用され、続く「大改革」の一環をなす 1861年の関税改革=銑鉄関税の撤廃で自由貿易体制が確立する。
- (41) 1840年の墺露通商条約については、V. J. Puryear, Straits Question, pp. 133-134.
- (42) 1842 年の英露通商条約については、V. J. Puryear, *Straits Question*, pp. 36-37; S. E. Fairlie, op. cit., pp. 31-32; L. Hertslet, *A Complete Collection of the Treaties and Conventions*, Vol. 6, 1845, pp. 762-768.
- (43) なお第 1 条はフィンランド貿易におけるスウェーデンの通商特権を認めている。また第 2 条は、オスマン関係条項のほかに、①ロシア国産商船(就航後 3 年未満)、②アルハンゲリスクの白海貿易、③露米会社のアラスカ貿易、④リューベック・アーブル汽船会社、⑤イギリス商社「ヨット・クラブ」 Yacht Club、以上に対する既存の免税措置・通商特権を温存している。 L. Hertslet, op. cit., Vol. 6, pp. 769-770.
- (44) 1846年の露土通商条約については、V. J. Puryear, Straits Question, pp. 91-92, 102-104, 118-121.

〔V〕政策効果:黒海貿易の成長と限界

最後に経済過程への政策展開の作用について、1840 - 50 年代の貿易関係を中心に検討しよう。

① 概観

- **a) 収支構造** ロシア海外貿易は 1840 50 年代前半を通じて安定的に成長し(**前掲図3**)、クリミア戦争前夜に輸出は 1.5 億ルーブリ、輸入は 1 億ルーブリ、いずれも未曾有の規模に達した。 貿易収支は概ね出超を維持し、なかでも 1847 年・53 年の収支黒字は 5,000 万ルーブリに及ぶ。
- b) 品目構造 輸出については(前掲図4①)、船舶用品は総額の20%に半減する一方、各種油脂は20%の比重を維持しているが、その中心は獣脂から亜麻仁油に移行している。また繊維原料=羊毛・獣毛は総額の15%に上昇した。注目するべきは、1846年のイギリス穀物法の撤廃=穀物輸入の解禁を背景とする、食糧=穀物の劇的な成長である。穀物は、1847年には例外的に輸出総額の40%を、それ以後も恒常的に全体の20-30%を占め、かくして最大の輸出品目に成長、輸出品目の主力は船舶用品から穀物へと転換したのである。

輸入については(前掲図4②)、最大品目の綿糸が全体の5%まで急減、逆に綿花・金属製品が各々総額の10-15%まで拡大している。これは1843年のイギリス機械輸出の解禁を契機として紡績部門の機械導入・綿糸生産が進み、織布部門の綿糸が輸入品から国産品に転換したことを意味する。かくして輸入貿易の基軸は、綿製品に関する限り、半製品(綿糸)から原料(原綿)へと劇的に旋回したのである。また熱帯産品では、砂糖の比重は5-10%に半減したが、これは国内における甜菜栽培・精糖産業の成長を示唆する。なお地中海産品・茶葉はいずれも上昇した。

かくして輸出における穀物の躍進が典型的な農業国型の品目編成を象徴する反面、輸入における 工業製品の後退・繊維原料の上昇は萌芽的な工業国型の貿易構造を示しており、工業国家イギリス への従属とともに、イギリスの市場支配から脱却する傾向を暗示するものとなっている。

c) 主要品目の市場構造 輸出では(前掲表8)、船舶用品・工業原料とも依然イギリスが最大 販路であるが、その比重は減少傾向にある。むしろ棒鉄の合衆国向け、木材のプロイセン向け、皮 革のオーストリア向け輸出の上昇が顕著であり、仕向け先の後発工業諸国への分散が進んだ。対照 的に穀物の場合、イギリス市場の台頭が留意される。なかでも小麦の場合、イギリス向け輸出が概 ね30%前後を保ち、各々20%前後の比重で追随するイタリア・トルコ向け輸出を凌駕して、最大 の販路に成長している。ライ麦・大麦の販路に目立った変化は無く、オランダ・プロイセンが主要 市場として機能する一方、燕麦では依然としてイギリス市場が90%前後を吸収する。(1)

なおイギリスの穀物輸入を一瞥すれば(前掲図5)、小麦輸入は1840年代後半より年間400万クォーターの規模に達したが、うちドイツ諸邦は依然150万クォーターの供給にとどまったため、需要の拡大は新大陸・フランス・地中海諸国(イベリア諸国・イタリア・オスマン帝国)・ロシアによって充足された。1850年代にはプロイセンが全体の20%に後退する一方、ロシアは単独で25-30%を供給し、イギリスにとって最大の小麦供給市場に成長している。なお小麦粉については合衆国・フランスの二大市場が拮抗し、ドイツ・ロシアの役割は皆無に等しい。灰色穀物の場合、ライ麦はプロイセン、大麦はデンマークの比重が高いが、燕麦はロシア産品が最大である。かくして1840年代以降、イギリスはロシア最大の穀物販路として台頭する一方、ロシアはイギリス最大の穀物基地として君臨し、穀物貿易を基軸とする英露相互の紐帯は急速に強まったのである。^②

こうしたイギリス向け穀物輸出の拡大は、何よりも 1846 年の穀物法の撤廃=穀物輸入の自由化によるが、加えて個別的には 1842 年の英露通商条約、一般的には 1849 年の航海条令の廃止によって、第三国商船の中継貿易が解禁されたことも大きい。この結果、これまでバルト海貿易の場合は

ハンザ都市・オランダを、黒海貿易の場合はリヴォルノ・マルセイユを経由する間接貿易として展開されざるを得なかった外国商船のイギリス向けロシア穀物輸出は、今やその母港たる中継拠点を経由することなく、英露両国を直結する直接貿易として行われることが可能となったのであり、また関税統計の上でこれまで外国商船の帰属する中継諸国の産品と詐称されてきたロシア穀物は、今や公然とロシア産品として記録されることになったのである。⁽³⁾

なお工業製品(綿製品)はアジア市場を販路とするが、うちペルシア・トルコが激減する一方、中国が大幅に成長している(前掲図6)。近東市場の縮小はイギリス製品との競争・敗退を示すが、中国市場の拡大は、アヘン戦争(1840 - 43年)を梃子として極東進出を加速するイギリスとの市場競争を暗示している。かくしてロシアは、穀物輸出を通じてイギリスとの紐帯を強化する反面、製品輸出を通じてはむしろイギリスとの関係が悪化する危険を内包していたと言えよう。(4)

輸入では(前掲表9)、工業製品の多くでイギリスの後退とプロイセンの進出が認められる。綿糸の場合、イギリスの比重は1830年代の99%からクリミア戦争前夜の70-80%まで漸減、対照的にプロイセンが1%未満から10%まで上昇し、英露通商が断絶する戦時には50%を超えた。各種織物を見れば、イギリスの比重は綿織物で60%から20%へと、毛織物で50%から30%へと後退、逆にプロイセンの比重がいずれも40%まで拡大、麻織物・絹織物でも全体の60%を供給する。国内産業向け機械については、イギリスが70%の比重を維持するものの、ベルリン機械工業を擁するプロイセンの比重も30%まで上昇、やはり英露通商が断絶した戦時には60-80%の支配的な地位を占めた。工業原料では、原綿の80%はイギリスを調達市場とし、染料についても、一時台頭したオランダを駆逐しつつ、イギリスが首位を維持している。繊維関連の貿易取引に関する限り、意外にもイギリスは製品輸出国から原料輸出国に転換したと言えよう。

d)市場構造 ヨーロッパ貿易については(前掲表 10)、輸出・輸入とも依然としてイギリスが最大の貿易相手であるが、その比重は輸出で概ね50%未満、輸入で35%へと減少している。他に輸出貿易では、産業革命の進展によって原料需要の高まるプロイセンの比重が10%に達する。また輸入貿易では植民地産品の源泉であるハンザ都市・新大陸の比重が15%から10%へと後退する一方、むしろ1840年代には葡萄酒を供給するフランスが10%に達するとともに、1850年代前半には工業製品を供給するプロイセンが16-17%まで伸張している。クリミア戦争前夜の市場編成で注目するべきはこうしたプロイセン貿易の拡大であり、輸出・輸入ともイギリスに次ぐ第二の相手市場へと成長している。なかでも英露貿易が中断するクリミア戦争期にはイギリスに代わってプロイセンが輸出・輸入とも全体の60-70%を占めた。ヨーロッパ貿易の収支は出超傾向を維持し、最大の黒字源泉はイギリスであるが、プロイセンも1840年代から収支赤字に転換している。

アジア貿易については (前掲表 11)、輸出・輸入ともトルコ市場の比重は 5 %前後で変わらない 反面、ペルシア・中央アジアとの貿易は半減、逆に極東貿易は 50 %前後の水準まで上昇している。

e) 貿易経路 1840 年代以降も依然として海外貿易の根幹はバルト海貿易にあり(前掲図8)、とりわけ輸入における地位は不動である。しかし輸出ではむしろ黒海貿易の比重が徐々に上昇し、全体の30-40%を占めるに至った。バルト海諸港が輸入貿易の窓口であったとすれば、黒海諸港は輸出貿易の動脈であったと言えよう。また寄港船舶を見る場合(前掲図9)、総トン数では1844年に、隻数では1852年に、バルト海・黒海貿易の優劣は逆転し、黒海貿易が首位に立っている。総トン数の逆転現象が隻数のそれに先行した事実は、黒海商船の規模がより大型であったこと、すなわち黒海貿易はかさばる商品=穀物の輸出において優位にあったことを裏付ける。

② ロシア黒海貿易の発展

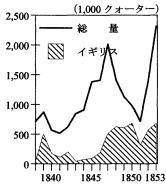
- a) 収支構造 黒海貿易の拠点オデッサの輸出貿易は 1840 年代に史上空前の増大を記録し、なかでも 1847 年には 4,600 万ルーブリ、1853 年には 3,700 万ルーブリに達した。対照的に輸入貿易は依然として低調であるが、それでも 1,000 万ルーブリの水準まで倍増している。貿易収支は一貫して黒字基調を維持、収支黒字も未曾有の規模に達した(前掲図 15)。
- b) 品目構造 輸出貿易の中心は依然として食糧=穀物、とりわけ小麦を中軸とする(前掲図17 ①・18 ①)。ロシア穀物輸出の増大はほかならぬ黒海経由の小麦輸出に起因しており、オデッサ小麦輸出はロシア輸出貿易の成長を牽引する動力として働いたと言えよう。輸入貿易については、都市整備の完了・産業活動の停滞から工業原料が低下する一方、工業製品・食料の割合が上昇している(前掲図17 ②)。オデッサの場合、正確な価格内訳は不詳ながら、1840年代には工業製品が首位にあったものの、1850年代には食料が筆頭を占め、依然として葡萄酒・オリーブ油・乾燥果実といった地中海産品が上位品目を構成、砂糖・煙草など熱帯産品がこれに続いている。(5)
- c) 主要品目の市場構造 輸出については、最大品目の穀物の場合、これまで販路の中心であった南欧諸国の比重が80%から40%まで半減する一方(表22)、1846年のイギリス穀物法の撤廃を

表22 オデッサ穀物輸出:市場内訳(1844 - 53年)

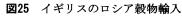
			(1,0)00 チェトベルチ)
	総 量	イギリス	北ヨーロッパ	南ヨーロッパ
1844	1,444.449 (100)	117.839 (8.2)	47.345 (3.3)	1,279.265 (88.6)
1845	2,026.851 (100)	161.452 (8.0)	164.842 (8.1)	1,700.557 (83.9)
1846	2,408.637 (100)	297.082 (12.3)	341.385 (14.2)	1,770.170 (73.5)
1847	3,187.292 (100)	853.205 (26.8)	282.634 (8.9)	2,051.453 (64.4)
1848	2,100.791 (100)	904.721 (43.1)	62.177 (3.0)	1,133.893 (54.0)
1849	1,763.096 (100)	882.789 (50.1)	36.042 (2.0)	844.265 (47.9)
1850	1,605.783 (100)	1,003.523 (62.5)	17.637 (1.1)	584.623 (36.4)
1851	1,399.288 (100)	590.658 (42.2)	202.448 (14.5)	606.182 (43.3)
1852	2,629.699 (100)	1,141.312 (43.4)	388.830 (14.8)	1,099.557 (41.8)
1853	3,232.500 (100)	711.733 (22.0)		

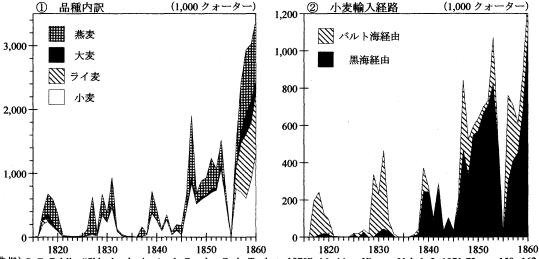
典拠) S. E. Fairlie, op. cit., p. 425.

図24 オデッサ穀物輸出

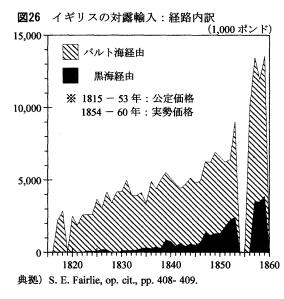


典拠) S. E. Fairlie, op. cit., p. 424.





典拠) S. E. Fairlie, "Shipping in the Anglo-Russian Grain Trade to 1870", Maritime History, Vol. 1, 2, 1971-72, pp. 159- 162.



契機としてむしろイギリス向け輸出が伸張し、1840年代後半には全体の40-60%を占める最大の販路に成長している(図 24)。対するイギリスのロシア穀物輸入も、取引穀物の中軸が燕麦から小麦へと転換する一方、その輸入経路はバルト海から黒海へと移行し(図 25)、この結果イギリスの対露輸入に占める黒海貿易の比重は20-30%まで上昇している(図 26)。前述の如くイギリス穀物輸入におけるロシアの地位は1840年代半ばより上昇し、ロシア市場はイギリス最大の穀物供給基地に成長したわけであるが、これは何よりもオデッサの穀物貿易に由来するのである。のなお工業原料の販路は不詳であるが、1830年代と同様イギリスが主要販路であったと想定すれば、1840年代以降オデッサは

原料・食料輸出の両面でイギリスとの紐帯を強化したことになる。

輸入に関しては、最大品目の地中海産品の場合、オリーブ油・果実については従来通りオスマン帝国が主要源泉であるが、葡萄酒についてはフランスの地位は後退、陸路で流入するギリシア・ハンガリー産品が台頭したとされる。植民地産品の砂糖は、4分の3がイギリス経由で流入した。工業製品の場合、詳細は不明ながら、オーストリア商船のドナウ河海運を通じてドイツ製品が伸張、バルト海貿易と同様、イギリスの比重は後退傾向にあったと推定される。^の

d) 市場構造 黒海貿易の正確な市場編成は不詳だが、主要品目の動向から判断して、輸出はイギリス、輸入は南欧諸国を中心にしたと推定される。かくしてオデッサは穀物輸出を推力としてイギリスから巨額の貿易黒字を獲得する一方、イギリス商船は有力なオデッサ向け商品を欠くなか、多くが商品未積載のまま、バラストのみ積載して来航している(表 23)。バラストの中心は燃料用の木材、あるいは 1830 年代の汽船航行開始によって需要が高まる石炭であり(表 24)、これらはイギリス本国から直接輸送されたほか、途上の地中海諸国でも購入されたが、商品未積載でオデッサに入港したイギリス商船の多くがコンスタンチノープル経由で寄港している事実から判断して(表 23)、同港が重要なバラストの調達拠点であったと推定される。

ところでイギリスは地中海市場、とりわけオスマン帝国に対して綿製品の輸出を梃子として大幅な貿易黒字を獲得しており、1838 年の英土通商条約に続く 1840 年代前半には輸出総額・貿易黒字とも倍増している(図 27 ②)。この事実は、イギリスがロシアに対して巨額の貿易赤字を抱えていたことと著しい対照性を示すとともに(図 27 ①)、イギリスはオスマン帝国への黒字でもってオデッサへの赤字を決済していたこと、換言すれば、イギリス・オスマン帝国・オデッサの間で三角貿易が成立していたことを意味する。すなわち、イギリス商船はオスマン帝国・イタリアなど南欧・地中海諸国に対して綿製品をはじめとする工業製品を輸出する一方、これらと交換に地中海産品・バラストを購入してオデッサに輸出し、その後オデッサにて小麦を買い付けてイギリス本国に搬送する、一連の貿易連関が成立したのである。こうした三角貿易の形成は、第三国経由の英露通商を解禁した 1842 年の英露通商条約、あるいは中継貿易を全面的に自由化した 1849 年の航海条令廃止によって、制度的に保証されていたと言えよう。⁽⁸⁾

表23 イギリス商船の寄港

											(隻)
	ロシア全港								オデ	ッサ	
. [総数		南欧	経由	トルコ経由		総数	積荷	積荷	なし
	計	積荷	積荷	積荷	積荷	積荷	積荷		あり	計	トルコ
		あり	なし	あり	なし	あり	なし				経由
1835								109			
1836								159			
1837		ļ						132		i i	
1838											
1839								305			
1840								163			
1841								112			
1842		ľ				}		173	80	93	
1843								174			
1844	٠,				İ			177			
1845								128			
1846								222	35	187	137
1847	2,944	617	2,327	17	92	9	215	208			
1848	2,353	849	1,504	61	127	16	131	298			
1849	2,321	757	1,504	14	47		66	190			
1850	1,876	1,068	808		99		69	121			
1851	1,875	553	1,322	(65		68	126	64	60	57
1852	2,020	686	1,334	10	69	1:	81	226			
1853								275	25	250	247

※ 南欧はイベリア両国・イタリア・マルタ・イオニア・ギリシアを含む。
 典拠) ロシア入港商船は、Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1851, Vol. LV-1[1408],
 pp. 10-14, 17-19; 1854-55, Vol. LII-533[1855], pp. 6-13. オデッサ入港船舶は、P. Herlihy, op. cit., pp. 254-261. 積載貨物の有無は、S. E. Fairlie, op. cit., pp. 334-335.

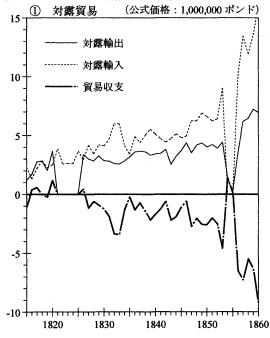
表24 オデッサ石炭輸入

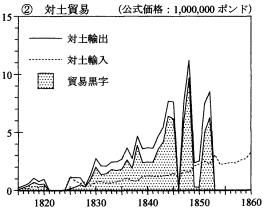
(生)

	総量	総額
	(トン)	(ルーブリ)
1834	7	15,165
1835		
1836		64,840
1837		60,290
1838		132,121
1839		
1840		
1841	5,100	
1842	11,000	
1843	13,100	
1844		
1845	11,000	
1846		
1847	14,300	
1848	23,000	
1849	16,400	
1850	23,156	
1851	23,000	
1852	23,791	
Gt B	ritain Pon	liamontary

Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1851, Vol. LV- 1 [1408], p. 58; 1854- 55, Vol. LII- 533[1855], p. 68; S. E. Fairlie, op. cit., p. 336.

図27 イギリスの対露・対土貿易





※ 1853 - 60年: 申告価格 典拠)

① S. E. Fairlie, op. cit., pp. 408- 409.

② F. E. Bailey, British Policy and the Turkish Reform Movement: A Study in Anglo-Turkish Relations 1826-1853, New York, 1942, p. 74; R. Kasaba, The Ottoman Empire and the World Economy: The Nineteenth Century, New York, 1988, pp. 122-123.

③ ルーマニア穀物貿易の生成

ルーマニア両国は 1829 年のアドリアノープル条約・追加条項によってオスマン向け穀物供出の義務を解消する一方、1833 年の基本法によって自由な貿易活動を保証され、オスマン帝国経済の枠組から脱却して世界市場と接続する法的条件が整備された。続くロシア進駐部隊の撤退後、両国君主は通商活動を促進する種々の施策を展開している。第一に運輸体系に関して、モルダヴィア君主M・ストゥルザは 1835 年よりヤッシー=ブコヴィナ道路の建設に着手する一方、ワラキア君主A・ギーカはドナウ河支流の橋梁建設・補修を進め、輸出向け物資の円滑な輸送を図った。第二に港湾都市に関して、ドナウ河畔の貿易拠点としては、モルダヴィアのガラツ、ワラキアのブライラが存在するが、両国君主とも都市機能・港湾設備・穀物倉庫の整備に努め、なかでもガラツは 1830年代後半を通じて登録店舗数・居留世帯数とも倍増、ルーマニア随一の商業都市に成長した。第三に関税制度について、モルダヴィア君主M・ストゥルザは、オデッサを模範として 1834 年にガラツを自由港に指定、かつ小麦への輸出関税を免除しており、続く 1840 年にはワラキア君主G・ビベスク Georghe Bibescu (1842 – 48 年) もブライラを自由港に指定している。[®]

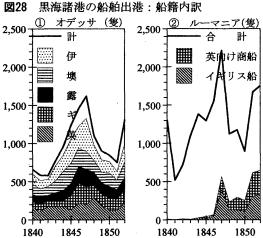
この結果 1830 年代後半を通じて両港の海運活動は急速に成長し、ガラツの入港船舶は年間 800 隻に、ブライラの入港船舶は 300 隻から 500 隻まで上昇した。続く 1840 年代には両港合算で 1,000 - 2,000 隻を推移しているが、これはオデッサの船舶寄港を大幅に上回る数値である(図 28)。両 港とも海運活動は外国商船によって遂行され、船籍内訳では旧宗主国のオスマン商船が依然最大の 比重を占めるものの、ヨーロッパ系商船の活動も着実に上昇している(表 25)。なかでもオースト リアは 1831 年に「第一ドナウ汽船会社」Erste österreichische Donau Dampfschiffahrts Gesellschaft を 創業してドナウ汽船事業を先導し、1840 年には運送料金の引下・郵便業務の代行を条件に本国政 府からドナウ海運事業の独占権を獲得し、ウィーン=ブライラ航行の半分を支配した。⁽¹⁰⁾ 他方、 イギリス海運も 1840 年代から参入を始め、1840 年代後半には両港を出港する船舶総数の 20 %を 占めた。その際、注目するべきことに、イギリス船籍以外の外国商船であってもイギリスを目的地 とする船舶が多数存在し、イギリス船・外国船を含めたイギリス向け商船の比重は 1850 年代初頭 で 40 %まで上昇、その絶対総数はやはりオデッサを出港するイギリス船籍を上回っている(図 28)。 👊 ところでイギリスは航海条令の規定によって第三国商船の対英貿易を制限するなか、1838 年 7 月3日の英墺通商条約によってオーストリア商船を当該条令の適用から免除、すなわちオーストリ ア商船が第三国の産品(=ルーマニアの穀物)をイギリス国内に搬入することを認めており、した がってルーマニア両港を出港したイギリス向け外国商船としては、オーストリア商船が重要な役割 を果たしたものと推定される。(12) かくしてオーストリアはルーマニア穀物のイギリス向け輸出に よってプロイセン主導のドイツ関税同盟に対抗的な独自の経済圏を模索する一方、イギリスはオー ストリア商船を媒介とするルーマニア穀物の輸入によって南部ロシアを補完する穀物市場を確保し たのであり、いずれにせよロシアはオデッサ穀物貿易を保全するべくルーマニア支配を画策しなが ら、皮肉にもその将来を脅かす強力なライバルを生み出したと言えよう。(i3)

両国の海外貿易は 1830 年代まで輸出・輸入とも 2,000 万レイ前後であったと思われるが、1840 年代より急速に上昇、なかでも輸出は 1840 年代で 3,500 - 5,000 万レイ、1850 年代で 6,000 - 9,000 万レイまで増大している(表 26)。輸出の最大品目は各種穀物であり、モルダヴィアの場合、1830 年代には全体の 30 %程度に留まっていたが、1840 - 50 年代には総額の 70 - 80 %まで上昇している(表 27)。輸出穀物の中心は小麦・トウモロコシであり、小麦はガラツ・ブライラ合算で 1830 年代後半の 20 - 30 万クォーターから 1840 年代の 40 - 50 万クォーターへと、また飼料向けトウ

	ギリシア		オスマン帝国		オース	トリア	イギリス	
	隻	1,000トン	隻	1,000 トン	隻	1,000 トン	隻	1,000トン
1847	630	94.5	663	76.5	144	29.0	151	22.6
1850	860	154.8	174	29.4	96	19.5	108	17.7
1853	1,049	1,993.1	406	56.3	111	19.5	205	35.2
1856	996	1,578.2	125	13.6	239	46.0	161	32.1
1860	1,354	1,637.6	703	70.1	186	46.5	374	96.7

表25 スリナ水道通航船舶:船籍内訳

典拠) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, Balkan Economic History, 1550-1950, Bloomington, 1982, p. 102.



典拠. ① P. Herlihy, op. cit., pp. 254-261. ② P. Cernovodeanu/B. Marinescu, "British Trade in the Danubian Ports of Galatz and Braila between 1837 and 1853", *Journal of European Economic History*, Vol. 8, 1979, pp. 713-714.

表26 ルーマニア海外貿易 (100 万レイ)

		\1	<u>00 11 レイナ</u>
	輸出	輸入	収支
1818	20	20	0
1832 - 37	23	22	1
1840	35	20	15
1843	50		50
1850	47	28	19
1850 — 54	60	32	28
1855 — 59	89	54	35

典拠) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., p. 103.

表27 モルダヴィア輸出貿易:品目内訳

	総額	うち	没物
Ĺ	(100 万レイ)	100 万レイ	千ヘクトリットル
1847	30 (100)	12 (40.0)	691
1850		30	1,118
1853	52 (100)	45 (86.5)	1,591
1856	58 (100)	40 (69.0)	1,527
1860	72 (100)	59 (81.9)	1,728

典拠) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., p. 102.

モロコシも両港合算で 1830 年代後半の 10 - 25 万クォーターから 1840 年代の平均 37 万クォータ ーへと上昇した(表 28)。(14)とりわけドナウ河流域の沃野に恵まれたワラキアの輸出拠点ブライラ の成長が顕著である。(15) 両港の小麦輸出はロシア黒海諸港のそれと比較して 20 - 30 %の比重に とどまるが、各種穀物の合算では、ロシア諸港が小麦輸出に特化していることもあり、ロシア・ル ーマニア諸港の格差はより接近している(表 29)。ルーマニア穀物の輸出販路としては、基本法の 施行後もこれまで通り旧宗主国オスマン帝国の首都コンスタンチノープル向け輸出が圧倒的な比重 を占めたが、加えてモルダヴィア穀物はオーストリア・イタリアに、ワラキア穀物は墺領トランシ ルヴァニアに、漸次輸出を拡大している。(16) 注目するべきは 1840 年代後半に始まるイギリス向け 輸出の伸張であり、1850 年代には小麦輸出の 30 %を吸収してオスマン本国に次ぐ第二の小麦販路 に成長する一方、トウモロコシについては輸出総量の 50 %を占める最大の販路として機能した(表 28)。(17) この結果、モルダヴィアの場合、輸出全体の相手市場において旧宗主国オスマン帝国の比 重が急落する一方、英墺向け輸出が上昇し、なかでも 1850 年代にはイギリスが最大の輸出販路と して台頭している(表 30)。対するイギリス穀物輸入に占めるルーマニア市場の比重も上昇し(表 31)、小麦の場合で 1840 年代の1-2%から 1850 年代の4-6%へと、各種穀物の合計では 1840 年代後半の4%前後から 1850 年代の概ね6-9%へと、大幅に上昇している。この結果、エジプ ト・小アジアを含むオスマン帝国領土は、1850年代前半においてイギリス穀物輸入の20%を占め、

表28 ルーマニア穀物輸出

4X20	10	•	-	松竹州
	小丰			

(1,000 クォーター)

	ガラ	ツ	ブラ	イラ	合 計		
	総 量 イギリス向け		総 量	イギリス向け	総 量	イギリス向け	
1837	98.380		75.792		174.172		
1838	171.813		61.524		233.337		
1839	148.117		143.184		291.301		
1840	230.568		132.596		363.164		
1841	100.845		84.692		185.537		
1842	154.675		160.121		314.796		
1843	107.634		322.343		429.977		
1844	166.535 (100)	1.326 (0.8)	347.888 (100)	18.607 (5.3)	514.423 (100)	19.933 (3.9)	
1845	180.032 (100)	2.328 (1.3)	319.940 (100)	17.917 (5.6)	499.972 (100)	20.245 (4.0)	
1846	110.902 (100)		327.526 (100)	2.658 (0.8)	438.428 (100)	2.658 (0.6)	
1847	180.860 (100)	23.281 (12.9)	390.818 (100)		571.678 (100)	23.281 (4.1)	
1848	113.605 (100)	31.702 (27.9)	159.484 (100)	6.305 (4.0)	273.089 (100)	38.007 (13.9)	
1849	173.797 (100)	47.405 (27.3)	117.346 (100)	4.655 (4.0)	291.143 (100)	52.060 (17.9)	
1850	140.652 (100)	78.871 (56.1)	283.290 (100)	83.113 (29.3)	423.942 (100)	161.984 (38.2)	
1851	134.474 (100)	35.368 (26.3)	283.106 (100)	100.593 (35.5)	417.580 (100)	135.961 (32.6)	
1852	187.555 (100)	98.586 (52.6)	343.584 (100)	85.336 (24.8)	531.139 (100)	183.922 (34.6)	

2	トウモロコシ Indi	an Corn				(1,000 クォーター)
	ガラ	ツ	ブラ	イラ	合	計
	総量	イギリス向け	総量	イギリス向け	総量	イギリス向け
1837	86.964		24.313		111.277	
1838	58.374		37.200	·	95.574	
1839	133.762		57.172		190.934	
1840	189.037		68.586		257.623	
1841	35.394		26.818		62.212	
1842	93.531		10.221		103.752	
1843	140.662		122.309		262.971	
1844	174.023 (100)	4.724 (2.7)	128.221 (100)	0.698 (0.5)	302.244 (100)	5.422 (1.8)
1845	157.101 (100)	0.735 (0.5)	124.714 (100)	7.704 (6.2)	281.815 (100)	8.439 (3.0)
1846	336.627 (100)	52.863 (15.7)	163.145 (100)	4.228 (2.6)	499.772 (100)	57.091 (11.4)
1847	318.605 (100)	176.878 (55.5)	619.115 (100)		937.720 (100)	176.878 (18.9)
1848	143.727 (100)	95.497 (66.4)	292.115 (100)	120.640 (41.3)	435.842 (100)	216.137 (49.6)
1849	258.763 (100)	163.671 (63.3)	332.532 (100)	168.161 (50.6)	591.295 (100)	331.832 (56.1)
1850	122.875 (100)	82.810 (67.4)	149.734 (100)	64.055 (42.8)	272.609 (100)	146.865 (53.9)
1851	350.682 (100)	295.200 (84.2)	646.617 (100)	286.882 (44.4)	997.299 (100)	582.082 (58.4)
1852	329.279 (100)	28,550 (8.7)	725.259 (100)	337.948 (46.6)	1.054.538 (100)	366,498 (34,8)

典拠) P. Cernovodeanu, "An Unpublished British Source concerning the International Trade through Galatz and Braila between 1837 and 1848", Revue roumaine d'histoire, Vol. 16, 1977, p. 5; idem/ B. Marinescu, op. cit., pp. 716-717.

小麦についてはロシア市場に肉薄、各種穀物の合計ではロシア市場を超過するに至った。(18)

また輸入については、最大の輸入相手は何よりも隣国オーストリア、次いで旧宗主国オスマン帝国であった。品目編成は不詳ながら、各種繊維製品、皮革製品、各種日用雑貨(金属食器・磁器・ランプ)など工業製品についてはドイツ・オーストリア製品が圧倒的比重を占め、この結果ルーマニアではその産地にかかわらず外来の工業製品一般を「ドイツ物」nemescu と呼ぶ慣習さえ発生している。オーストリアはドナウ河を有すると同時にトランシルヴァニアを媒介として両国と国境を接しており、ルーマニア貿易において有利な地位にあったのである。(15) なおイギリス商品(工業製品・植民地産品)の場合、例えば 1850 年において、モルダヴィアでは 4,968,005 レイ、ワラキアでは 6,750,097 レイの輸入を記録しているが、それぞれ輸入総額の 7 分の 1、6 分の 1 を占めるにすぎない。なかでも工業製品に関してイギリス製品はオーストリア・ドイツ製品の 3 分の 1 にとどま

表29 黒海諸港の穀物輸出

① 新ロシア

(1,000 チェトベルチ)

	- (V.L									(2,000 /	
			小 麦			燕麦	ライ麦	大 麦	2	合計:	千クォーター
	オデッサ	タガンローク	その他	計	千クォーター						
1837	950	482	377	1,809	1,302	12	89		68	1,991	1,434
1838	991	725	476	2,192	1,578	7	73	1:	31	2,413	1,737
1839	1,210	1,174	265	2,649	1,907	20	62	,	67	2,811	2,024
1840	789	776	142	1,707	1,229	39	. 2		12	1,765	1,271
1841	720	616	109	1,445	1,040	10			2	1,474	1,061
1842	863	738	112	1,713	1,233				.	1,718	1,237
1843	1,170	631	107	1,908	1,374	9	36		7	1,965	1,415
1844	1,263	789	278	2,330	1,678	25	148		49	2,640	1,901
1845	1,777	714	225	2,716	1,956		77		23	2,872	2,068
1846	1,955	905	176	3,036	2,186		312	:	21	3,427	2,467
1847	2,798	2,043	225	5,066	3,648	34	510	,	77	5,758	4,146
1848	1,958	709	275	2,942	2,118	2	52		12	3,035	2,185
1849	1,567	486	195	2,248	1,619		4		9	2,338	1,683
1850	1,567	717	95	2,379	1,713	1	15		9	2,488	1,791
1851	998	725	413	2,136	1,538		6		11	2,479	1,785
1852	1,893	1,823	433	4,149	2,987	9	443		53	5,015	3,611

 $\frac{1}{2}$ ** 1 チェトベルチ= 5.77 ブッシェル= 0.72 クォーター (8 ブッシェル= 1 クォーター)

② ルーマニア (1.000 クォーター)

<u>(2)</u>	ルーマー) (1,000 クオーター)									
	小 麦			}	トウモロコシ			大 麦	合	計
	ガラツ	ブライラ	計	ガラツ	ブライラ	計	ガラツ	ブライラ	左記合計	その他含む
1837	98	75	174	86	24	111		28	313	479
1838	171	61	233	58	37	95		106	435	530
1839	148	143	291	133	57	190		42	525	671
1840	230	132	363	189	68	257		80	700	744
1841	100	84	185	35	26	62		20	268	
1842	154	160	314	93	10	103		73	492	
1843	107	322	429	140	122	262		168	861	
1844	166	347	514	174	128	302		211	1,028	
1845	180	319	499	157	124	281	13	175	971	
1846	110	327	438	336	163	499	46	177	1,161	
1847	180	390	571	318	619	937	26	300	1,836	1,828
1848	113	159	273	143	292	435	28	193	930	
1849	173	117	291	258	332	591	60	72	1,015	
1850	140	283	423	122	149	272	52	44	793	
1851	134	283	417	350	646	997	71	105	1,591	
1852	187	343	531	329	725	1,054	96		1,682	

典拠)① V. Kardasis, *op. cit.*, pp. 122- 123; M. L. Harvey, op. cit., pp. 375- 390.② P. Cernovodeanu, op. cit., p. 5; P. Cernovodeanu/ B. Marinescu, op. cit., pp. 716- 717. その他を含む合計については、G. Harlaftis, op. cit., p. 66.

り、ルーマニア両国の輸入相手としてイギリスは第三位の地位にあった。⁽²⁰⁾ とはいえイギリス輸出貿易の観点から見れば、ロシアが 1845 - 46 年の関税改革で依然として工業関税を維持し、イギリス製品の流入を制限したのに対して、ルーマニア市場は 1833 年の基本法によって輸入関税を低率の 3 %に設定しており、将来有望な輸出市場として期待されたことも確かである。実際クリミア戦争前夜においてイギリスのルーマニア向け輸出は、そのロシア向け輸出を超過する。⁽²¹⁾

こうしたオーストリア海運を媒介とするイギリス=ルーマニア貿易の成長に対し、オデッサ穀物 貿易の衰退を懸念するロシア政府は、ルーマニア海外貿易の生命線とも言えるドナウ河ロスリナ水 道の管理権によって、船舶の安定航行に不可欠な砂州除去工事を妨害、1850 年代初頭を通じて当該水道の船舶通航を度々撹乱する。この黒海穀物貿易をめぐる英露対立=「スリナ水道問題」は、英露関係の悪化・英墺両国の接近を加速し、クリミア戦争の重要な誘因となっている。⁽²⁾

表30	モルダウ	(%)			
	オスマン帝国	オーストリア	イギリス	フランス	イタリア
1843	60	5	4	10	
1845	43	32	3	8	
1847	14	9	28	28	10

典拠) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., p. 105.

表31 イギリス穀物輸入:市場内訳

① 小麦 (1,000 クォーター)									
	合 計	ロシア				オスマン帝国			
		バルト海	黒 海	小 計	ルーマニア	エジプト	その他	小 計	
1841	2,410 (100)	20 (0.8)	80 (3.3)	100 (4.1)	(0.0)	7 (0.3)	1 (0.0)	8 (0.3)	
1842	2,717 (100)	28 (1.0)	260 (9.6)	288 (10.6)	(0.0)	38 (1.4)	15 (0.6)	53 (2.0)	
1843	940 (100)	3 (0.3)	31 (3.3)	34 (3.6)	(0.0)	14 (1.5)	1 (0.1)	15 (1.6)	
1844	1,099 (100)	4 (0.4)	101 (9.2)	105 (9.6)	20 (1.8)	27 (2.5)	18 (1.6)	65 (5.9)	
1845	872 (100)	11 (1.3)	23 (2.6)	34 (3.9)	20 (2.3)	1 (0.1)	6 (0.7)	27 (3.1)	
1846	1,433 (100)	41 (2.9)	164 (11.4)	205 (14.3)	3 (0.2)	8 (0.6)	22 (1.5)	33 (2.3)	
1847	2,656 (100)	380 (14.3)	463 (17.4)	843 (31.7)	23 (0.9)	121 (4.6)	110 (4.1)	254 (9.6)	
1848	2,581 (100)	195 (7.6)	327 (12.7)	522 (20.2)	38 (1.5)	17 (0.7)	16 (0.6)	71 (2.8)	
1849	3,845 (100)	47 (1.2)	547 (14.2)	594 (15.4)	52 (1.4)	128 (3.3)	116 (3.0)	296 (7.7)	
1850	3,739 (100)	69 (1.8)	569 (15.2)	638 (17.1)	162 (4.3)	247 (6.6)	66 (1.8)	475 (12.7)	
1851	3,812 (100)	35 (0.9)	664 (17.4)	699 (18.3)	136 (3.6)	533 (14.0)	176 (4.6)	845 (22.2)	
1852	3,060 (100)	27 (0.9)	707 (23.1)	734 (24.0)	184 (6.0)	393 (12.8)	53 (1.7)	630 (20.6)	
1853	4,915 (100)	252 (5.1)	819 (16.7)	1,071 (21.8)	227 (4.6)	357 (7.3)	249 (5.1)	833 (16.9)	
1854	3,431 (100)	21 (0.6)	486 (14.2)	507 (14.8)	120 (3.5)	303 (8.8)	163 (4.8)	586 (17.1)	
1855	2,668 (100)	(0.0)	(0.0)	0 (0.0)	10 (0.4)	437 (16.4)	84 (3.1)	531 (19.9)	
1856	4,072 (100)	468 (11.5)	292 (7.2)	760 (18.7)	125 (3.1)	535 (13.1)	149 (3.7)	809 (19.9)	
1857	3,438 (100)	297 (8.6)	409 (11.9)	706 (20.5)	24 (0.7)	204 (5.9)	16 (0.5)	244 (7.1)	
1858	4,242 (100)	160 (3.8)	452 (10.7)	612 (14.4)	134 (3.2)	465 (11.0)	75 (1.8)	674 (15.9)	
1859	4,001 (100)	204 (5.1)	681 (17.0)	885 (22.1)	30 (0.7)	377 (9.4)	44 (1.1)	451 (11.3)	
1860	5,881 (100)	219 (3.7)	1,082 (18.4)	1,301 (22.1)	97 (1.6)	197 (3.3)	67 (1.1)	361 (6.1)	

(2) <u>s</u>	<u> </u>	4					(1,00	0クォーター)
	総計		ロシア			オスマ	ン帝国	
		バルト海	黒 海	小 計	ルーマニア	エジプト	その他	小 計
1841	3,627 (100)	48 (1.3)	82 (2.3)	130 (3.6)	13 (0.4)	105 (2.8)	1 (0.1)	119 (3.3)
1842	3,697 (100)	98 (2.7)	260 (7.0)	358 (9.7)	19 (0.5)	105 (2.8)	16 (0.5)	140 (3.8)
1843	1,433 (100)	51 (3.6)	30 (2.1)	82 (5.7)	35 (2.4)	53 (3.7)	1 (0.1)	89 (6.2)
1844	3,030 (100)	97 (3.2)	104 (3.4)	201 (6.6)	31 (1.0)	96 (3.2)	26 (0.8)	153 (5.0)
1845	2,429 (100)	159 (6.5)	30 (1.2)	190 (7.8)	44 (1.8)	75 (3.0)	37 (1.6)	155 (6.4)
1846	4,752 (100)	301 (6.3)	172 (3.6)	473 (9.9)	64 (1.3)	128 (2.7)	38 (0.8)	230 (4.8)
1847	11,912 (100)	1,602 (13.6)	531 (4.5)	2,151 (10.1)	577 (4.8)	542 (4.6)	450 (2.8)	1,458 (12.2)
1848	7,528 (100)	371 (4.9)	342 (4.6)	714 (9.5)	273 (3.6)	358 (4.2)	189 (2.5)	774 (10.3)
1849	10,669 (100)	340 (3.2)	572 (5.4)	913 (8.6)	398 (3.7)	392 (3.0)	424 (3.9)	1,141 (10.7)
1850	9,019 (100)	363 (4.0)	589 (6.5)	973 (10.6)	217 (2.4)	558 (6.2)	276 (3.1)	1,052 (11.7)
1851	9,618 (100)	572 (5.9)	762 (7.9)	1,344 (13.9)	624 (6.5)	958 (10.0)	475 (4.9)	2,058 (21.4)
1852	7,764 (100)	343 (4.4)	957 (12.3)	1,301 (16.8)	713 (9.2)	777 (9.9)	212 (2.7)	1,691 (21.8)
1853	10,173 (100)	634 (6.3)	1,070 (10.5)	1,704 (16.8)	665 (6.5)	643 (6.3)	744 (7.3)	2,052 (20.2)
1854	7,909 (100)	168 (2.1)	539 (6.8)	707 (8.9)	147 (1.9)	588 (11.3)	303 (3.8)	1,038 (13.1)
1855	6,278 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (0.4)	746 (11.9)	161 (2.6)	931 (14.8)
1856	9,339 (100)	826 (8.8)	389 (4.2)	1,215 (13.0)	332 (3.6)	806 (8.6)	347 (3.7)	1,485 (15.9)
1857	9,169 (100)	967 (10.5)	1,034 (11.3)	2,001 (21.8)	270 (2.9)	421 (4.6)	212 (2.3)	904 (9.9)
1858	11,293 (100)	963 (8.5)	1,318 (11.7)	2,281 (20.2)	783 (6.9)	780 (6.9)	463 (4.1)	2,026 (17.9)
1859	10,270 (100)	1,020 (9.9)	1,384 (13.5)	2,404 (23.4)	705 (6.9)	674 (6.6)	313 (3.0)	1,692 (16.5)
1860	14,494 (100)	1,179 (8.1)	1,593 (11.0)	2,772 (19.1)	1,315 (9.1)	476 (3.3)	462 (3.2)	2,253 (15.5)

典拠) Gt. Britain, *Parliamentary Papers*, 1864, Vol. LVIII- 169[387], pp. 2-3, 12-13; P. Cernovodeanu/ B. Marinescu, op. cit., pp. 716-717, 720-721.

註

- (1) 各種穀物の合算でもイギリス向け輸出の比重は上昇している。前述 1827 32 年の平均総量 2,842,000 チェトベルチにおいてイギリス向けは 735,000 チェトベルチ (25 %) であったが、1856 63 年の平均総量 8,394,000 チェトベルチにおいてイギリス向けは 3,538,000 チェトベルチ (42 %) を占めた。S. E. Fairlie, op. cit., pp. 169-170.
- (2) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 170-171.
- (3) J. H. Crapham, "The Last Years of the Navigation Acts (I)(II)", English Historical Review, Vol. 25, 1910.
- (4) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 85-86, 124-125.
- (5) P. Herlihy, op. cit., pp. 207- 208.
- (6) S. E. Fairlie, op. cit., pp. 110- 111, 173- 175, 185- 187.
- (7) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 96-97.
- (8) P. Herlihy, op. cit., pp. 216-218; S. E. Fairlie, op. cit., pp. 333-336.
- (9) M. Emerit, op. cit., pp. 200- 206, 213- 215; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., p. 96.
- (10) M. Emerit, op. cit., pp. 206- 207; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., pp. 106- 107.
- (11) P. Cernovodeanu/ B. Marinescu, "British Trade in the Danubian Ports of Galatz and Braila between 1837 and 1853", Journal of European Economic History, Vol. 8, 1979, pp. 713-714.
- (12) J. H. Crapham, op. cit., pp. 491- 495; V. J. Puryear, *International Economics and Diplomacy in the Near East: A Study of British Commercial Policy in the Levant 1834- 1853*, Berkley, 1935, pp. 138- 143.
- (13) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 87-88,
- (14) なお穀物以外の輸出品目に付言すれば、トリエステ・マルセイユには大麻・亜麻・亜麻仁油、オーストリア にはワラキア産の羊毛・ロウソク・蜂蜜・海産物、オデッサにはモルダヴィア産の葡萄酒・塩、またオスマン本 国には木材・畜産品(食肉・獣脂・石鹸・皮革・乳製品)、以上が供給された。M. Emerit, op. cit., pp. 216-217.
- (15) 1843 49 年においてブライラのイギリス向け出港船舶は7隻から128隻に、小麦輸出は7,000 クォーターから298,392 クォーターまで上昇した。R. R. Florescu, "The Rumanian Principalities and the Origins of the Crimean War", Slavonic and East European Review, Vol. 43, 1964, pp. 63-64; V. J. Puryear, "Odessa", pp. 210-211.
- (16) F. Colson, "Merchants and Trade after 1829", D. Warriner (ed.), Contrasts in Emerging Societies, Bloomington, 1965, pp. 170- 174; C. Buse, "Le commerce exterieur de la Moldavie par le port du Galati, 1837- 1847", Revue roumaine d'histoire, Vol. 12, 1973; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, op. cit., pp. 103- 104.
- (17) P. Cernovodeanu/ B. Marinescu, op. cit., pp. 716-717, 720-721. イギリス市場の地位に関しては、P. Cernovodeanu, "An Unpublished British Source concerning the International Trade through Galatz and Braila between 1837 and 1848", Revue roumaine d'histoire, Vol. 16, 1977. なおルーマニア穀物に対する評価は既にアーカートのトルコ市場論に見られる。V. J. Puryear, Straits Question, pp. 109-110, 116-117.
- (18) 1842 年においてイギリスは黒海より 216,000 クウォーター、カナダより 214,000 クウォーターの穀物を輸入する一方、トルコ (ルーマニア・エジプトを含む) から 121,000 クウォーターを輸入するにとどまった。しかし 1847 年のアイルランド飢饉に際してルーマニア穀物 (小麦・トウモロコシ・ライ麦・大麦) の輸入は 1,836,647 クウォーターに急増し、クリミア戦争前夜の 1852 年には黒海・カナダ穀物はそれぞれ 957,000 クウォーター・126,000 クウォーターであったのに対し、トルコ穀物は 1,875,000 クウォーター (うちルーマニア穀物は 713,875 クウォーター) に達した。 M. Marinescu, "Economic Relations between the Romanian Principalities and Great Britain (1848-1859)", Revue Roumaine d'Histoire, Vol. 3, 1964, pp. 272- 274; V. J. Puryear, Straits Question, pp. 122- 123, 125- 128. なおイギリス関税統計では 1840 年代半ばからルーマニアが独立の市場項目としてオスマン帝国より分離する。
- (19) M. Emerit, op. cit., p. 215.
- (20) B. Marinescu, "Economic Relations", pp. 273, 278-279. また、御園生眞「三月前期ハプスブルク(オーストリア・ハンガリー)帝国の貿易構造 1831 1847 年」北大『経済学研究』第 33 巻第 3 号 1983 年、67、71 72 頁。
- (21) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 87-88, 93-94, 125-128.
- (22) V. J. Puryear, Straits Question, pp. 133-135; idem, International Economics and Diplomacy, pp. 207-212.

むすび

最後に以上の論点を整理しよう。

19 世紀前半を通じてロシア穀物生産の拠点は中央黒土地帯から温暖・肥沃な南部ステップ=新ロシアへと漸次移動し、生産活動の主体は賦役農奴から貢租農奴へと、さらには領主地農民=農奴から国有地農民=自由農民へと移行する傾向にあった。国内における生産・供給能力の向上は、西欧世界における産業革命の進展・農業生産の低落=穀物需要の上昇と相俟って、ロシア外国貿易の品目・市場構造を規定し、輸出品目の主力は北部一帯を産地とする工業原料=船舶用品(大麻・亜麻・木材)から黒土地帯を源泉とする食料=穀物へと、後者の品種も灰色穀物(大麦・ライ麦・燕麦)から小麦へと転換する。これに伴い輸出貿易の動脈は、工業原料の産地を控える聖ペテルブルク拠点・ズンド海峡経由のバルト海貿易から、南部ステップの穀倉地帯を後背地とするオデッサ拠点・両海峡経由の黒海・地中海貿易へと旋回する。仕向け先としては、旧来のバルト海経由原料輸出、新たな黒海経由穀物輸出とも、最大の工業国家イギリスが主要販路として台頭し、バルト海諸港に居留するイギリス商人、地中海商業に精通する英系ギリシア商人が海運活動を牽引した。

経済構造の再編はツァーリズム国家の変質を促進し、既にアレクサンドル一世・ニコライー世時 代を通じて、なお領主利害を代弁する地主国家の性格を内包しつつも、次第に領主利害に対して自 律的な官僚国家の萌芽が生成する。まず外交政策については、外相ネッセルローデのもとで、西部 方面においてこそ農奴体制と矛盾する自由主義=ポーランド独立運動を抑圧した反面、バルカン方 面ではオデッサ穀物輸出を牽引するギリシア商人の民族運動=独立戦争を支援し、かつ 1828 - 29 年の露土戦争によって海峡通航の国際的な自由を確認、続く 1833 年の墺露ミュンヘングレーツ協 定・1844 年の英露ウィンザー協定ではオスマン領土の保全=海峡通航の安全を実現した。また土 地政策については、一方では領主利害への配慮から農奴制度が整備された反面、他方では軍事財政 を支える担税基盤、あるいは輸出貿易を牽引する生産基盤として、国有財産相キセリョフの農民改 革、新ロシア総督ヴォロンツォフの南部開発が展開された。さらに通商政策については、蔵相カン クリンのもとで、当初こそ農奴の出稼収入=領主の地代収入を保証するべく、1822 年の保護関税 ・輸入規制に立脚する高度な保護体制が整備されたものの、その晩年・没後には国家の関税収入= 軍事経費の基盤、あるいは英露の双務貿易=穀物輸出の推力を強化するべく、1841 年の関税改革 を頂点とする輸入解禁・高率関税へと転換、1845 年・50 年の関税改革によって実質的な自由貿易 へと移行する。こうした協調外交路線・自由主義関税を背景として、英露両国は 1842 年の通商条 約を締結、オデッサの黒海経由イギリス向け穀物輸出は未曾有の成長を遂げる。

他方、一連の露土条約(1812 年ブカレスト条約・1826 年アッケルマン条約・1829 年アドリアノープル条約)と 1833 年の基本法体制を基礎とする、ルーマニア両国におけるオスマン支配体制の解体=ロシア支配体制の成立は、戦略的にはオスマン帝国の支配領域を縮小してオデッサ海外貿易の安全を保障したものの、内政面では外来ギリシア貴族を一掃して土着ボイエールの農民支配を強化するとともに、貿易面ではオスマン向け貢納体制を解消してルーマニア市場の世界経済への編入を促進し、流通面では 1840 年の墺露通商条約がギリシア商人の黒海海運に対抗的なオーストリア資本のドナウ河航行を後援するなか、ボイエールの農民支配・オーストリアの海運活動に立脚するルーマニア穀物のイギリス向け輸出が加速することになった。こうしてロシア南下政策は、ロシア農奴体制の限界を打開するオデッサ穀物輸出を保障した反面、経済的にはイギリス市場をめぐるルーマニア穀物輸出との競合関係を醸成し、したがって外交的には英墺両国の対露包囲とクリミア戦争への道程を用意したのであり、ここに南下政策の孕む根本的な自己矛盾があったと言えよう。